この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

東京都千代田区丸ノ内二ノ八仲十二号館六号四一二室
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

一九二八——一九二九年

國際關係通鑑

—◇—

法學博士

松原一雄著

國際聯盟協會發行

319
M255k

国立国会
35. 3. -1
図書館

513675

はしがき

國際關係通鑑第二卷——一九二八—一九二九年分——を玆に上梓するに當つて、今更其の名稱のことや、發刊の趣旨目的などについて、呶々するのは不必要と思ふ。それらは第一卷の「はしがき」に讓ることにする。

これも亦前卷既に述べた所ではあるが、私は本著の執筆に當り何等のプレポセツシヨンを持たない。唯國際問題を研究しつつある學徒として出來得る限り正しく、國際關係の鳥瞰圖を描き出さうと試みたものである。筆端迸つて或は評論に及んだ所もあらうが、是を是とし、非を非としたのに過ぎない。

終りに一言すべきは、或章の附屬として、若干の公表文書又は議會演說等を收錄したことについてである。これは讀者によつては、或は目障りとせられるかも知れぬ。が、他方には之を有用視せられる讀者のあるであらうことを窃かに期待しつゝ之を附加したのである。之を繁雜とか何とか、難癖つけられる人よりも、之を便利なりと思料せられる方が讀者中優かに多いであらうと信じて、斯くした次第である。

昭和四年四月

松原一雄

凡例

一、此の『國際關係通鑑』は毎年一回發行するものであつて、毎年三月に終る既往一箇年の國際關係を記述するを以て、其の目的とする。故に今回の發行に係る一九二八―一九二九年分は昨年四月より本年三月に至る一年間の記述を目的とするものであるが、尚ほ補充するに昨年一月より三月に至る記事を以てした。

一、前年度の國際關係通鑑(一九二七―一九二八年分)を本著第一卷と稱して本書に之を引用した個所が尠くない。

一、本書に於て『本年』とあるは、前後の關係若くは特別の指示に依り別異の解釋を爲すべき場合の外、昭和四年(一九二九年)を指すものと了解せられたい。

一、本書に於て『現在』、『目下』、『未だ』等の語を所々に使用してあるが、右は前後の關係に依り若くは特別の指示に依り別異の解釋を爲すべき場合の外、本年三月下旬を標準とするものと了解せられたい。

昭和四年四月

著　者

國際關係通鑑（一九二八―一九二九年）

目次

第一編　日本を中心として……一

第一章　外交の相對性……一

（日英米對支政策の比較研究）。外交の相對性。米國の對支政策。ケロッグ國務卿の對支聲明。ホルンベク氏と對支政策。英國の對支自由政策。チェーンバレン氏の執着力。日本の對支政策。支那の英米人顧問傭聘。內外債整理問題。日支關係の現狀及將來。

第二章　所謂積極政策……三

第五十六議會に於ける田中外相の演說。右に對する幣原男の質問演說。田中外相の答辯。……三一

第三章　山東出兵……三二

第二次及第三次山東出兵。支那側の抗議。山東撤兵如何。山東出兵是か非か。

（附屬第一號）第二次山東出兵に關する帝國政府の聲明……三五
（附屬第二號）駐支芳澤公使の山東出兵覺書……三六
（附屬第三號）羅外交總長より芳澤公使宛抗議……三七
（附屬第四號）國民政府の對日抗議……三八
（附屬第五號）第三次山東出兵に關する帝國政府の聲明……三九
（附屬第六號）山東出兵抗議に對する我駐在公使の回答……四〇

第四章　濟南事件……四一

五月三日の事件。軍事當局者の交涉。矢田總領事の交涉。我方の四條件。芳澤公使の交涉。會議の頓挫。事件の解決。關係の公文。

（附屬第一號）五月三日の事件（五月六日陸軍省公表抄錄）……五一
（附屬第二號）五月八日の事件其他（五月十三日陸軍省公表抄錄）……五二
（附屬第三號）南京政府より國際聯盟への訴願……五六
（附屬第四號）濟南に於ける日支兩國軍隊衝突の事情……五七
（附屬第五號）濟南事件交涉開始當時の我條件公表……六二

第五章　支那に於ける排日運動……六三

對支貿易と日本。支那人の經濟斷交觀。對支貿易と英國。日支共存共榮。我生存權。經濟的安全。排日の原因。支那の反日會。對

日經濟絕交計劃大綱。懲辨奸民條例。支那官憲の態度。排日排貨の狀勢。其影響範圍。商務官の視察。排日果して終息するか。

第六章　權益の擁護か、責務の負擔か（滿蒙に對する我國の主張）……六七

權益の擁護。特殊利益。「內外人安住の地」問題。權利か、責務か。議會の論戰。滿洲の靜謐と權益の擁護。右の靜謐は我特殊利益か。誤解の處なきか。少くも疑問。門戶開放と安住地問題。支那の主權と安住地問題。

（參考の一）　幣原男爵の質問演說……八一

（參考の二）　昭和四年二月六日官報號外貴族院議事速記錄抄錄……八二

第七章　五月十八日の滿洲覺書……八三

滿洲の治安維持に關する帝國政府の聲明。覺書の內容。覺書の意義。外國に對する反響。

（附屬第一號）　我覺書に對する南北政權の抗議……八六

（附屬第二號）　郭松齡事件に於ける我態度……八七

第八章　滿蒙交涉の經過……八八

政府の答辯。鐵道問題。商租問題。解決難の理由。支那自身の鐵道熱。支那と滿鐵。支那と東支鐵道。東三省の外交權。滿蒙問題の將來。我國の生存權。

第九章　滿蒙政策の指導原理……九七

スローガンとしての特殊利益。特殊利益の意義。國內消費か。滿蒙政策の指導原理としての適否。生存權。國家の安全（生存）。經濟上の安全。國防の安全。自存自衞の權。四國借款團當時。華府

會議當時。現在及將來。
（參考）特殊利益についての研究……一〇一

第二編　支那を中心として……一〇八

第一章　北伐の完成と東三省の易旗……一〇八

北伐の進捗。張作霖の退京。北伐の完成。南北の統一か。王正廷氏の電報。張作霖の爆死。林總領事と張學良氏との會見。張學良氏の村岡軍司令官訪問。南北妥協の一時中止。方本仁。林權助男。東三省の易旗實行。張等の通電。南北統一の實現か。忠告か、干涉か。成功か、徒勞か。統一政府と列國の承認。
（附屬）張作霖遭難事件……一一四

第二章　南京事件……一一六

五國の同文通牒。米國の單獨解決。其內容。英國の同事件解決。其內容。佛伊の解決。其內容。我國の未解決。其理由如何。
（附屬第一號）米國と南京事件……一三一
（附屬第二號）英國と南京事件……一三六
（附屬第三號）佛國と南京事件……一三九
（附屬第四號）伊國と南京事件……一四〇

第三章　國民政府の對外政策（所謂不平等條約撤廢）……一四三

スローガンとしての不平等條約撤廢。六月十五日の對外宣言。七月一日の招請狀。七月七日の第二次宣言（不平等條約撤廢）。臨時辨法。所謂滿期國に對する廢棄通告。米國國務長官の對支通告。

米支關稅條約の調印。獨支條約。諾支條約。白支條約。伊支條約。
丁支條約。葡支條約。蘭支條約。英支條約。瑞(典)支條約。佛支
條約。西支條約。關稅自主權の回復。新通商條約締結の約束。治
外法權撤廢承認國。最惠國約款。日支間互惠關稅協定問題。不平
等條約の撤廢に關する支那側の準備如何。重要法典の準備。支那
側の抱負。
(附表)　千九百二十八年締結支那國及列國間新條約一覽表……一四〇
(附屬第一號)　國民政府の對外宣言……一四一
(附屬第二號)　米國政府の對支通告……一四二
(附屬第三號)　亞米利加合衆國及支那國間關稅條約……一四四
(附屬第四號)　白耳義國「ルクセンブルグ」國同盟及支那國間修好通
商暫定條約……一四六
(附屬第五號)　「グレート・ブリテン」國及支那國間關稅自主條約……一五一
(附屬第六號)　王正廷氏の對外政策に關するステートメント……一六一
(附屬第七號)　國民政府外交次長唐悅良氏の外交方針演說放送……一六三

第四章　日支通商航海條約に關する交涉……一六五

一九二六年の支那側通牒。我方の回答。昨年の支那側通牒。我方
の回答。支那側の反駁。第二十六條の解釋。臨時辨法の適用。條
約の一方的廢棄は適法なりや。『事情の變遷』。我方從來の態度、
將來執るべき方針如何。
(附屬第一號)　日支通商航海條約の改訂提議に關する支那外交部公
文……一七一
(附屬第二號)　右に對する日本政府の回答覺書……一七二
(附屬第三號)　日支通商條約改訂問題に關する國民政府の通牒……一七四

（附屬第四號）帝國政府の回答……一七六
（附屬第五號）國民政府外交部よりの在支芳澤公使宛覺書……一七八
（附屬第六號）王正廷の談……一八一
（附屬第七號）芳澤公使の談……一八三

第五章　日支關稅協定……一八三
矢田總領事の交涉。過渡的措置。七種差等稅率の實施。日支間の交換公文。外務省告示。右に關する議會での質問。政府の答辯。新稅率の影響。輸出附加稅問題。

第六章　國民政府の承認……一八八
日本の事實上の承認（事實上の政府）。米國の事實上の承認。米國の法律上の承認（法律上の政府）。其時日如何。其他の國の法律上の承認。英國の仰々しき承認方法。我國は事實上の承認にて差支なきか。一般的事實政府としての承認か。奉天相手の交涉（張學良の外交權如何）。法律上の承認の前提要件。支那は此要件を具備せるか。條約の一方的廢棄と承認問題。變態的外交關係の不便。法律上の承認をなすべき時期如何。

第七章　日英と支那……一九七
日英の協調。ロンドン・タイムスの通信。其社說。英國外相の議會答辯。英國對支政策の不變。日英同盟の復活にあらず、日英の協商にもあらず、腹藏なき意見及情報の交換。新奇の試みにあらず。華府條約の履行か。我議會に於ける質問と答辯。

第三編　米國を中心として……二〇四

第一章　不戰條約……一

第一節　不戰條約の締結……一

米國の第一次提案。佛國の對案。ケロッグ國務卿の國際法學會に於ける講演。英國の對米回答。米國の第二次提案。巴里の調印式。ブリアン氏の演說。不戰條約の效力。國策の手段としての戰爭。制裁戰爭は如何。各國法曹の審議。各國民の良心。ロンドン・タイムスの不戰條約評。今後に於ける「戰爭」と「兵力の使用」。特殊利益。重大利益と不戰條約。『警察手段』。戰爭は「法の外」に置かれたるか。

（附屬）不戰條約（英文）……一〇四

第二節　不戰條約の解釋……一〇四

……二八

……二三

不戰條約には留保ありや。留保か、解釋か。米國國務卿の見解（四月二十八日の講演）——米國政府の「解釋」。自衞權と不戰條約。英國政府の「了解」。英國モンロー主義。佛國政府の「解釋」。米國上院（外交委員會）の解釋。「國策の手段としての戰爭」。クラウゼウイツツ。バットラー博士。ブリアン氏。佛國の對米回答。フエンウイク教授。ショットウエル教授。

第三節　『人民の名に於て』……一三

諸外國の不戰條約批准。クーリッヂ大統領の期待。田中總理の議會答辯。不戰條約と違憲問題。「人民」とは何ぞ。「人民の名に於て」とは何ぞ。條約解釋の第一原則（合理的意義に解釋すべきこと）。ケロッグ氏の所說。『世界輿論の後援』。『世界の輿論を背景として』。

……一三

蘭國政府の答辯。不戰條約第三條(大權干犯論の妄)。「留保」又は「解釋」をなすの當否。

第四節　不戰條約の價値……二三六

不戰條約と制裁問題。『世界の輿論』。道德的效果。ボーチヤード教授の法律論。其當否。第一條の價値。「戰爭を爲すの權利」今如何。疑義を決定するの標準と機關如何。英佛獨政府法曹の研究。第二條の價値。國際紛爭の平和的解決は果して如何。不戰條約違反者の受くる不利益。同條約前文の規定。聯盟規約やロカルノ條約は不用に歸せるか。

第二章　米國の海軍擴張……二四一

第一節　巡洋艦の新建造……二四一

クーリツヂ大統領の演說(昨年十一月十一日)。米國の海軍擴張熱。同國海軍擴張案の下院通過。大統領の敎書(十二月四日)。擴張案の上院通過(本年二月五日)。其內容。英米の建艦狀況。英國ブリツヂマン海相の說明。英國首相ボールドウイン氏の演說。

(附屬第一號)　列國海軍勢力比較表……二四六—七

(附屬第二號)　米國海軍擴張法……二四七

第二節　海洋自由問題の重要性……二四八

問題の法律的取扱と政治的取扱。ウイルソン氏と海洋の自由。ハウス大佐の所見。ボーラー氏の提案。米國海軍擴張法に於ける海洋自由問題。英米の海軍競爭と海洋自由問題との相關性。英國の傳統政策。英國の志士論客。ホーランド氏の意見。本問題の重要性。

第三章　英米關係……二四四

海洋自由のスローガン。ボーラー氏の議論。英國人の態度。ステイード氏の意見。英米當局者の言說に現はれた英米關係。英國外相二月六日(本年)の答辯。ハワード大使の「インターヴュー」。英國外務省のコムミュニケー。英米兩國內の政情と軍縮問題。

第四章　米墨紛爭の解決……二六〇

善隣關係とは果して世界に通用するの語なりや。米墨關係。三月廿八日(昨年)の米國政府コムミュニケー。米墨紛糾の原因。墨國憲法第二十七條。同國石油法。ヒューズ氏のステートメント。十年間の爭。一九二七年中の米墨關係改善。墨國高等法院の判決。石油法の修正。米國議會のロビンソン決議。米墨間密輸出禁止條約。米墨間未解決の問題。マロー主義。

第五章　米國のニカラガ干涉……二六五

ニカラガ問題の興味と價値。米國のニカラガ政策と我對支政策。他山の石。英人のニカラガ問題觀。マンチエスター・ガーデイアン紙。クーリツヂ大統領の敎書に於けるニカラガ。ハケツト敎授のニカラガ論。ニカラガ政策の矛盾と失策。如何なる口實、理由により米國はニカラガに干涉せるか。「重大なる特殊權益」。「米國人及外國人の生命財產の保護」。モンロー主義。「疑はしい權利」。如何なる方法により米國は干涉したか。出兵。革命政府の承認(傀儡政府の承認)。ブライアン・チヤモロ條約。出兵窮地に陷る。スティムソン大佐のニカラガ乘込み。同氏の調查及和平勸告。米國

ニカラガ大統領の選擧を監督す。選擧の結果。米國上院に於けるニカラガ出兵反對。フーヴアー大統領及スティムソン國務卿の政策如何。

第六章　ボリヴィアとパラグアイとの紛爭……二三四

南米諸國の國境爭ひ。ボリヴィアとパラグアイとの國境爭ひ。其由來。プエノス・アイレス議定書。兩國軍隊の衝突。聯盟理事會—ブリアン議長の活動。パン・アメリカ會議（仲裁裁判及調停會議）の活動。周旋及其受諾。受諾の條件。特別委員會のメッセージ。議定書の調印。九名委員會。

第七章　パン・アメリカ仲裁裁判及調停條約……二五八

ハバナ會議の決議。ワシントン會議開かる（昨年十二月）。二十箇國の代表。アルゼンテイン國の不參。クーリッヂ大統領の開會辭。ヒューズ氏の米國代表。パン・アメリカ仲裁裁判條約。法律的紛爭。國內問題の留保。モンロー主義の留保。ヒューズ氏の「手柄」。留保についてのヒューズ氏の見解。漸進的仲裁裁判に關する議定書。パン・アメリカ調停條約。調停機關。ゴンドラ條約による審査委員會の利用。同條約以外の周旋及居中調停。米國大統領が紛爭事件を取り上げるの餘地。「アメリカ人により、アメリカ國際法によるアメリカ紛爭の解決」（ゼームス・ブラウン・スコット）。

第四編　國際聯盟を中心として……二六三

第一章　國際聯盟と不戰條約……二六三

不戰條約と國際聯盟との關係。聯盟規約は不戰條約と相容るるや。

國際法上の一原則。佛國の所見。米國の所見。「保護」を增加したるか。「米國と國際聯盟との間の條約」。

第二章　第九回聯盟總會（聯盟に於ける軍縮問題の近狀）……二六七

第六回軍縮準備委員會。露國提案。他國の反對。軍縮案第二讀會の見合せ。第九回聯盟總會。獨逸代表の主張。ミュルラー氏の演說。佛國外相ブリアン氏の演說。佛國案、獨逸案。漸進論と急進論。漸進論の勝利。英佛海軍協定の影響。獨米の不滿。軍縮問題の前途に於ける困難。第九回聯盟總會の業績概觀。

第三章　聯盟理事會の業績……二九四

理事會の仕事。其困難。其業績。リトアニアとポーランドとの爭（ヴィルナ問題）。兩國の主張。『戰爭狀態の終了』か。ハンガリーとルーマニアとの爭。兩國の主張。歐洲に於て注目せられつつある問題。セント・ゴタード事件。本件の意義及重要性。少數民族問題。理事會に於ける同問題。同問題の重要性。獨逸・波蘭・リトアニア・ユーゴースラヴィア・ルーマニア・チエツコスロヴアキア等と少數民族問題。問題の內容。最近理事會に於ける同問題の經緯。

第四章　仲裁及安全委員會の業績……三〇三

仲裁及安全委員會の成立由來。標準條約案。國際裁判及び（又は）調停に關する條約（A・B・C・a・b・c）。非侵略及び（又は）相互援助に關する條約（D・E・F）。ゼネラル・アクト。理事會

の「周旋」に關する決議。ゼネラル・アクト及abc三條約の指導原則。留保。他の既存又は將來の條約との關係。標準條約案に關する杉村博士の說明。ゼネラル・アクトの前途如何。仲裁及安全委員會の業績概觀。

第五章　支那と國際聯盟……三一

支那代表の總會に於ける演說。ホワイト氏の所論。ホヂキン氏と支那。聯盟に於ける從來の支那問題。濟南事件について支那側の聯盟への訴願。之に對する聯盟の取扱。右に關する英國議會にての質問。日本の採るべき態度如何。

第六章　トーマ氏の來朝……三六

來朝の目的。我朝野との接觸。國際勞働條約と我國。望月內相の

議會答辯。トーマ氏の報告。トーマ氏と人種問題。ワシントン(八時間)勞働條約批准狀況。右批准問題に對する英國最近の態度。

第七章　アヴノール氏の極東訪問……三二

第九回總會に於ける非常任理事國の選擧。支那の落選。聯盟よりの慰問使か。アヴノール氏の極東訪問。同氏の支那各地歷訪。日本への來遊。日本に於ける演述。如何なる印象を得たるか。

第八章　米國の國際司法裁判所加入問題……三五

ケロッグ氏の同文通牒(本年二月十九日)。三年前の米國の申出。米國の留保事項。殊に該裁判所の勸告的意見に關して。當時關係諸國の右に對する態度。ケロッグ氏新提議の理由。國際司法裁判所規程改正問題。法律家委員會。ルート氏の出席。ルート案。ハ

ースト案。三月十八日の議定書。其内容。規程改正問題について
の報告書發表(三月廿五日)。

第五編　歐洲を中心として……三三一

第一章　英佛海軍協定の失敗……三三一

七月三十日(客年)のチェーンバレン氏議會演説。各方面に與へた
其影響。『英佛協商成る』か。米國の不興。ゼネヴアに於ける英佛
代表の辯明。所謂英佛海軍協定の公表。其内容。米國の反對。日
本の回答。伊國の反對。佛國讓歩の對價。豫備兵問題。獨逸の反
對、前記協定の運命。英佛の協調か、否か。
(附屬第一號)　海軍制限に關する英佛公文……三三八
(附屬第二號)　日本の回答……三四〇
(附屬第三號)　米國の回答……三四二
(附屬第四號)　伊國の回答……三四四

第二章　英國の外交……三四五

チエーンバレン外交。之に對する英國内の批判。傾佛か、不偏不
黨か。當局者の辯護。英佛海軍協定と英國の外交。英國の對米、
對獨關係。英國外交と獨立政策。

第三章　佛國の外交……三四九

ボアンカレー氏。ブリアン氏。佛國の「安全」と賠償。「安全」と軍
縮。「安全」とラインランド駐兵。「安全」と小協商。佛國外交の指
導原理。ブリアン氏の演説(昨年十二月四日)。獨逸との關係。ロ

カルノ條約。ライン撤兵問題。賠償問題。トアリー會見の回顧。
現に開會中の專門家會議に對する期待。ライン撤兵後の措置。英
國との關係。秘密外交。帝國主義の非難を排す。佛國の軍縮事實。
伊國との關係。墺國との關係。獨墺合併問題。不戰條約及國際聯
盟に對する態度。

第四章　獨國の外交……三五五

獨國對外政策の三要項。軍縮問題に對する獨國の主張。ラインラン
ド撤兵の主張。ストレーゼマン外相の巴里に於ける運動。ミュル
ラー首相のゼネヴアに於ける努力。九月十六日のコムミュニケー。
「撤兵速行に關する交涉」。撤兵問題と賠償問題とは無關係なりや。
佛獨の主張。撤兵後の監視機關（調査調停委員會）。賠償問題の「安
全且終局的なる決定」。財政專門家委員會。ギルバート氏の報告。
其斡旋。專門家委員會の開會。英、佛、米、獨の態度。樂觀か、悲觀
か。獨逸債券の商業化。ライン撤兵に關する獨逸主張の根據如何。
ストレーゼマン外相の演說。

第五章　露國の外交……三六六

チチエリン氏の休暇。リトウイノフ氏の活躍。ゼネヴアに於ける
活動。不戰條約參加。參加公文に現はれた氣焰。東歐不戰議定書
の發案。之に對する波蘭の態度。其對露回答。露國の應酬。不戰
議定書の調印。調印國。右議定書は露國外交の成功か。ル・タン
紙の批評。ルーマニアの加入とベツサラビア問題。露國新聞紙の
論調。右議定書の價値。リトウイノフ氏の外交演說（昨年十二月

十日)。露國外交の特色。米露關係。……三七五

第六章　伊國の外交……

ムソリニー氏の外交演說(昨年六月五日)。伊國の國際的地位。伊國との關係。ユーゴースラヴィアとの關係。アルバニアとの關係。伊佛關係の改善。伊佛間の交涉問題。バルカン諸邦との關係。ネトゥーノ條約。チエコ。ルーマニア。ブルガリア。ハンガリー。希臘。土耳古。ムソリニー氏のバルカン政策。最近の條約。アビシニア。タンジール。支那。

第七章　タンジールの國際的地位(國際管理の一形式)：……三八三

タンジール協定(昨年七月廿五日)。一九二三年の協定との關係。佛國のタンジールに於ける優越。西伊の不滿。右協定修正運動。

西國の態度。英國の提議。二國會議(佛西)。四國會議(佛西英伊)最後議定書。三箇の文書。國際立法會議。行政官及副行政官。警察力。混合裁判所。委任統治との酷似。

第八章　バルカンの形勢……三八七

ユーゴースラヴィア。其內憂、其外患。伊太利との競爭。アルバニア問題。往年の韓國か。大使會議より伊國への委任。伊國とアルバニアとの同盟(ティラナ條約)。伊國の經濟的進出。ユーゴースラヴィアの不安。ブルガリアとの關係。マセドニア問題。佛國とユーゴースラヴィア(同盟類似の關係)。英國と伊國との關係。希臘近時の態度。バルカン聯盟か。ヴエニゼロス首相。希臘とルーマニアとの條約。希臘と伊太利との條約。希臘とユーゴースラ

ヴイアとの條約。希臘とブルガリアとの關係。

第九章　羅馬問題の解決(法皇國の再現)……三九三

ラテラン條約(本年二月十一日)。羅馬問題の解決。ヴアテイカン市(國)。三個の文書。保障法の廢止。伊國の法皇(主權者として)承認。法皇の伊國(サヴオイ王朝)承認。財政的取極。法皇の對外關係。法皇と國際會議。コンコルダト。其重要性。宗教上の婚姻。宗教上の教育。カトリック教を國教とす。ムソリニー氏のヴアテイカンに對する從來の態度。フアシスト機關紙の得意。佛國等の不快。ラテラン條約の將來。

國際關係通鑑（一九二八―一九二九年）

第一編　日本を中心として

第一章　外交の相對性

（日英米對支政策の比較研究）

◇

力學に於てニュートンの絶對性原理が否なるか、アインスタインの相對性原理が可なるか、我之を知らぬ。哲學に於て絶對主義否なるか、相對主義可なるか、これも玆に論ぜんとする所ではない。玆には外交の相對性につき述べんと欲するものである。國際法及外交研究の大家ジョン・バセット・ムーア氏は一九二四年二月二十二日ペンシルヴエーニア大學に於て「相對性」と云ふ演題で一場の講演をして居る。「相對性」を以て人類の行爲を判斷するに當り評價の原則たるものとして居る。總ての物は相對的である。一切の事物は單獨孤立せるものにあらずして他の事物と關係を有するものであると說い

て居る。私は外交に於て特に其然るを見るものである。日本の外交は無論である。日本の對外政策は時の外務大臣一人の頭で勝手に作り得るものではない。實際の外交は空理空論ではない。又例へば積極政策と云ふ如き單純なる一の「スローガン」で萬事を解決し得るものでもない。外交政策は內外諸般の形勢を案じて定めらるべきものである。外交には相手がある。相手ばかりではない。時代の潮流や關係列國の政策も考量の內に入れねばならぬ。哲學者や理學者が書齋に於ける研究とは違ふ。否アインスタインの相對性が勢力を揮ふて居る世の中である。日本の外交は對支政策を以て其大部分を占めて居る。對支外交は支那の形勢に頓着なく、列國の政策を顧慮することなくして行はれ得るものではない。支那の形勢——玆に形勢とは軍事上の形勢を云ふのではない、政治上の形勢なること勿論である——其形勢が如何に動くか、列國が支那に對して自由政策を取るか、將た高壓政策を取るか、將た緩嚴如何なる掛引きを行ふか。此等の事實事相に對して無頓着に對支外交が行はれてはたまつたものでない。玆に謂ふ所は決して追從外交ではない。卑屈外交でもない。相對的外交である。外交としては當然の針路である。果して然らば英米等列強は支那に對して現に如何なる政策を取りつつあるか。又一方我國の政策——なるものありとせば——果して如何、これ以下に窺はんとする所である。

◇

一九二七年一月二十六日米國國務卿ケロッグ氏は對支聲明を公表して、支那に同情を寄せ、新興支那に迎合せんとする態度を示したことは既に本著第一卷(一三一頁)に述べた通りである。云ふまでもなく當時支那は未だ南北對立否四分五裂の有樣であり、國內混沌の時代であつたから、米國は支那に統一政府が出來さへすれば何時でも關稅及法權問題について支那と商議を開始するの用意を有する旨を吹聽したのである。客年六月革命軍北京に入り、所謂北伐完成の報、米國に傳はるや米國國務卿は七月二十四日を以て支那政府に對し更に一通の通牒を送つた。(ザ・ユーナイテッド・ステーツ・デーリー客年七月二十六日參照)其通牒文は滔々數百言、『支那に對する米國の好意は格言的なること』を述べ、新たなる支那の統一を確信する旨を說いて、米國政府は直ちに關稅率に關する交涉を開始するの用意あるを告げたものである。又『米國は支那の內政に干涉せんとするものにあらず、唯他國に對すると同樣、支那と友交關係を維持し、在留米國人の身體財產の保護を求め、及正當なる權利を享有せんことを欲するのみである。就中他國人に與へられる所に比し、差別的待遇を受くるなきを望むのみである』とも述べてある。此事は其當時恰も米國が一方に、ニカラガ國に對する內政干涉を實行しつゝあつて、ニカラガ國內の選擧が米國人の監視の下に行はれ、(第三編第五章參照)米國海兵即陸戰

隊がニカラガ國内を巡邏しつゝあつたことと對照觀察するに於て皮肉なるコントラストである。それは扨て措き右對支通牒に基き翌日（容年七月二十五日）駐支公使と國民政府財政部長との間に關稅條約の締結を見たことは別に述べた所である（第二編第三章參照）。米國は治外法權については何等商議に入る所がなかつた。否機敏に關稅條約丈けで一旦堯をつけて、王外交部長を唖然たらしめた。が、王氏も此上文句を附ける勇氣はなかつた。加之他の諸國との間にも米國同樣の條約を結んだ。他國も押すな押すなの騒ぎをして米國の後に從ふたことと亦別に述ぶる通りである（第二編第三章）。換言すれば米國の對支政策が列國をリードしたことは爭ふべからざる事實である。

◇

論じて玆に至るとき、私は容年七月―即ち右の對支通牒を發する少し以前に―米國國務省の極東局長として有名な支那通ホルンベク氏が米國政治社會學會の席上になした對支政策についての講演を回想せざるを得ぬ、（ザ・ユーナイテッド・ステーツ容年七月十一日及十二日參照）。同講演に於て同氏は米國の支那に於ける態度を歷史的に考察した後、國務卿ケロッグ氏前記聲明中の言を引用して『米國政府は支那の國民的覺醒に對し同情を以て注視しつゝある。支那の政治的進運は米國の歡迎を吝しまざる所である。米國政府は最も自由（リベラル）な精神を以て支那と交涉せんとするものである』ことを說くと同時に、『米國は支那在留米國人の生命財產の保護につき支那に期待して居るけれども、事實支那政府にして右の必要なる保護を米國人に與ふるの力なき場合は致方がない。米國政府自ら在留民保護の爲めに他國と同樣、兵を支那に送るの已むなきに至つたこともある。米國政府は奥地在住の米人に對して危險地より退去すべきを勸告したことはしたが、引揚を命令し强制するの手段はないのである。支那にある米國の外交官及軍事代表者は在留民保護の一事に至つては、各國の共同問題として他國と同一步調を取ることは國務卿及大統領の屢次聲明した通りである』と述べ、右の辯護めきたロ調を前置きとして、南京事件に言及し、『米國が米人の生命及利益の爲め兵力を使用したのは、平和手段として百計盡きたる上のことである』と云ひ、轉じて支那の內亂を見て、列國中或時或場合共同干涉、兵力干涉を行はんとし、或は特定の權力者を援助せんとし、又は勢力範圍を再現せしめんとしたものもあつたが米國は常に此等の措置に反對して來たことを擧げ、屢次の聲明と幾多の先例とにより固められた米國の對支政策は

一、機會均等の確保
二、支那の主權及領土保全の尊重
三、支那の內政に對する不干涉

四、協調主義

に在ることを高唱し、續いて協調主義の何物たるやを論じて居る。此點最も注目を値する。曰く

『協調は最も望ましき所であるが、又同時に最も實行の困難なるものである。兩國間の協調既に難し。況んや一ダースの國が關係することとなれば困難は數倍否數十倍する。抑も協調主義を實行する爲には、特定の場合特定の行動を取ると云ふ豫め決まつた取極め（コンミツトメント）がなければならぬ。或は多數決によるとか何とか云ふことがなければならぬ。又多數決によらぬ場合には各當事者が任意の行動を取るとか云ふことにならなくてはならぬ。ワシントン會議は支那に關する事項につき——或事項につき——協調すべきことを取極めてある。しかし取極めは一定の事を爲さずとの取極めである。尤も支那と特定國との間には一定の事を爲すの取極めもあり又爲さざるの取極めもある。しかし支那が條約上の義務を履行しない場合各國は共同一致の行動を取るとか云ふ樣な取極は何處にあるか。列强は右の場合共同して兵力を使用するの約束をしたことがあるか、米國の關する限り少くも斯かる約束に加入した覺えはない。協調の主義政策と云ふても一國又は數國の進まんとする方向に他國が總て追從しなければならぬと云ふのではない。協調についての明白なる取極めは單獨にても共同にても「侵略」を行はざるべしとの取極めである。共同して强制手段に出づべしとの取極めではない。協調主義を取る國と雖も、他國の積極的方針を引止めたり、又は之が實行に參加するを拒絶したりしても決して協調政策の文字にも精神にも背かないものである。實際に於て或國が他國の反對し又は拒絶するに拘はらず其積極方針を實行する國である』（と說きたるの後、更らにワシントン條約中の支那に關する九國條約第一條及第七條を引用し語を續で云ふ）『協調政策には長所もあれば短所もある。單獨行動政策も亦長所と短所とを有する、が、何れにせよ一國又は數國が單獨行動の權利を行使することは同時に之により爾餘の諸國に對し、其自ら單獨行動に出づるの權利を附與するものである。ワシントン諸條約の主義は協調の主義である。故に米國政府は關稅會議に於ても、法權會議に於ても列國と協調した。一九二六年北支動亂に當つては奉直警告にも行動を共にした。米軍は他國の軍隊と共に支那に於ける「警察手段」（警備のこと）にも協力した。南京事件に對する同文抗議にも步調を一にした。しかし其要求を支持する爲め强力に訴ふるには參加を拒絶した。協調の主義は各國共通の權利利益について一定の行動を取るに當り、意見の一致あるとき初めて實行に適するものである。』

と。これが協調主義に對するホルンベク氏の解釋である。支那に關する限り少くも米國現當局者の意

見であり、又其態度である。吾邦人は米國の協調主義に對する解釋斯の如くであることを豫め十分承知して置かねばならぬ。米國の協調主義に多くを期待するのは誤であることを豫め覺悟せねばならぬ。況んや米國の協調主義に不可能事を期待するが如きに於てをやである。右ホルンベク氏の講演は綿々として盡きぬ。氏は引續いて、玆に或問題が發生した場合―例へば(一)米人生命の保護(二)財産の保護(三)條約上の權利の行使について米國政府が其問題を取扱ふ上に於て、種々の方面より――殊に法律上、條約上の方面より――種々の事柄が考慮せられねばならず、同じ米國人中にも宣教師、商人、官吏等其立場の異るにより、同一問題についての利害や希望が岐るゝ點があり、又政府としては自國人のみならず他國との關係も考へなければならず、支那の內情や將來のことも考へなければならぬことを縷述して、對支問題の複雜性を說明したるの後、南京事件の解決に際し米國政府は支那人の國民的生活の健全なる發展に對する希望と、「例外性を有する義務に累せられざる主權」に對する要望とに對して、十分の同情を表したること、從て支那に於ける事態の改善(註一)と統一政府の發現を望むで切なるものであることを支那に告げたる旨を擧げ、

米國政府は支那國內に政治的混沌狀態が長く續くかも知れぬと思はぬではないが、基礎的事實を直視し且つ歷史の訓ふる所に從ひ、長計遠慮に出でたものであること。

大統領(米國)は條約の一方的破棄には應じ難いが、列國と共同にても、又米國單獨にても、「關稅及治外法權の全部に亘り」新しい條約を商議するの用意があること。

米國は他國民との機會の均等を望む丈けで、何等特殊の利益、獨占權又は勢力(特殊利益)範圍を望むものではないこと。

を擧說して、終りに結論として、米國政府今後の對支方針としては、從來の如く米國人の生命の保護及米國權益の擁護を以て方針とすべく、同時に支那の權益及要望をも考慮すべく、列國との取極め及共同責任の存する限りは列國と協調すべく、若し又事件が米支兩國間のものなるとき或は他國と支那との間のものなるときは、米國は單獨行動に出づべく、又他國が或目標に向つて行動せんとする場合、而してそれが米國の欲する所にあらざる場合にも米國は單獨行動を取るべく、防衛以外の目的の爲めに兵力を使用するの問題が發生した場合にも米國は單獨行動を取るべく、侵略の臭ひを發する如何なる活動にも米國政府は反對の態度を取るであらう、と獅子吼して居る。一場の講演ではあるが支那通であり當局者である丈け、其言說は一讀否三讀の價値があるやに見える。

◇

支那に於て露國の勢力が衰へて以來、英國の貫祿が加はつたことは別段異とするに足らぬ。ボロディ

ン否共産黨の挫跌と共に、英國の得意時代が來たのは別に珍らしくはない。しかし英國が先年廣東で苦められ、否長江筋で苦められて居る最中英國が支那に對して自由政策を取り、而して終始一貫之を把持して變る所なく、終に其對支政策に於て今日の成功を見るに至つたことは特筆大書するに足る次第である。英本國に於て今や賞讃を博して居る所であるが、人或は曰はん、支那に於ける英國のプレスティジの回復したのはチエーンバレン外相の功と云ふよりも、寧ろボロディン失脚の當然の結果であると。論者に請ふ、英國政府が一九二六年十二月十八日附で列國（ワシントン條約調印國）に宛てた通牒と、一九二七年一月二十七日を期し北京及漢口の支那政權に宛てた通牒とを熟讀せられんことを。此兩公文を熟讀するとき、英國の支那に於ける地位の今日あるは、決して偶然にあらざるを了解するに充分である（本著第一卷一〇八―九頁參照）。右の二文書は英國の對支政策―同國現內閣の對支政策―を披瀝して餘りあるものである。第一の文書に云ふ

『英國政府は支那國民の正當なる要望（レジティメート アスピレーションス）に出來得る限り副ふ樣に努めることを列國の對支政策となさんことを提言する。列國は支那の經濟的政治的發展は外國の補佐の下に於てのみなし得べしとするの考を棄てねばならぬ。而して支那の事態が落付いて來て、新國定稅率を公布するや否や、關稅自主權を支那に認むることを聲明せねばならぬ。支那の欲せざる外國の羈絆を支那に强ふるの意思は明かに抛棄せねばならぬ。文明國間に共通なる第一の義務たる條約の神聖を尊重することを支那に求めるのはよいとして、列國は條約改正に關する支那の要望の實質上の正當なることを認めねばならぬ。從て列國は條約の文字通り其權利をやかましく主張する從來の態度を變じて、支那政情の不安定なる現在の狀態にあつても出來得る限り之に應ずるの態度を取らねばならぬ。小事につき無益な抗議をなすの政策を止めて、重大利益の危殆に瀕する場合にのみ協力して有效なる抗議をすることにしなければならぬ。各場合事件の性質如何を考へて支那側の合理的提案に對しては、假令條約の嚴正なる解釋には反するも、同情的精神を以て之を考量するの雅量を示さねばならぬ。强き中央政府の樹立せらるるを待たずして、支那と友好的關係に入る事を以て列國の政策とせねばならぬ。右の政策を現在の狀況に照し、之を實地に適用することに外國が同意するは、英國政府の切望する所である。治外法權委員會の報告中にある或種の提言も、並に右報告中に記載なきも治外法權と云ふ中に入り得る或る他の改革も、現狀に於て差して遲滯なく實行し得るであらう。しかし玆にそれよりも急を要することがある。それはワシントン附加稅を即時無條件に支那に認むることである。關稅會議が不幸にして失敗に歸した爲め、支那に對し五年前に列國が約束した關稅增加が實現し得られぬと云ふ不都合を取除くに努力すべきの正當なるは英國政府の信ずる所である云々』。

右の末段が英國公文の主旨提案であるが、前段は英國が列國に對し對支方針を講釋すると同時に、自國の取るべき態度を披瀝したものである。滔々數千言、中々長文のものであつて、全文を譯出することは出來ないが、右に現はれた所丈けでも英國が如何に支那に對し所謂『正當なる要望』を容れんとするに急であるかを示して餘りある。尙ほチエーンバレン氏は前記の如く第二の公文即一九二七年一月二十七日の通牒を支那に發したのみならず、同日國際聯盟にも對支政策に關する覺書を提出して居る（本著第一卷一一五―六頁）、翌々日（一月二十九日）チエーンバレン氏はバーミンガム演說に於ても其對支政策を敷衍し、且つ英國は國家百年の長計より打算して、幾多の不便不利を忍ばんとするものであると云ふて居る（本著第一卷一一三―四頁）。最近に於て否客年八月南京事件の解決に際し英國公使の王外交部長宛覺書に於ても英國政府は條約改正に關する支那の要望の正當なるを認め、適當なる時期に於て交涉を開始せんとして居る旨を述ぶるに當り、前記一九二六年十二月及一九二七年一月の兩文書に於て、英國政府は其政策を宣明し且之を實施する爲め、出來得る限りの手段を執つた旨を指摘して居る。（第二編第二章附屬第二號參照）

◇

英國が支那に對して自由政策を採り出したことは敢て珍とするに足らぬ。保守黨內閣として自由黨ロイドジョージ等の對支那觀に動かされた感がないではないが、兎に角時代の潮流に乘つたと云はゞ敢て異とすべきではない。唯珍とし異とすべきは、右の英國の自由政策が當時殆んど嘲笑を以て否罵を以て支那の南北殊に陳友仁より迎へられたのに對し、英國が隱忍自重して其政策を變更しなかつたことである。當時英國の朝野官民間にはあまりにも英國の面目を蹂躙した支那側の態度に內實憤懣したものも尠なくなかつたであらう。又公然對支干涉、共同干涉を唱へたものもあつた筈である。しかし英國は右の自由政策が却て漢口、九江の租界を支那側に奪取せらるゝの結果を見るに至つても、敢て其政策を變更しようとはしなかつた。本年二月のザ・コンテムポラリー・レヴューに於て外交評論家グラスゴー氏はチエーンバレン氏の對支政策を批評して、支那人の「正當なる要望」を快く認めて終始易らざるの態度を取つたことは、支那をして今日滿足して英國と財政上及商工業上協力するに至らしめたものであると云ふて居る。殊にチエーンバレン氏獨得の「融通の効かぬ執着力」が、歐洲では英國の外交を不首尾に終らしめたが右の執着力は東洋に在りては英國の對支外交を成功に導いた原動力であると評して居る。蓋しチエーンバレン氏の歐洲外交は佛國との親交に虜はれ、ヴエルサイユ條約に捕はれ、今尙ほライン地方から撤兵せず、獨逸を英國から遠ざけるの結果を見つゝあるが、支那に對しては、やかましい條約論はせずに、自由政策を取りつゝあるの「コントラスト」を指摘して居る

のである。斯かる強固なる決心の下に實行せられつゝある英國の對支政策である。此政策を具體的の問題につき實施するに當り、南京事件でも、關稅條約でも米國から少しく出し抜かれた嫌はあるが、英國が米國に遲れたのは調印の日附丈けで、事實に於て英國は決して對支政策に於て米國に一籌を輸するものではない。

◇

飜つて日本の對支政策を顧みるとき、人をして光明より出で暗黑に入るの感なきを得ざらしむる。固より日本の對支政策に於ても、或時代には自由主義を採つたことがある。殊に所謂幣原外交に於ては前記英米に劣らざる自由主義を示したこと、既に世人周知の事實である。吾人は既に所謂幣原外交を記述したから玆には之を評論しない。本著第一卷參照)。唯玆には右英米の政策との對照上、左の一節を揭げることを許されたい。幣原前外相は前記ケロツグ、チエーンバレン兩氏の對支聲明と相前後して昭和二年一月十八日第五十二議會に於て外交演說中帝國の對支方針として擧げたる所は

第一、支那の主權及領土保全を尊重し、內爭に付ては絕對不干涉の主義を嚴守すること。

第二、兩國間に共存共榮の關係並に經濟上の提携を增進せんことを期すること。

第三、道理ある支那の國民的要望に對しては同情と好意とを以て之を迎へ其實現に向つて協力すること。

第四、支那の現狀に際し、及ぶ限り耐忍、寬大の態度を執ると共に、我正當且重要なる權利利益は飽く迄も合理的手段を盡して之が擁護に努むる覺悟であること。

の四項に亘り、前記英米の對支自由政策と其軌を一にしたものである(本著第一卷一六—七頁)。支那の『合理的要望』が——チエーンバレン氏の政策と同樣——幣原前外相によつても認められた。加之同外相は議會に於て之に解釋をも與へた(註二)。しかし我國は果して右の方針を固執したか。固より吾人と雖も其後內閣の交迭あつたことを忘るるものではない。しかし內閣の交迭は必ずしも常に對支外交政策の更改を意味するものではない。吾人は何等甲黨乙派の政策を云々するものではない。唯玆には日本の對支外交の協調主義の如き、主義としてはよいが、其實行實跡に至つては更に希望を容れる餘地がないではない。しかしそれは姑らく措き、ここには現在の我外交を眺めねばならぬ。田中內閣成るや『支那に於ける正當なる國民的要望に對しては滿腔の同情を表すること』『支那各地の政權に對しては不偏不黨の態度を取ること』『領土主權の尊重』『門戶開放機會均等主義』等も其對支政策中に列擧せられたが、一方には滿蒙の特殊地位、特殊利益の擁護が强調せられ、懸案の解決が高唱せられ、滿蒙に於ける『平和の維持』に關し、『內外人安住の地』たらしむることに關し

第一章　外交の相對性

『特に責務を感ずる』とか、或は『必要に應じ斷乎たる自衛措置に出で』とか、『排日排貨の運動を起すものに對しては機宜の措置を執る』とか、『滿洲の治安維持の爲「適當且有效なる措置」を執る』とか、條約の一方的破棄に對しては『條約上の權益擁護の爲其適當と認むる措置に出づる』とか云ふ文句が政府の公文に、當局者の聲明に、演說に連發せられては、此等の言葉が外國に向つては一種異樣の響を與へるのみならず、國內に於ても其眞意、眞價を疑ふものあるに至るは蓋し已むを得ざる所である。何れにせよ右の態度方針は之を以て自由主義に出づるものとは稱し兼ねる。殊に況んや『積極政策』の語が何處からとなく傳へられて、各方面に波及するに於てをやである。更に況んや山東出兵が二三度も繰返され、滿洲派兵が實施せられ、對學良勸告が實行せられるに於てをやである。外國人中此等の言動及現象を以て所謂侵略又は干涉の臭氣を發散するものと解するものありとせば、それが誤解なりとしても、何れにしても我國の利益ではない。外交の上乘なるものではない。『外交は目立たぬほどそれ丈け成功を齎らすものである』、自由政策は軟弱外交でもなければ、腰拔け外交でもない。反動政策は强硬外交でも積極外交でもない。寧ろ結果に於て消極外交である。前記の如く支那の『國民的要望』を考へ、英米の對支政策を惟ふに於て、反自由政策はアナクロニズムである。利益を追はんとして却て損失を招くものである。何を以てか爾か云ふ、我國が排日排貨に苦しみつゝある間に、一小

濟南事件で騷きつゝある間に、米支の關係は如何、英支の關係は如何。請ふ左の事實を見よ。

◇

支那國民政府は各國と關稅條約を結んだ際、其內外債整理の問題が之に付き纏ふて居るに顧み、內外債整理委員會なるものを設け、之が官制をも公布した、而して最近米國の財政通ケメラー教授以下多數の米國專門家を招聘した。本年二月既に同教授其他の人々は上海に到着し、目下其任務に就きつゝあると聞く。ケメラー教授は人も知る如く通貨のことに精通し、既に諸外國（十箇國）の顧問として働いた經驗を有する。今回同氏に同行して支那に赴いた人にニコラス・ヤング博士あり、「クレディット」の專門家である。ロッカート博士あり、租稅の專門家である。ベンジヤミン・ワレース博士あり、關稅通である。クリーヴランド博士あり、豫算通である。ワットソン氏あり、主計通である。其他各部門に輔助員（九名）あり、之に書記及書記助手を加ふれば大した數に上る、右の諸大家中ヤング博士はドーズ案に關係して米國委員として働いた人であり、ボーランド氏はアラスカ、ベルギー、小アジア、トランスコーカシヤの諸地方で任務に從事したことがある。前記諸員の俸給だけでも年額四十萬弗を支那は拂はねばならぬ。右委員は各專門に應じて顧問たるのみならず、各々其專門事項につき支那人を養成することにも從事する由である。尤も以上各大家

の前途に横はる困難は既に今より豫想されぬではない。支那政府が今回右の如く澤山の米國人を傭入れたことは果してブランドがサンデー・タイムスに於て評する如く、支那一流の慣用手段であり、一の芝居に過ぎないものであらうか。不平等條約撤廢と外國起債の目的を達せんとする爲め彼等を道具に使用するに過ぎないものであらうか。右等外國人は其內、嫌氣がさして逃げ出すであらうか。何は兎もあれ支那は此等の專門家にも種々の難問を提供して居る。各地方の貨幣制度は區區であり、紙幣の濫發其他による暴落は固より萬事滅茶々々になつて居る。各地軍閥は各自地方の收入を手當り次第に苛斂誅求して、勝手に私腹を肥やし、勝手に費消して居る。中央政府と地方官憲との間に一定の協議協定が纏まる迄は——そしてそれは現狀に於て困難であるが——右米國委員の仕事はアカデミックの價値を有するに過ぎまいと見られて居る。殊に該委員の任務は單純なる顧問であつて、何等改革を實行する權力を有せないからである。尙ほ右の外、國民政府は故孫逸仙の舊友にして米國の法律家たるロバートノルマン氏を鐵道省法律顧問として招聘した。又首都としての南京を改造する爲めには橋梁專門家ワツデル氏及技師二名をも顧問として聘した由である。獨り國民政府は右の如く米國人を招聘したのみでなく、最近英國人をも招聘した。即ちサー・フレデリツク・ホワイト氏は蔣介石によつて國民政府顧問として招聘せられた。同氏は曾て英本國の代議士であり、又其後印度立法議會の議長を勤めたこともあり、支那に關する著書を有し、最近支那に漫遊して支那を研究した英國の名士である。同氏は支那政府の俸給手當を固辭して、無給を條件として、其任務を引受けたと聞く。斯くの如く英米兩國から名士や專門家が顧問として招聘せられたに拘はらず、吾國からは果して何人が招聘せられたか。吾人は不幸にして未だ我軍人以外、國民政府に招聘せられ又は派遣せられたことを耳にせぬ。聞說らく前記內外債整理委員は先づ不確實債務を整理するに着手し、同債務十億元を各件別に精査し、場合によつては其一部を破棄せんとする意向もあり、西原借款の如き果して如何なる運命に遭ふか、相當憂慮せらるゝに至つて居る。而して不確實債務十億元は日本が四億四千萬元で、殆んど總額の五割を占め、殘りの五億六千萬元が英、白、佛、米の外債及び支那の內債となつて居る。右の如く重大の利害關係ある我國からは未だ一人の顧問も參加しないことに付ては、我財界では非難の聲が高まつて居ると報ぜられる（例へば本年三月一日東京日々新聞）。他方に於て道途傳ふる所によれば、米國新大統領フーヴアー氏の慫慂に基いて、十億弗の資金により支那經濟的改造委員會なるものが組織せられ、支那通貨の統一、交通機關の復舊、外債の整理等所謂支那ドーズ案の實施に着手することとなり、米國の一大富豪ヘンリー・フオードの如き後援者を有するとのことであり、前記ケメラー博士一行も此れと表裏の關係を有するやに風說せられる。右は果して如何なる程度まで信ずべきものなるやは、姑らく留

保するとしても、米支の關係、英支の關係が、支那貿易に於ては勿論、其他經濟的文化的に日に增し密接に向ひつゝあるは事實である。更らに三月二十七日南京發電として國民黨の全國代表大會に於て同黨の外交方針として(一)不平等條約の撤廢(二)主權互尊の主義に依る條約改正(三)外債整理の三項目が決議せられたとの報に接した。所謂不平等條約以外我對支借款の如きも前途懸念すべき問題である。若し夫れ米英の對支貿易に比し我對支貿易の現狀は如何、其前途は如何。排日排貨の前途は如何。我國は滿蒙だけに『深刻なる注意』を拂ふて居る內に、對支貿易は救ふべからざる打擊を受けた。日支經濟提携とか、經濟的發展とかを口にしても、滿洲は我資本を吸收する場所であつて、我入超貿易を救ふて呉れる場所ではない。人或は曰く『我日本は支那問題について列國をリードしなければならぬ』と。言や壯なり快なりではあるが、我國は抑も何を以て—如何にして—列國をリードせんとするのである か。財力を以てしてか、人才を以てしてか、主義政策を以てしてか、それとも兵力を以てしてか、辯舌を以てしてか、「プラフ」的聲明を以てしてか、宣傳を以てしてか。讀者諸君は果して右の問に對し如何なる答を與へられるか、如何なる答を與へ得られるか。

（註一）玆に「事態の改善」云々とは『所謂不平等條約を生ずるに至らしめた如き事態の漸次改善せられて、隨時不必要又は不適當となれるが如き條約上の諸規定を、適當の形式を履み且つ相互の同意に依つて、改訂したいとの趣旨を述べたるものである。（第二編第二章附屬第一號公文末尾參照）。これ不平等條約改訂に關する米國の意向が漸進的であつて、急進的にあらざることを示し、且つ條約は條約によつて變更廢止せらるべきものであつて、一方的に勝手に廢棄すべきものでないと云ふ見解を明かにしたものと見るべく、將來米國が支那との條約改訂をなす場合に對する方針態度を察するに足るの資料と云はざるを得ぬ。

（註二）昭和二年二月一日の衆議院本會議に於て幣原前外相の答辯演說の一節に曰く

『私の合理的と云ふ言葉はどう云ふ意味であるかと云ふことに就いては、私の合理的と申したのは普通の用例に依りまして、平易に正しい道理のあると云ふ意味で、必ずしも合法的或は條約に遵奉してと云ふやうな意味ではありません。支那の國民の希望が正しい希望であり、正當なる道理があると認めたなれば、之れに同情を以て迎へる。即ち斯う云ふ考へであります。若し之れに反して事實支那の國民の一部の人が持つて居る希望が日本の經濟的生存に對して之れを脅やかすと云ふが如き方法を以て自分の希望を達したいと云ふ事でありますなれば、之れは假定の場合でありますが、左樣な場合があれば、之れを我々は合理的とは認めることが出來ません。即ち我々は何うしても共存共榮の立場に立たなければならぬ。支那には良くても日本の經濟的生存が立たない場合は之れを合理的とは申せない。眞に共存共榮の基礎の上に於ての支那國民の希望であれば之れは喜んで我々は同意すると云ふ意味であります。又我が權利擁護の爲めに合理的手段を盡し其擁護に努める心算であると申したのは、即ち權利擁護の爲めに、みだりに兵力を動かすと云ふ事は其方法は合理的とは私は考へて居ない。要するに正しい道に依つて正しい目的に立つと云ふことが、私の合理的と申した意味であります』。

第一章　外交の相對性

第二章　所謂積極政策

田中內閣の外交が、所謂積極政策を以て其政策とするものであることは、其組閣以來世上に流布せられた所である。積極政策とは如何なる意味を有するか、又何人が如何なる意味に於て、又如何なる目的を以て之を流布したかは知らぬが、兎に角田中外交と云はゞ積極政策が「つきもの」の樣に世間では——少くも一部では解して居た模樣である。此事については私も既に本著第一卷（一九二七—二八年）に於て之に言及した（四六頁參照）。が、右積極政策についての爭は客年中外交時報誌上に於て客年は議會に於て此種の論戰を見得なかつたから、右の如き議論が外交時報誌上を賑はすに至つたものであらう。本年の議會に於ては新年匆々から朝野の外交論戰が——他の問題に關する論戰と共に——貴族院に於て行はるべく期待せられて居つた。果して幣原男は二月二日の議場に於て「國務大臣の演說に對する質疑」として下に揭ぐる如き演說を試みた。右は其前（即ち一月廿二日）田中外相の定例外交演說（下揭參考の　一參照）に對する質問演說であるから、兩者併せて左に之を揭ぐることとした。

尤も幣原男の質問演說は

第一問題として所謂强硬政策並に積極政策に關するもの

第二問題として東三省に於ける我國の地位に關するもの

第三問題として政府の張學良氏に對する南北妥協延期の忠告事件に關するもの

第四問題として山東出兵に關するもの

第五問題として內田樞密顧問官の歐米諸國歷訪に關するもの

第六問題として日支關係の大勢に關するもの

の六項に分れて居るが、第二問題以下は後に當該問題についてそれぞれ記述する際に讓ることとし、玆には唯右の第一問題に關する點のみを引用記載することとした。右の質問に對して田中外相は其答辯に於て（下揭參考の三參照）、『外交政策には强硬とか積極とか云ふことはあるべき筈のものではない』と述べてあるから、同外相自身積極政策の存在を否定した以上、今更玆に之を呶々する必要もないやうであるが、田中內閣成立當初其所謂『積極政策』は就中支那人を驚かしめた。遂に當時の國民政府外交部長伍朝樞をして芳澤公使に宛てた公文を發せしむるに至つたこと、而して其公文中には日本が支那に對し、殊に東三省及蒙古に於て經濟的及政治的帝國主義の新政策を行はんとするに對して深憂を禁ずる能はざること、此新政策は極東に於て一の「アルサス・ローレーン」問題を持上げるもの

であつて早晩世界の平和を危くするものであること、僅かに數省を支配するに過ぎざる北方軍閥を相手として日本が密かに如何なる約定を結んでもそれは決して支那民人の承認すべからざる底のものであることを並べてあるのを回想するに於て、(私は Ken Shen Weigh, Russo-Chinese Diplomacy, p. 338 より右を引用したのである)、前記田中外相の答辯は幣原男の質問と相俟つて內外人の誤解を解くため の資料として玆に掲ぐるのである。何れにせよ田中外相自ら積極政策を否認する以上—幣原男の語を借りて云はゞ『外務大臣は所謂強硬政策並に積極政策なるものを絶對に否認せられたるもの』なる以上、此上積極政策とは手段、目的乃至効果の上の積極を意味するや否やを詮議立てする必要はなくなつたものである。

（參考の一）第五十六議會に於ける田中外務大臣の演說（昭和四年一月二十二日）

諸君、私は外務大臣として昨年一月本院に對し我對外關係を御說明致しましたが夫れ以來今日に至る迄の外交問題の經過を玆に申述べたいと存じます。

諸君、帝國と聯盟各國との國交が益々親善を加へ又世界の平和が日を逐ふて、其の基礎を固くし帝國が之に十分の貢獻を爲しつゝあることは諸君と共に慶賀に堪へない所であります。

世界平和の點から見まして客年八月二十七日巴里に於て調印せられました戰爭抛棄條約は一つの重要なる約定であります。帝國は其の重要な性質に顧みて特に內田伯爵を全權委員として巴里に派遣し之に調印せしめたのであります。

帝國と諸列國との國交關係より見ますれば獨逸、英領新西蘭及ラトヴイア國との間に新に夫々通商條約若は取極の成立を見、又日露兩國間の新漁業協約も御批准を了するに至りました。

尙ほ北米合衆國とは益々經濟的關係が密接となり國交の親善を深くして參りますのは誠に欣賀に堪へない次第であります。唯數年來懸案となつて居りました所謂排日移民法は尙ほ未だ解決に至つて居りません。其の解決は全く日米兩國民相互の了解に俟つのでありまして此の了解も年を逐ふて深厚となりつゝあることを確信するのであります。

次に支那の狀況を見まするに過去十有五年の間殆んど絶ゆることなかつた戰亂も漸く鎭靜の域に入り一般に和平の機運が現はれる形勢を呈するに至りました。斯くの如きは常に隣國の慶福を念とする帝國の誠に喜ばしく感ずる處であります。

政府は支那國民が斯る機運を善用して一日も速に和平統一建設的大業を完成せんことを望んで止まないのであります。是れが爲には終始一貫深甚の同情を有し、支那と關係多き列國と協力して貢獻せんと欲して居るのであります。唯國民政府の前途には內外共に幾多の難關があるのでありますから、所期の目的を達成するが爲めには同政府に於ても今後一層の自重と穩健なる態度を以て事に當るの要あることは言を須ひぬ處であります。

若し夫れ滿洲に關しては同地方が我と接壤地帶なるが爲國防上政治上極めて重大なる關係にあるのみならず、曾て我國は帝政露國の侵略に對し國運を賭して同地方の自由を恢復したる歷史的關係あるが爲 我國民の同地方

に對する國民的感情は支那の他の地方に對すると異るものあるは當然の次第であります。加之、同地方に於ては今や百萬有餘の帝國臣民が在住し幾多重要なる權利利益が現存して居るのであります。從つて日本國民としては滿洲の事相に對し一層深刻なる注意を拂ふのは當然でありまして、帝國政府に於ては素より滿洲に於ける支那の領土主權を尊重し門戸開放機會均等の趣旨を確保徹底せしめ以て內外人安住の地たらしむることを切望するものなるが故に、此の地の靜謐を亂し若は我重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しましては之を排除する覺悟を有するものであります。政府は是迄此の方針に基き總てを適宜措置しつゝある次第であります。

之を要するに帝國政府の希望する所は日支兩國互に其の立場を理解し其の理解に基き互讓妥協の精神を以て腹藏なき意見の交換を行ひ由つて以つて從來の諸懸案を解決一掃するのみならず、更に一層協力して日支兩國民共榮の實を擧げ極東の平和を維持し延いて世界の文化進運に貢獻するに在る次第であります。

以上概略の說明に依り政府外交方針の大要を御了解下さつたことゝ信じます。政府は今後とも此の方針に依つて益々列國との友好關係を增進し帝國の權益を擁護伸張すると共に人類の平和に貢獻致したいと考へて居る次第であります。

（參考の二）幣原男爵の外交に關する質問（拔萃）

（昭和四年二月二日貴族院に於て）

私は外交に關する若干の問題に付きまして、疑を質したいのであります。其實疑は成るべく事實の細目に入ることを避けまして、主として政策の大體論に止める積りでありますから、外務大臣の御答辯を求めます。實疑の第一問題は、所謂强硬政策並に積極政策に關するものであります、現政府の部內には支那問題に付きまして、慮に强硬政策又は積極政策を唱へらるゝ方がありまして、外務大臣御自身は、從來公の御演說又は聲明書中に於て、斯かる御言葉を御用ひになつたか承知いたしませぬが、之を唱へらるゝ人々が現政府の要路にあり、又其聲が餘りに高いのでありまするから、廣く內外に傳はり、今や一般に强硬政策、又は積極政策を以て現政府の執つて居らるる對支方針の一大根幹をなすものと認めらるゝに至つたのであります、强硬と云ひ、積極と云ふが如き言葉は或は國內一部の民衆を煽動するのには效果があるかも知れませぬが、其政策の目標となる相手國に於きましてはそれだけ强く人心を刺戟することを免れませぬ、假に外國の政府の要路の人々又は之を支持する輿論が日本に對し强硬政策を執るべし、積極政策を以て臨むべしと云ふが如き意見を公表するものがありましたならば、我が國民は如何なる感情を以て之を迎へるでありませうか、我々は斯かる外國政府と協調し、協力し得る心持になれるものか、なれないものか、能く自ら顧みて見るが宜しからうと考へます、若し斯かる政策が理解し得らるべき一定の意味を有し、實行し得らるべき十分の可能性を有し、又實に世界の公論に訴へて疚しからざる正しき主張の根據を有するものであるならば、假令相手國の人心を刺戟するとも之が主張を憚るには及ばないのでありませう、併ながら强硬と云ひ、積極と云ふも、何等纏つたる意味あるのではなく、全く國際的影響を考へずして單に國內一部の民衆に媚んが爲に、其耳に好く響く文字を利用するに過ぎないものでありますならば、是實に一身の爲に又は一黨派の爲に、外交問題を玩弄物とするものであります、國家に禍することは是より甚しきものはありませぬ、玆に於て私が先づ明瞭に致して置きたいのは、政府は果して斯かる政策を是認せらるゝや否やと云ふ點であります、若し政府の御意見に依りますれば、强硬政策、積極政策と云ふが

如きは全く無責任なる放言である、斷じて政府の行動を左右するものではないと云ふことでありまするならば、外務大臣より此機會に於て、內外に向つて明白に斯かる政策を否認せらるゝことが、不必要なる國際的の誤解と反感とを除く所以でありまして、國家の爲に極めて望ましいことであると考へます、若し又政府に於て斯かる政策の全部又は一部を是認せらるるものであるならば、其是認せらるる强硬政策又は積極政策とは一體何を云ふのであるか、十分に御說明相成りますることは是亦內外の疑惑を解く上に於きまして必要であります、私の質疑の趣旨を明かにせむが爲に、此の二つの政策を分析しまして政府の御意見を伺ひたいのであります、先づ强硬政策なるものに付て考へまするのに、我が權利利益を擁護せむが爲には、前後左右をも顧みず强制力を背景として、一直線に驀進することが强硬政策の本旨でありまするならば、政府は果して斯の如き單簡なる政策が今日の複雜なる國際關係に於て果して實行し得らるると云ふ御見込でありますか、若し又我が權利利益を擁護する上に於きましても世界人心の趨勢に叅し、國家全局の利害を打算して、忍ぶべきものは之を忍び、進むべき場合は進むと云ふ趣旨でありまするならば、所謂强硬政策の特色は何處にあるのでありますか、斯く考へて見ますれば、强硬政策とは結局何を意味するものであるか、甚だ明瞭ではありませぬ、從て若し政府が之を是認せらるるのでありまするならば、玆に其意味を明かにせむことを望みます、之と共に所謂强硬政策に依つて、事實上日支の關係に何等か有利なる結果を齎らしたのでありますか、是亦御說明を得たいのであります、拳を振り上げることは必ずしも强味を示すものではありませぬ、却つて本人の輕率無考を現はすことがあります、又必ずしも爭を永遠に解決する所以でもありませぬ、却つて事態を益々紛糾せしむることがあります、拳を振上げたるが爲に相手方は飽然として、自分の從來の仕打が宜しくなかつた事を覺り、徒に無用なる抵抗を試みて自ら窮地に陷るの愚なることを認め、爾來雙方の關係は所謂雨降つて地固まると云ふが如き結果を生じますならば、此に於て初めて拳を振上げたることは眞の本人の强味を示すものでありまして、又爭を永遠に解決する一の方法とも言ひ得るでありませう、今日まで政府の執られたる强硬政策にして、何か現實に斯かる結果を生じたることがあるのでありませうか、例へば山東出兵は强行政策の遂行でありませうか、若し果して然りとせば山東出兵に依つて日支國交の現在並に將來の爲に、如何なる改善の實を擧げ得られたのでありますか、何等か雨降つて地固りたる形跡がありますか、私の深き疑は玆に存するのであります、次に積極政策に付きましても其正體を突き止めたいのであります、積極的と云へば現狀より一步を進めることを意味するやうである、我が權利利益の現狀を保善するだけでは寧ろ消極的でありまして、積極的とは云はれますまい、果して然らば政府が其現狀より一步を進められむとする目的物は、政治關係にありますか、外務大臣の累次の御聲明に依りますれば、政府は東三省に於ても其他支那の何れの地方に於きましても、日本と是等の地方との政治上の關係に一步を進めて、何等か特殊なる事態を作り出さんとするが如き計畫も、意思も、有つて居られないのであると推測せらるゝのであります、此點に於て若し私の推測に誤解がありまするならば、明白に之を御指摘あらむことを希望いたします、若し誤解が無ければ所謂積極政策の目的物は、純然たる經濟上の關係に在るものと考へなければなりませぬ、若し經濟上の關係を增進せしむるの意味であるならば、是は極めて當然のことでありまして、何も事新しく積極政策などと觸れ廻り、現內閣の執つて居られる對支政策の特色と言ひ得る程のものではありませぬ、唯玆に疑を存するのは政府は其觸込み以外に事實果して、支那全體若くは特に東三省方面に於ける日支間の經濟的關係を增進せむが爲に、如何なる努力を試みられたのであるか、此點であります、新聞紙に現はれたる報道に依り

ますれば、政府は一昨年支那の內亂の未だ酣なるに際して、在支公使並同國各方面の要地に駐在する領事館を當地に集め、之を東方會議などと稱し、現に支那に住所を持つて居る外交官領事官が單に政府限りの參考までに腹藏なく述べたものと察せらるる意見を公然新聞紙に發表し、內外の耳目を聳動せしめたのであります、斯の如き方法は日支の關係に不利なる反響を與へざるを得ませぬ、果せる哉、東方會議結了後、政府は支那官憲に對して何等かの交涉を開始せらるるや否や、東三省地方に於ける未曾有の排日運動となり、楊宇霆氏の失言問題となり我國に對する人心の激昂は支那の中央竝南部の諸方面にまでも波及いたしまして、結局日支交涉は一と先づ中止の外なきに至つたのであります、又數箇月前には突然在奉天總領事を經て、商租權問題の解決を東三省官憲に促されたやうでありまして、一時は之に關する報道は新聞紙を賑はしたのでありまするが、其交涉も亦東三省官憲の反對に遭つて忽ち立消えの姿に陷つたやうに見える、其後の消息は杳として聞えませぬ、是等の交涉が所謂積極政策の遂行でありまするならば少くとも今日までは何等進捗せる形跡を認められませぬ、從つて若し政府が積極政策を支持せられるものであるならば、是亦其政策は如何なる意味を有するものであるか、又政府は之が遂行の爲に現實に如何なる施設を成し遂げられたのでありますか、御說明を得たいのであります。（以下略）

（參考の三）　右に對する田中外相の答辯（拔萃）（二月二日）

只今幣原男爵より外交のことに付て種々御尋がありました、私はこれに對して出來得るだけ御親切に御答を致したいと存ずるのであります、先づ以て此外交政策は、强硬とか積極とか云ふことの政策が私はあるべき筈のものでないと考へて居ります、要するに自分の主張に正しき筋道を辿つて、而して其國の權利、利益を擁護する爲に努力すると云ふことが、私は外交の筋道だと思ふのであります、之を强硬とか、積極とか云ふことは、是は唯人がそれに名を附けるだけのことで、何等外交の筋道に左樣のことがあるべき筈はないと存じます、のみならず又一黨派の爲に此外交の事態を彼此れすると云ふことは、是はあり得べからざること、又あつてはならぬことであると私は考へて居ります、而して假令其國の權利、利益を擁護する必要がありとは申せ、濫に威力を用ゐると云ふことは、是は避けなければならぬ、又威力を用ゐると云ふことは萬止むを得ない時でなくてはならぬと存ずるのであります、出來得るだけは斯樣な事柄は避けると云ふことを、私は最も外交の大事な要諦ぢやと考へて居るのであります。（以下略）

第三章　山東出兵

◇

一國の政策―殊に外交政策―に果して積極消極の別があるか、其議論は兎に角として、具體的に幣原外交と田中外交との區別如何と云はゞ、對支出兵と否とにある。在支邦人現地保護主義と否とに在る。田中內閣は一昨年成立後間もなく居留民保護を理由として、山東出兵を實行した（一九二七年五月）。しかし北支の情勢一時鎭靜に歸したので間もなく撤兵することにした（同年八月三十日外務省聲明。

本通鑑第一卷三五—六頁參照)既に右の如く第一回山東出兵を實行した帝國政府は、客年四月に入り再び北伐軍の攻撃進捗と同時に復々行掛り上、第二次出兵を行ふことになつた。同時に同月二十日を以て我外務省は中外に對し山東派兵の趣意を聲明すると共に(附屬第一號參照)、同日駐支芳澤公使より北京政府へ之を通告せしめた(附屬第二號參照)。右に對して北京の外交總長より翌二十一日を以て抗議して來た(附屬第三號)、のみならず(尙ほ右抗議に對する我回答につき附屬第六號參照)南方の國民政府も亦同日を以て抗議文を送つて來た(附屬第四號)。右兩抗議文には何れも支那政府に於て在留外人保護の任に當るべきにより、日本は在留民保護を理由として出兵するの必要も理由も之なきことを力說してあつた。それに拘らず間もなく—五月三日—濟南に於て邦人の殺傷せられ、掠奪せられた事件、即ち所謂濟南事件の發生を見るに至つた(第四章參照)。依つて帝國政府は右濟南方面事態の惡化に顧み、在留民保護の確實を期する爲め、更らに第三次の山東出兵を行ふに決し、五月九日外務省は之に關し聲明書を發表した(附屬書第五號參照)。尙ほ田中外相は其前日外務省に外國大公使を招いて濟南事件を說明すると同時に右第三次出兵の已むなき事情を闡明して、諒解を求めた由である。一方北京に於ても芳澤公使は外交總長に對し日本政府の聲明書を傳達した。

◇

其後南京軍の北伐完成して、山東方面の狀況も鎭靜を示して來たが、今尙ほ全部の撤兵を見るに至らぬ。全兵力の撤退は前記濟南事件の解決を見る迄、我在留民が安住の保障を得る迄、之を實行せざる覺悟である旨當局者の談として傳へられて居る。而して濟南事件は未だ解決を見ない。かくの如く我當局者は濟南撤兵と濟南事件とが不可分であると云ふ見解を持し、支那側は兩者の可分であることを主張し、殊に山東撤兵期の聲明を日本に求めて居る。(濟南事件交涉の經過は之を次章に讓ることとする)。

◇

山東出兵是か非か、此問題は既に各方面に於て論議され盡して居る。最近の議會に於ても貴衆兩院に於て此のことが問題とせられた。例へば幣原前外相は我軍隊の出動あつたに拘はらず山東に於ては却て居留民中虐殺凌辱を受けたものが數十名に及んで居るに反し、何等出兵しなかつた南京に於ては一名の虐殺凌辱を受けたものもなかつたことを指摘し、即ち濟南事件と南京事件とを比較し(南京事件につき本通鑑第一卷九八頁以下參照)、現地保護の困難なること、否其不十分なりしことを擧げて居られる。之に對して田中外相は『出兵しなかつたら尙ほ此れ以上に非常な慘酷な狀態が起つたであらう、又我邦人が扶殖した權益も破壞せられてしまつたであらう』と答辯せられて居る。又山東出兵の爲めに

同方面の鐵道も整備せられ、借款の利息も完全に這入つて居る。『何とかして今後も此狀態を支那と相談して維持して行きたいと考へて居る』（次章濟南事件交涉中「保障」の點參照）と云はれて居る。（昭和四年二月三日官報號外貴族院議事速記錄參照）。果して然らば出兵是か非か、現地保護策是か非か、抑も出兵は何れの場合にも萬能の力を發揮するものであらうか、曰く否、否、然らば出兵は何れの場合にも絕對に何等の利益をも齎らさゞるものなるか、曰く必ずしも然らず。次に外交は何れの場合にも、如何なる相手に對しても、常に萬全の效果を擧げ得るものであらうか。曰く否。必ずしも其然るを保し得ない。然らば外交手段は無益にして無用の長物であらうか。曰く否、否。在外臣民の『外交的保護』固より重要であり必要でもある。しかし支那の如き國に對しては時と場合により外交的保護丈けでは行かぬことがある。現に英米と雖も—殊に米國の如きすら—或場合支那に於て現地保護の手段に出でて居る（第一章參照）。吾人は必ずしも英米の後に追從すべしと云ふのではない。進むべきに進み、退くべきに退くことが必要である。進退—殊に用兵上の進退は機宜を失してはならぬ。南京事件に於て極端に出兵を避けて英米と協同の步調に出でなかつた日本が、山東に對して三度迄も單獨出兵を行ふて、爲めに支那の反感を招き、列國の猜疑を招いたことは、前後矛盾と云はざるを得ぬ。極端と矛盾とは何事についても策の得たるものではない。對支態度に於て殊に然りである。吾人は其間

內閣の更迭のあつたことを忘るゝものではないが、吾人は對內關係を見ず、「日本」としての立場より對外關係を見るものである。「對外關係に於ては徒らに行動して失敗に終るよりも、何等爲すなくして終つた方がまだ優つて居る。山東二千の居留民を保護せんが爲めに、二萬の大軍を動かし、一億圓の國帑を費し、其結果支那各地の排日排貨を煽り、日支貿易等爲めに多大の痛手を負ふたとすれば、山東出兵の是非は之を論ずるまでもない。

（附言）　右を記し終りて後濟南事件の解決を見た、（次章附記參照）從て次で山東撤兵も行はるべき筈であつた所が、支那側の希望によるとかで撤兵延期の噂が起りつゝある。

（附屬第一號）　第二次山東出兵に關する帝國政府の聲明

帝國政府は山東方面戰局の發展に伴なひ同地方の我が居留民保護の爲め　差當り青島碇泊中の軍艦球磨、對馬及古鷹より四月二十日朝陸戰隊約五百五十名を揚陸したが、尙不足を感ずる爲軍艦春日は特別陸戰隊二百名を搭載し二十日夜橫須賀發青島に向つた。尙同方面の形勢急迫するに鑑み帝國政府は　四月二十日左記の聲明を發し熊本第六師團より約五千の兵を派遣するに決した。不取敢同軍隊の到着まで天津に在る北支駐屯軍から三箇中隊四百六十名を濟南に急派する事に決したが、天津からの右派兵は　小泉隊長指揮の下に二十日夜濟南に着し配備に就いた。

『帝國政府は支那の動亂に際し一黨一派を支援するが如きこと無きは勿論なるも、多數邦人の居住する地方に於て治安亂れ禍害邦人に及ぶの虞ある場合には適宜自衞の措置を執るの已むを得ざるものあるべきは 曩に山東派遣撤退に際し特に聲明したる所なり。

今や山東戰況の急轉と共に動亂將に邦人居住地方に波及せむとしつゝあるに付、已むを得ず前記聲明書の趣旨に從ひ内地より約五千の一部隊を青島を經て膠濟鐵道沿線に派遣して 在留邦人の保護に任せしめ、尚應急の措置として該師團の到着迄支那駐屯軍より不取敢三個中隊を濟南に派遣せしむることゝなれり。

右の如く再び山東方面に派兵するの已むを得ざるに至れりと雖も、右は自衞上已むを得ざるの措置にして支那國及其の人民に對し何等非友好的意圖を有し、若は南北兩軍の何れに對しても其の軍事行動に干渉するものに非ざるは勿論なりとす。而して同地方在留邦人保護の見地より軍隊派駐の必要なしと 認むるに至らば直に派遣軍を撤退せらるべきこと前回派兵と異る所なし。』（昭和三年四月二十日）

（附屬第二號）　駐支芳澤公使の山東出兵覺書

日本公使館は玆に本國政府の訓令に基き

（一）客年日本政府は山東地方に於ける多數在留民の生命財産の保護の爲め必要なる 自衞手段として軍隊を青島及び濟南に派遣し其の戰亂の禍機去り派兵の目的消滅するに及び直に撤兵したる次第は 其の都度通告し置きたる處最近津浦線方面の戰況急轉して今や動亂は山東一帶に及び危險濟南地方にも及ばんとし、延いて膠濟鐵道遮斷の憂無きを保せざるの狀態と爲り再び山東地方に 於ける日本人の生命財産に重大なる危險切迫したるが故に帝國政府は客年撤兵に際し八月三十日附覺書に據る聲明に鑑み 帝國臣民の保護に對し自衞の措置を取るの止むを無きに至り、玆に本國より約五千の一部隊を青島經由膠濟鐵道沿線に派遣して在留邦人の保護に任ぜしめ、尚ほ事態の急迫に鑑み應急の措置として該部隊の到着迄帝國支那駐屯軍より、差當り三個中隊を濟南に派遣せしむる事となり、右は四月廿日午前天津を出發せり。

（二）今次山東方面に派兵するの止むを得ざるに至れるは固より帝國政府自衞の措置に外ならずして、支那國民に對し帝國政府及び國民の保持し來たれる誼誼は依然變らざる事帝國政府累次聲明の通りなり、從つて帝國政府は支那の内政に對し何等干渉する意嚮を有せざるのみならず、南北兩軍の何れに對しても直接又は間接に援助又は妨害を與ふるものに非ざるは謂ふ迄も無く、同地方在留民保護の自衞措置として軍隊派遣の必要無しと認めらるゝに至らば右派遣軍を速に撤兵せしむべきは固より當然なり。

（三）右の如く今次の派兵は自衞上止むを得ざるの措置なるが故に 山東地方乃至支那各地の官民に於て帝國の意圖に就き何等誤解無き樣支那政府に於て必要なる措置を取らるゝと同時に、日支兩國の敦厚なる交誼に遺憾無きを期せられん事切望に堪へざる旨を北京政府に通告するの光榮を有す （昭和三年四月二十日付日本公使館より外交部宛覺書）

（附屬第三號）　羅外交總長より芳澤公使宛抗議

書翰を以て啓上致し候 陳者本月廿日附貴官覺書二通閲悉致し候、貴官申出の出兵理由に對しては支那國政府は

主權の關する所なれば斷じて承認致し難く候、支那在留貴國人は專ら支那國政府の保護を受くべきものにして、支那國政府も亦在留外國人保護の責任を負ふべきは國際通例にして詳論の要無く候、就ては兩國邦交に惡影響を及ぼす事無からしむる爲め、出兵取消及び山東遣軍隊の即時撤回方貴國政府に御轉達相成度特に重ねて抗議致し候、尙何分の儀至急御回答相成度此段照會得貴意候　敬具（昭和三年四月二十一日付）

（附屬第四號）　國民政府の對日抗議

前年五月貴國政府は本政府が北伐出師山東省境に通つた際、突然山東出兵の擧あり、本政府は貴國の此種行動に對し我國の領土主權を侵害するものと認め　國際公法に違背し且つ條約を破壞するものとして貴國政府に抗議した。爾後久しからずして撤兵したりと雖も我國民は領土主權の侵害に對して　今尙憤慨の情を殘してゐる。本政府は南京に遷都以來各友邦在留民の生命財産に向つては數回命令を發して　其の保護を加ふべく力を致した譯である、而も今春第四次中央全體會議に於いては特に具體的に之を表示し、　最近國民革命軍北伐の途次復た蔣總司令が正式に同樣の布告を發した上、全軍に對し在留外人保護の責任を切實に負擔すべく命令すると共に、本年四月十六日江蘇交涉員に電令して上海貴國總領事を經て貴國政府に此の旨を照會し、本部長も亦數箇月來特に本政府の外交方針に照らして誠意を披瀝しつゝ各種懸案の解法に努力し誤解の釋明を期し　親善日に增さんとしてゐる、然るに貴國政府は以上一切の事實に對して之を考慮する所なく、我大軍が再度の北伐に際し全國の統一將に完成せんとするの日又山東出兵の議あり、これ情に於て理に於て有り得べからざる事に屬す、獨り公法條約を蹂躙するのみならず、更に其の結果に於て意外の事變を釀さんか其の責任果して誰れに歸すべきぞ、貴國政府の此種の行動は其の目的が那邊にありやを疑ふものである、若し戰地の在留民に危險の恐れあらば國際慣例に照して別に安全の策を謀り得るではないか、本政府は嚴重なる抗議を提出せざるを得ない所以が玆にある、貴國政府は宜しく考慮を重ねた上、兩國人民歷代の好感と融和とに顧みて　軍隊の出動を停止し以て邦交の敦睦を加へられん事を請ふ（四月二十一日附）

（附屬第五號）　第三次山東出兵に關する帝國政府の聲明

昭和三年五月三日濟南に於ける日支兵の衝突に依り山東方面の形勢急迫せる爲帝國政府は　不取敢關東軍より外山少將の指揮する一混成旅團を濟南に急派したが　更に內地より第三師團增派せらるゝ事となり又別に第七師團及第十二師團より北支駐屯軍の交代兵五箇中隊天津に派遣せられ尙長江及南支地方に於ける　我移留民警備の爲軍艦增派せらるゝ事となり政府は五月九日左記聲明書を發した。

記

政府の態度を聞明する所ありたり。

然るに濟南に於ける不祥事件發生以來同地方の事態惡化し　現在の兵力を以てしては居留民保護につき萬全を期し得ざるの憾有るのみならず　靑島と濟南とを連絡する山東鐵道は隨所に破壞せられ交通の確保を期し難きの現狀に在り仍て同方面居留民の保護に遺憾無からしめ且つ山東鐵道交通の確保を期する目的を以て　第三師團を山東に增派せらるゝことゝなれり。

今次の增兵は上述せる如く山東方面在留邦人の保護及之に必要なる　山東鐵道交通の確保を期するに在るが故

に其の目的は第一次出兵の際に於けると何等異る所無し
有第三師團の增派と共に別に五箇中隊を內地より天津に派遣せらるゝことゝなりたるが　右は曩に支那駐屯軍
より應急の措置として其の一部を濟南に派遣しある事情に顧み、來る六月內地より派遣せらるべき支那駐屯軍
の定期交代部隊の出發期を繰上げ此の際派遣せらるゝことゝなりたるものなり尙長江及南支方面に巡洋艦、驅
逐艦若干を增派せらるゝことゝなりたるが　右は南方諸地方に於て濟南事件に關する萬一の誤解より意外の事
端を發生するが如き場合居留民を保護せむとの目的に出でたるに外ならず。
要之今次陸兵の增派及軍艦の增遣は濟南事件に關聯して生ずること有るべき不祥事件に關し　居留民の生命財
產を保護せむとする趣旨に外ならずして其必要已むに從ひ　隨時撤退せらるべきものなることは言を俟たざる
所なりとす。
右に關して北方に對して芳澤公使は十日午後六時外交部に羅文幹總長を訪ひ　第三師團の山東出動を通告すると
共に右に關する日本政府の聲明書を傳達して　諒解を求め又南方に對し矢田上海總領事は同日午前十一時上海交
涉員全問泗氏を訪問して第三次出兵及び長江方面への軍艦增派の說明を爲し　併せて各方面に於ける不穩なる決
議及暴行に充分なる取締をなし意外なる事件の突發なき樣警告する處があつた。

（附屬第六號）　山東出兵抗議に對する我駐在公使の回答

在留外人の生命財產は當然支那政府に於て其保護の責に任ずべきものにして、今回北京政府が更に在支本邦在留
民の保護に關し聲明せるは多とするが、從來各地に於て支那側屢次の聲明に拘らず外國人の身體財產は屢々毀損
せられ、近くは濟南に於ては大不祥事件發生し、幾多の日本人は正規支那兵の爲に虐殺せられ其財產は掠奪せら
れたり、從つて本邦人保護方に就き支那官憲に期待すると同時に自衞の必要上自ら保護の手段を講ぜざるを得ず
右は華盛頓會議第五回總會に於て、支那全權が爲せる一國が在外居留民の生命財產に對し危險切迫せる緊急事態
に對應する臨機の處置として、在外國に派兵又は駐兵するは適當にして國際法上認められたる原則たる旨を聲明
せると同一主旨に因るもので、緊急の事態去り軍隊派駐の必要なしと認めらるゝに至らば速かに撤退せしむべき
は既に聲明せる所である。（昭和三年六月二日）

第四章　濟南事件

客年四月北伐軍が再び山東に其勢力を展開するや、帝國政府は在留民現地保護の主義を執り同地に
第二次出兵を行ふに至つたことは前章に述べた通りである。が、一方北伐軍—國民革命軍—は山東軍
を擊破して、五月一日濟南を占領し、秩序整然として入城した。翌二日には國民革命軍總司令蔣介石
氏、軍司令部を率いて濟南に到着し、濟南の治安は支那側に於て維持すべきに依り、日本軍に於ては
其警備を撤退せられたしと要求して來た。我軍は其希望を容れ警備の程度を緩和した。しかるに翌三
日午前意外にも支那兵の邦人店舖に對し掠奪を始めたるより、日支兩軍の間に不幸なる衝突を見るに

至り邦人にして殺傷せられたるもの、凌辱せられたるもの掠奪の損害を蒙りたるもの若干件を生ずるに至つた。前記五月三日の事件及び、之に次で發生した五月八日の事件其他我軍事行動の詳細は當時發表の陸軍省公表に譲るとして（附屬第一號及第二號參照）此事件は爾來日支兩國間の關係を累して以て今日に（昭和四年三月）及んで居る。

◇

右の事件發生後、帝國政府が第三次の山東出兵を決行するに至つた次第は前章に述べた通りであるが、國民政府は黄外交部長の名に於て抗議書を送つて來た。尚ほ五月九日南京に開かれたる國民政府の大會議に於て決議した所に基き、歐米諸國に對し日本軍隊の暴行事實を宣傳することゝなり、ワシントンに伍朝樞を送る外、英佛獨の首都に有力人物を派し、又は歐洲滯在中の名士をして右宣傳を行はしむることとした。其外、更らに國際聯盟に訴ふることとして、五月十一日南京國民政府代表譚延闓の名を以て、一通の電報を發した（附屬第三號）。其要旨は日本の山東出兵と「國民軍に對する敵對行動」とを訴へ聯盟規約第十一條第二項により至急聯盟理事會を招集し、日本の軍事行動の中止及山東よりの撤退を聯盟から要求して貰ひたいと云ふに在つた。聯盟事務局は右の電報を受けたが其の要求に應ずることを爲さず、之を默殺することにした。其詳細については後に譲ることとする（第四編第五章參照）。日本は先年英國が上海出兵の際事情を聯盟に報告した例もあり、旁々濟南事件の眞相を記述した文書を國際聯盟に送つた。これは長文のものであるが濟南事件に關する日本側の調査及主張を記述したものであるから後に其全文を揭ぐることにした（第四號參照）。

◇

濟南事件の發生するや、我政府は先づ善後處置につき日支双方の軍事當局の間に交渉を遂げしめんとして、福田濟南守備軍司令官に訓令を發し、同官は國民軍總司令蔣介石に對し數項の要求を提出した。しかし支那側に於ては之に應ずるの色もなかつた。依て我陸軍當局は參謀本部第二部長松井中將を濟南に特派し、右交涉を促進せんとしたが、之れ亦徒勞に歸した。蔣介石は松井中將との面會を回避したのみならず、濟南事件に對する當面の責任者たる衞戍司令部長黄郛氏も濟南事件其他對日政策上の責任を負ふて辭職表を撤回して留任した）。又之と前後して外交部長黄郛氏も濟南事件の芝居までも演ずるに至つた（其後間もなく辭職表を撤回して留任した）。而して王正廷氏が之に代つて外交部長となり（六月十四日）氏一流の手腕を揮ふこととなつた。其結果事件の解決は愈々困難になつて來た。

◇

濟南事件についての彼我軍事當局者間の交渉が右の如く頓挫した爲め、同事件の解決は外交的交渉に移さるることとなつた。帝國政府は一方に山東派遣軍の一部を撤退せしめると同時に、他方には七月十八日在上海矢田總領事をして國民政府に左の趣旨により交渉開始方を申入れしめた（附屬第五號參照）。

一、我方は(一)國民政府の謝罪、(二)責任者の處罰、(三)日本居留民の生命身體財産に加へた損害の賠償、(四)將來に對する保障の四條件を交渉の基礎とすべきこと。

二、交渉地を濟南としたきにつき、支那も交渉委員を同地に派せられたきこと。

しかし外交には相手がある。一方的聲明を出すばかりでは何等の益もない。新外交部長王正廷氏は固より容易く右の日本の要求に應ずる如き人物ではない。加之日本にして濟南事件につき公平なる條件を持出さねば九月（昨年）の國際聯盟總會に持出して、各國の公平なる批判を仰ぎたいとの意を公言するに至つた（八月三十日のステートメント）。しかし聯盟總會に持出すことは敢てしなかつた。我國も右に對し相當備ふる所あつたものゝ如くである。貴族院議員藤村男が聯盟總會に於ける我代表中に加へられたのは、その爲めであるとも風說せられた。何れにせよ濟南事件は聯盟總會を累せずして濟んだ。が、同事件に關する日支間の交涉は依然として停頓狀況にあつた。矢田上海總領事の如き日支懸案解決の爲め、陰に陽に斡旋大に努めた樣であるが、濟南事件については別段の進捗を實現することが出來なかつた。

◇

本年一月に入り芳澤公使は歸任の際先づ上海南京を訪問して、日支間に橫はる條約改訂問題、濟南問題等諸懸案解決の衝に當らんとする決意を示し、又我政府も同公使の出發に先だち日支交涉の全般に關して方針を決定し、同公使に授けたものゝ如くであつた。斯くして同公使は一月二十四日南京に入り、王外交部長其他當路要人を訪問し、日支關係の改善に努力したき希望を披瀝した。支那側も此趣意に贊同して王外交部長が其交涉の相手となることとなつた。翌二十五日以來或は南京に於て、或は上海に於て數回の會議が重ねられた。討議は主として濟南事件に關するものであつた。第五回の會議は二月四日午後より翌五日拂曉に至る徹夜十一時間に亙るの大討議であつた。其結果右事件の解決につき彼我双方の一致を見出し得たと傳へられた。双方の委員共に重荷を下したことを喜び合つたものの如くに我國に打電せられた。殘つた所は協定文書の整理丈けである如くに風說せられた。尙ほ右協定の要旨として傳へられる所は左の如きものであつた。

一、日支兩國政府は共同聲明書を發表して、濟南事件の顚末及び今回事件の交涉解決の旨を公表す

ること。

二、濟南事件の解決が日支國交回復の急務なるに鑑み、損害賠償、責任者處罰に關しては相互主義をとり兩國選出の共同調査委員に一任すること。

三、陳謝問題は兩國の面目の爲め代表者相互間に於ける口頭による遺憾の表示に止めること。

四、日本政府は支那側の發表すべき保障の聲明に滿足を表し撤兵時期を明示すること。

然るに次回即第六回の會議(二月八日)に於て俄然彼我意見の扞格を示し、激論の末遂に決裂とも云ふべき狀態に陷つた。此狀態に導いた原因は何れにありや、明かでないが、道途傳ふる所によれば共同調査委員會の設置の件に關し再び議論の岐れたによるかの如くである。支那側より出づる通信は瀕りに日本の食言を吸聽して居るやうであり、又支那側は此機を利用して全支の排日運動を煽つて居るやにも傳へられる。此等は何れも支那の慣用手段であつて、何れ其內一殊に目下開會中である我國議會の閉會後、又は支那の第三次全國代表大會の閉會後、問題は何とか解決を告ぐるであらうと豫期せられて居る。

◇

本稿が讀者の眼に觸るゝ頃には無論問題は解決して協定內容も世に公にせられるであらう。が、目

下の道聽途說によれば大した結果は收められぬ樣である。『双方から遺憾の意を表する』とか損害賠償は『相殺』だとか、共同調査委員會は名ばかりにするとか、又場合によつては日本から支那の方へ救恤金として若干呉れてやることにでもなりそうな風說すらもある。假りに右の樣なことであるとすれば、何が故に初から綺麗さつぱりと自主的撤兵をするに何の不都合もない筈である。目下支那の形勢に鑑みて「保障」だとか「賠償」だとか「謝罪」だとか云ひ出して見た所で大した効果を擧げ得ないことは知者を待たずとも知れ切つて居る。跪けば跪く程益々泥濘に足を踏み込む丈けである。體面を重んずる支那のことである。殊に民衆を背景とする現下の支那のことである。南京事件で外國に迷惑を掛けて置きながら、其解決に際しては『不平等條約があるからだ』と文句をつけて、條約の改正を迫つて來る手合ひである。共同調査委員會の設立、損害の共同調査、交涉顚末の發表、此等は支那の當路者が『國民に事件の眞相を知らせる爲めに』是非必要なりとして、これまで南京事件に付ても米英佛伊の諸國との間に此流議で進んで來た支那委員の談話として傳へられるものの中には左の如き文句がある曰く『是程世人の注目を惹いた問題を有耶無耶に葬むることは出來ない』『何が故に日本はそんなに共同調査を嫌ふのか』『日本がそんなに讓歩するなら寧ろ文句をつけずに颯々と自發的撤兵を行へばよいではないか』

『さすれば共同調査も何もあつたものではない』『支那も日本が相手にならぬ以上無理に共同調査を日本に強ふることも出來ない』『解決せぬならせぬでよいが解決すると云ふ以上相互に事實を明にして置かねばならぬ』と。支那側委員の鼻息の荒いこと右の如しだ。しかし何も彼が鼻息の荒いのに恐れをなす必要はない。無理を聽く必要はない。當方は當方で主張すべき所は主張すべしと云ふ人もあらうが、主張した結果はつまりどうなるか、此處が肝腎だ。外交には相手がある。交渉にはタクトがなくてはならぬ。一方的の聲明や主張丈けならば、後はやりつぱなしでは何にもならぬ。外交の困難も此所だし、成功と否との岐るる所も此所である。

（附記）　右を書し終つた後即三月二十八日を以て濟南事件解決の旨公表せられた。當日は支那で は第三次全國代表大會の閉會した日である。日本の議會は其數日前に既に閉會を告げた。當日我芳澤公使は王正廷氏を南京の外交部長官邸に訪問して協定文書に調印し公文交換を行つた後杯を擧げて同件の解決を慶び、今後日支兩國は今回協定したる諸事項を誠實に實行する旨を互に誓約した。發表された文書は左の三通である。

一、日支共同聲明

日支兩國政府は客年五月三日濟南に於て發生せる事件が兩國々民傳來の友誼に鑑み極めて 不幸悲痛の出來事なるを認むるも今や兩國政府及國民は切に友誼の增進を望むが故に 此の際該事件に伴ふ不快の感情を記憶より一掃し將來兩國々交の益々敦厚ならむことを期する旨茲に聲明す

二、保障及撤兵に關する交換公文

（往翰）　以書翰啓上致候陳者本使は國民政府に於て 日本軍の山東撤兵後全責任を以て在支日本國臣民の生命及財產の安全を保障せらるるに於ては帝國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する 文書の交換調印の日より向ふ二箇月間に全部撤去すべき旨茲に貴部長に對し通告すると共に 日本軍撤去の際に於ける引繼の措置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地に於て商議辨理せしめむことを提議致候此段照會得貴意候　敬具

昭和四年三月二十八日

日本帝國特命全權公使　芳澤謙吉　印

國民政府外交部長　王正廷　閣下

（來翰）　以書翰啓上致候陳者本日附貴翰を以て 貴公使は國民政府に於て日本軍の山東撤去後全責任を以て在支日本國民の生命及財產の安全を保障するに於ては日本國政府は 現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二箇月間に全部撤去すべき旨本部長に對し通告せらるると共に日本軍撤去の 際に於ける引繼の措置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地に於て商議辨理せしむことを提議せらるる旨御照會の趣閣悉致候査するに支那に於ける外國人に對し國民政府に於て國際公法に照し責任を以て保護すべき旨は曩に

聲明しある處にして今後國民政府が日本在留民に對し保護を爲すべきは實に當然の次第に有之候　御申越に係る撤兵の期日及期間は既に了承致候就ては日本軍撤去の際に於ける引繼の措置に關しては兩國政府より各々委員を任命し現地に於て商議辨理せしむべき旨貴公使の御提議に對しては本部長に於て同意を表し候　此段回答得貴意候　敬具

中華民國十八年三月二十八日

國民政府外交部長　王　正　廷　印

日本帝國特命全權公使　芳　澤　謙　吉　殿

三、損害問題に關する議定書

客年五月三日の濟南事件の發生に依り日支兩國の受けたる損害問題に關しては　双方に於て各同數の委員を任命し日支共同委員會を設置し實地調査し之を決定す

昭和四年三月二十八日

於　南　京

日本帝國特命全權公使　芳　澤　謙　吉　印

中華民國國民政府外交部長　王　正　廷　印

公表せられた所は右に止まるが、其外に彼我合意の上で發表せざることに決した文書がある由である。其事項は發表事項に關する實行手續の外、排日取締、青島濟南の市制改善及山東鐵道保全等に關するものであるとも傳へられるが、眞否は之を保し得る限りでない。前記協定の價値批判は玆に之を避ける。兎に角之れが壹億圓を値したとすれば高價なる哉と嘆ぜざるを得ぬ。

（附屬第一號）　五月三日の事件（昭和三年五月六日陸軍省公表抄錄）

（前略）

然るに五月三日午前九時頃に至り麟祥門外滿洲日報取次店吉房長平方に數名の支那兵來り　掠奪を始めたるの急報に接し、天津步兵隊久米川中尉は直ちに一隊を率ゐ之が制止に赴きたる所兇暴なる支那兵は直ちに射擊を開始したる爲め我兵も亦已むなく之に應射し遂に彼我兩軍間に戰鬪を惹起し、爾後逐次擴大して正午頃には銃砲聲熾烈を極むるに至れり。　此の時革命軍總司令より停戰の要請あり我軍も亦何分突發事件の爲め在留邦人を盡く警備線内に收容するの暇なかりし爲め、之を支那兵の暴虐に委するに忍びざるを以て支那側の停戰提議に應じ極力邦人の救ひ出しに努め之を領事館及び俱樂部に收容せり、然れども革命軍總司令の命令は支那軍全體に徹底せざる爲め商埠地内に侵入しある支那兵は民家の二三階或は屋上等より街路上を狙撃し、居留民の收容其の他にも妨害甚しき爲め我軍は斷然武力に訴へ之を掃蕩するに決し危險なる市街戰を繼續せしが、更に革命軍總司令の要請により彼我兩軍

代表者會合協議し兩軍各人を各方面に派遣して停戰の旨を傳へ、夕刻頃漸く支那兵の大部を我警備線外に退去せしむる事を得て概ね平靜に復せり。然るに家屋内に遁入しありたる支那兵は依然各所に殘存し、交通危險なる爲め東西兩警備區域間の連絡も或は通じ或は絶ゆるの狀態にて嚴重なる警戒を以て夜を徹せしが夜半に至り　更に兩軍代表者相會し、商埠地内に殘在せる支那兵全部を商埠地外に退去せしむる事を約し、四日天明を期し支那側をして之を實行せしめたるも其の力及ばざるを以て、我軍隊は更に武力を以て殘存支那兵の立退を强行し、漸く兩地域間の連絡を確實に保持し得るに至れり。（以下略）

（附屬第二號）　五月八日の事件其他（昭和三年五月十三日陸軍省公表抄錄）

支那戰局進展して其の波瀾膠濟鐵道沿線及濟南附近に及び帝國臣民の生命財產將に危殆に瀕せんとするや、帝國政府は該方面在留邦民を現地に於て保護するの必要を認め、四月十九日應急の處置として先づ天津より歩兵三箇中隊を濟南に派遣し、同時に内地より第六師團を青島を經て膠濟鐵道沿線に派遣せらるるに決し同日發令せられたり。

抑々帝國政府が支那動亂に對し一黨一派を敵視するが如き意志は毛頭なく派兵を斷行せる所以もまた我居留民保護上已むを得ざる措置たるは曩に政府が中外に聲明せし所にして、我派遣部隊亦右聲明の主旨を體してその任務に就きたり。天津より濟南に派遣せられたる部隊は二十日濟南に到着、第六師團は二十三日より二十五日に亘る間に於て逐次門司を出發し（中略）之より先山東軍は廿九日以來續々濟南を通過して退却し三十日夜張宗昌・孫傳芳等の首腦部も亦同地を撤退せしが、支那住民は敗兵及不良暴民の爲所在に掠奪を受けしも我在留民は何等生命財產を脅さるゝ事なかりき。五月一日早朝南軍の一部は濟南に入城し二日夕刻迄に同地附近に到着せるもの其の數十萬と稱し、内商埠地の周圍に駐屯するもの四萬に及びしが概ね靜穩にして何等我れと事を釀すことなし。二日蔣介石入城するや彼は我が連絡將校佐々木中佐をして濟南の治安は責任を以て之を保持すべきに依り革命軍を敵とせざる以上日本軍現在の警備區域を撤し且つ機關銃等を街路に配置せられざる樣致し度旨懇請する所あり、我軍も之を諒とし防禦の諸設備を撤し警戒部隊を要所に配置し主力を集結するに至れり。（三日支那軍の擾亂經過は前回陸軍省公表と同じきを以て省略す）。斯くて三日夜兩軍代表者合議し支那兵は四日朝迄に全部商埠地内より撤退すべく尙殘存するものは日本軍の自由に委することとなり、其の大部は撤退せしも一部は尙殘存せしを以て我軍隊は四日朝來更に强行掃蕩を行ひ漸くにして商埠地内交通の安全を期し得るに至れり。此の混亂中居留民の被害を受けたるもの左の如し。

殺害せられしもの	一三
行方不明	二八
殺害の疑あるもの	二
婦人の凌辱せられしもの	二
負傷者	九
掠奪被害	二〇件

（中略）　第六師團は一面商埠地内に於ける居留民の保護並に整頓に努力すると共に他面在濟南及膠濟鐵道沿線の

我居留民の安全を確保し、且つ國家及國軍の威信を保持するの必要上狂暴にして加之表裏常なき暴兵を速かに驅除し、且つ責任者を懲戒するを急務と認め責任者の嚴罰、關係軍隊の武裝解除、支那軍の膠濟鐵道沿線二十支里（三里强）以外への撤退等を條件とし十二時間の期限を附して七日午後四時蔣介石に回答を求めしが、蔣介石は現場を去り本件交涉委員として其の資格不完全なる者をして我れに回答せしむるに蔣介石の在らざる故を以て回答期限の延長を求め或は日本軍責任者の處罰を要求する等の事を以てせしかば、彼れに我が要求を容るゝの誠意全然なきものと認め自力を以て之を强制するに決し、八日早朝先づ商埠地附近の捜索を開始したるに辛家庄南方兵營に在りし支那兵は俄然我軍を射撃せしを以て、玆に再び交戰狀態に入り濟南の四圍及び其の内部に亘り各所に支那軍を擊破し、九日に至りては濟南城内に殘存し頑强に抵抗せる部隊の外濟南の四圍二十支里以内に略々支那兵の影を認めざるに至れり。此の間第二次派遣部隊たる外山旅團亦八日朝濟南に到着して第六師團長の指揮下に入り直ちに任務に就けり。

帝國政府は濟南方面全般の情況に鑑み濟南及膠濟鐵道沿線の我居留民の保護を一層確實ならしむると共に唯一の交通線たる膠濟鐵道の交通確保の必要を感じたるを以て更に山東方面に增兵の要ありと爲し九日第三師團の動員を命ぜられたり。（中略）濟南舊城内に於て頑强に抵抗せる支那兵は方振武軍の有力なる一部なるものゝ如く、我軍は無辜の住民に危害を及ぼすことを慮り或は飛行機上より傳單を撒布して武裝解除を勸め、或は總商會を通じて之が退却を迫り且つ住民避難の便宜を與へたるも支那兵は近く來援を受くべきを期待して鬪志を棄てず、却て住民を脅迫し軍と運命を共にすべきを强要して其の避難を妨げ啻に我軍に對し射撃するのみならず、國際列車に對し發射する等其の暴狀座視するに忍びざるを以て十日拂曉來攻撃を開始し、故らに南面を開放して其の脫逸に便ならしめ機會ある毎に屢々武裝解除を勸告せしも、依然頑强に抵抗するを以て師團は終に斷然たる攻撃に移り主として督辨公署兵營等住民に危害を及ぼす虞れ少なき地點を砲撃する等頗る困難なる戰鬪を交へ逐次内城の諸城門を占領し、數次の逆襲を撃退し漸次戰鬪圈を縮小するに及び、城内の守兵は遂に力竭き十一日午前三時頃より逐次城外に逃れ、十一日未明我軍は濟南城を占領し、一部を以て殘存せる支那兵を掃蕩すると共に主力を以て退却せる支那兵に尾して我が安全地域の確保に努め居れり。

膠濟鐵道は濟南及其の沿線に於ける我居留民唯一の交通線にして此の鐵道にして一度其の運轉を阻害せられんか我居留民は勿論派遣軍の運命も亦測り知るべからざるものあり、從つて膠濟鐵道沿線の我が居留民を保護せんが爲には該鐵道の交通確保は今や絶對に必要となれり。從つて軍は一時該線路の兩側に南北兩軍の近接を拒否し以て此等兩軍の無謀なる破壞を防止する事は此の際蓋し當然の處置なりと謂はざるべからず。

抑々今次派兵の目的たる單に我居留民の保護に存し一黨一派を敵視するものに非ざるは既述の如くにして、濟南事件の善後處置を講ずるに當り我が派遣軍が南北兩軍に要求するに商埠地より二十支里以外の地への撤退を以てせしことも敢て毫も革命軍の北伐を妨害せんとするにあらず、一に節制を缺ける革命軍をして再び此の暴擧に出でしめざらんとするに他ならず。現に北方張宗昌軍が濟南事件の爲め革命軍が混亂しあるの好機に乘じ攻撃に轉ぜんとせし場合に在りても濟南をして再び危地に陷れんことを慮りて之が中止を要求し、又同軍飛行機の濟南爆撃に對しても我居留民の生命財産に危害を與ふるの虞あるを以て張作霖並に張宗昌に對し嚴重抗議したるに見て之を要するに我派遣軍は邦人保護の任務達成上曩に濟南附近に於て我れに敵對せる部隊に對し應戰の已むなきに

第四章　濟南事件

至りたりと雖も右は固より支那の内戰に干渉し其の一黨一派を敵視したるにあらざるは勿論、吾人は寧ろ此の際心ある支那國民と共に戰力協心速に此の種暴擧に出づるものを絕滅し以て日支兩隣邦の溢る所なき眞の友好關係を保持することを望んで已まざる次第なり。

（附屬第三號）　南京政府より國際聯盟への訴願

日本は山東に大兵を派し五月三日日本軍は何等然か爲す可き原因なきに拘らず、濟南の支那軍隊及び市民に發砲し尙住宅區域の周圍に砲擊を加へて一千以上の死傷者を生ぜしめた。一隊の日本軍は國民政府の濟南交涉使事務局に到り交涉員を捕縛しその耳及び鼻を削ぎ然る後三名の局員と共にこれをその場に銃殺したものである。なほ五月七日に至り濟南に於ける日本陸軍官憲は我が總司令官に公文を送り不當にして且つ到底承諾の出來ぬ若干の要求をなし十二時間の期限を付して國民軍の回答を求めた。併し日本陸軍官憲は國民軍の回答を待たないで其の軍隊をして大規模の軍事的行動を起さしめた。日本軍の斯かる行動は今迄の處未だ中止されぬ。畢竟するに日本今回の山東出兵と國民軍に對する敵對行動は全然開戰行爲に等しいものである。その後も尙ほ日本軍は引續き陸海兵を上陸せしめ吾が各方面に亘つて騷亂鎭靜の爲めになせし最大の努力をも何等顧みなかつた。玆に於て吾人は支那の領土保障と政治的獨立とが日本の侵略に上り斯くも無殘に蹂躙せられ、國民の平和が斯くも脅威せられし事につき貴聯盟の注意を乞はんと欲する。聯盟規約第十一條第二項の規定に基き至急聯盟理事會を招集せられたい。而して軍事行動の中止と日本軍の速かなる山東撤退とを聯盟から要求せられんことを希望する。終局の解決方法に關しては今回の事變につき終始正義を履み來れる確信ある吾國民政府は國際的の調査及び仲裁による適宜なる取極めに對しては何時にても應諾する用意を有するものである。（昭和三年五月十一日）

（附屬第四號）　濟南に於ける日支兩國軍隊衝突の事情

濟南に於ける日支兩國軍隊衝突の事情に關して帝國政府は昨年五月二十八日國際聯盟加盟諸國の參考として左記文書を泰府聯盟事務局に提出した。（從て左の文書中昨年とあるは一昨年に當る）

濟南に於ける日支兩軍隊衝突事情

一、昨年一月三日過激分子の爲煽動せられたる支那暴民は大擧して漢口英國租界に迫り英國側の防止を冒して之を占領し同月六日九江英國租界に於て同樣の暴狀繰返されたり。

三月二十四日南軍が南京に入るや共產系の軍隊は日本領事館を襲ひ領事以下館員及日本居留民に忍ぶべからざる侮辱を與へ傷害を加へ且つ領事館其他居留民の家屋殆んど一物も殘さゞる程度に掠奪し其の他各國領事及居留民等に對しても同樣若くは以上の殘虐を擅にし英米軍艦よりは自衛上砲擊するの已むを得ざるに至れり。

四月三日漢口日本租界に於ては共產黨分子の煽動に依りて豫て事端の誘發に力めたる暴民の一團は事を構へて上陸中の一水兵を侮辱毆打したるを手初に日本人の店舖を襲ひ通行人に危害を加へ事態收拾すべからざるに至りし爲同租界の日本人二千五百名の大部分は上海日本方面に引揚げ、重慶、宜昌、沙市、長沙、蕪湖、九江等長江一帶の在留民も亦南京漢口事件に顧み相繼いで引揚げを開始せり。

十二月一日廣東に於て共產黨系支那軍隊と非共產黨系支那軍隊との間に起りたる爭鬪は十三日迄繼續せられ幸に居留地に在りたる外國人には被害なかりしも彼等の間に於ける爭鬪の慘酷にして掠奪虐殺（女子に對するも

のを含む）の甚しかりしこと筆紙に盡すべからざるもの有りたり、事件後も所謂共産黨員なるもの〻撲滅行はれ日々二百名内外の檢擧を見たるが是等は市内三箇所の臨時刑場に於て何等の形式をも用ひず銃刑に處し其の數二千五百名に達したりと稱せらる。

二、右は單に昨年中に於ける最も顯著なる數例を示せるに過ぎざるも最近支那に於ける狀勢は概ね此の如きもの有り第一次革命以來內亂に繼ぐに內亂を以てせる爲治安の維持困難を來しつ〻ありし支那は兩三年來共產黨の活動に依りて一般の治安一層亂れ今や在留外國人の生命財產は支那官憲の保護にのみ信賴し得ざる狀況に在るを以て支那と接壤し複雜せる利害關係と多數の居留民とを支那に有する日本としては場合に依りては自力を以て現地に於て其居留民と既得の權利とを擁護せざるべからざるは誠に已むを得ざる所なり。

三、最近蔣介石の率ゆる南軍が南京より北進して濟南に向はむとするや日本が濟南在留二千の居留民保護の爲同地に派兵したるは上記の如き支那の實狀に照らし已むを得ざる自衛の措置たること言ふ迄も無し然るに右派兵に拘らず南軍兵士が日本の家屋を掠奪せるに端を發し同地に在りし南軍は日本派遣軍及居留民を隨所に攻擊し日本居留民十數人（女子を含む）を虐殺し百餘戶を掠奪したる爲日本軍として居留民保護の爲實力を行使するの餘儀無きに至りたるは誠に遺憾に堪へざる所なり。

世上日本が濟南に軍隊を派遣せざりしならば今次の不祥事起らざりしなるべしと觀察する者なきにあらざるも軍隊の駐派なかりし漢口に於て又南京に於て上述せるが如き事件の發生ありたりしことを思へば右の觀察の誤れることは明かなり。

四、今次軍隊の派遣が居留民の生命財產保護の目的に外ならずして南北兩軍の何れに對しても其の軍事行動に干涉するものに非ず又其の必要止むに至らば直に撤兵すべきことは派兵の當初日本政府の聲明したる所にして昨年濟南に同樣の狀況發生せるに當り同年六月日本政府は居留民保護の爲同地方に派兵したるが其の必要止むと同時に九月八日を以て全部の撤兵を實行したり。

五、濟南事件の概要は左の如し

（イ）四月下旬より五月二日に亘り濟南に到着せる日本派遣軍は邦人居住の主要箇所たる商埠地の約八割を警備地域と定め其の內の二箇所に防備設置を施し置きたるが一方四月三十日北軍の濟南撤退に次で五月一日より南軍續々入濟し二日には商埠地及城內に駐屯せる支那兵其の數七萬を超えたり二日入濟の南軍總司令蔣介石は日本師團長に對し南軍に於て絕對に治安を維持すべきを以て日本軍は速に撤退せられ度きこと及前記防備設備は之を撤去せられ度き旨申出でたるを以て日本軍は五月二日夜より右防備を撤去し又一旦安全地帶に引揚居りし日本居留民中にも歸宅するものありたり。

（ロ）五月三日午前九時半日本人吉房長平方が南軍正規兵の爲掠奪せられたるを以て一中尉の率ゐる約三十名の日本兵現場に急行したるに右支那兵等は附近の支那兵營に遁入之より發砲し日本兵若干名を負傷せしめたるを以て日本兵は之に應射したり右衝突開始するや當時濟南市中に充滿し居りたる南軍は殆んど同時に隨處に日本軍に發砲し日本居留民を虐殺し日本人家屋を掠奪し初めたり。

（ハ）是に於てか日本軍は日本居留民の收容保護に力むると共に南軍の商埠地外驅逐及武裝解除に努力し一方日本領事は數回危險を冒して支那側と連絡を取り停戰に盡力せしも蔣介石の威令行れざる爲か支那兵は依然發砲を續けたる爲漸く五日午後に至り停戰を見るを得たり。

（ニ）　然るに當時濟南城内には尚四千の支那軍隊殘留せるのみならず附近に在りし支那軍隊は其の數數萬に上り商埠地の四圍に堅壘を裝置し又附近高地には濟南に向け砲列を布くものあり斯る陣容の下に戰鬪再開に立到らば日本軍及居留民は極めて危險なるべき地位に置かれたりしを以て居留民保護の任務を有する日本軍に於ては此等武裝支那兵を濟南及山東鐵道沿線より遲滯なく退去せしむることを以て絕對必要なりとし七日午後四時日本側師團參謀長は支那側に對し支那軍の濟南及山東鐵道の周圍二十支里（約七哩）外撤去及日本軍及居留民に危害を加へたる支那軍隊の武裝解除及其の幹部の處罰を要求し且十二時間以内に之に對し回答を爲すべきことを要求したり然るに支那側は之を承諾せざるのみならず其の軍隊の態度愈々險惡なるものありたるを以て日本軍は八日より其の掃蕩に着手し翌九日に亘り漸次濟南周圍の支那軍を略二十支里外に驅逐せり

（ホ）　一方濟南城内に殘留せる支那軍隊は便衣隊を交へて日本軍及山東鐵道列車に向ひ發砲しつゝありたるを以て日本軍は八日午後平和手段にて之を武裝解除せむとせるも該軍隊は之を肯せず依りて九日早朝城内普軍公署、道尹公署、城壁等支那兵根據地を目標として砲擊し同時に凡ゆる手段を以て其の脫出を誘導したる結果十一日早朝に至り支那兵の大部分は便服に着換へて城内より脫出し斯くして便衣隊の潛在せるを除き支那軍隊は濟南及其の周圍二十支里以外に擊攘せられたり。

（ヘ）　五月十五日迄に判明せる所に依るに本事件中日本居留民の支那兵の爲受けたる被害は殺害せられたる者十四名にして其の多數（女を含む）は最も殘虐なる行爲を加へられ殆んど見るに忍びざるものあり其の他負傷者十五名の外公衆の面前にて極端なる侮辱を加へられたる男女あり尚掠奪せられたる戸數百三十一戸に達す。

（ト）　支那側に依り廣く世界に宣傳せらるる山東交涉員蔡公時及交涉署員の虐殺なる報道に關しては五月三日事件勃發と共に支那兵及便衣隊は隨所の建物に據りて日本軍民の區別なく亂射し交涉公署（當時此方面の日本兵は其の交涉公署たるを知らず）内よりの射擊に依りても日本兵二名戰死したるを以て同日夕日本軍の一部之が捜索に赴きたるに此の内部に潛在せし者十數名矢庭に射擊を開始したるを以て日本兵已むを得ず應戰して之を斃したる事實あるが果して蔡が此の中に在りしや否や判明せず孰れにせよ日本軍は無抵抗の市民を殺害したるが如きことなく況んや耳を切り鼻を削くと言ふに至つては日本人の性質慣習上斷じて爲し能はざる所なり。

六、濟南事件の經過を通して左記諸點は特に注意の要あり。

（イ）　事件は南軍兵士が日本居留民の家屋を掠奪し且之が救護に赴ける日本兵を射擊せるに端を發せること。

（ロ）　事件前南軍幹部は繰返し治安維持の責に任ずべき旨を述べ日本軍の防備撤去を要求し來り日本軍は事件突發の前夜之を撤去し又一旦安全地帶に引揚居りし居留民中にも歸宅せるものありしこと。

（ハ）　事件が右防備撤去の直後發生したること其の發端と時を同じくして各方面の支那兵一齊に日本軍を攻擊し居留民に對する迫害掠奪の目的が殆んど日本人に限られしこと等の諸事情に徴し本事件は支那側少くとも下級者間に於て計畫的に行ひたるの印象を與へたること。

（ニ）　日本側は屢次困難を冒して支那側と連絡を取り停戰を協議せるも其の都度支那側の命令徹底せざる爲戰鬪繼續行の止むなかりしこと。

（ホ）　支那側は便衣隊を交へ隨所の家屋の掩護に依り亂射したる爲日本軍は最も困難なる狀況の下に市街戰に從事せること。

（ヘ）　事件發生直後支那兵が日本居留民男女に加へたる擊行は其の殘虐言ふに忍びざる程度のものありしこと

第四章　濟南事件

（ト）七日第六師團長の爲したる要求は十二時間の期限を附し殆んど南軍側に於て熟慮回答の餘裕無かりしことを非難するものあるも當時の狀況は極めて逼迫し第六師團長は若し時日を遷延するに於ては南軍の詭計に罹り居留民は勿論軍隊自身も非常なる危險狀態に陷るの虞ありと信じたるものにして支那側從來の不信に鑑み右警戒は當然なりしこと。

（附屬第五號）　濟南事件交涉開始當時の我條件公表

曩に帝國政府が山東地方に軍隊を派遣した目的が全く同地方在留邦人保護に在つて何等內政干涉殊に北伐軍阻止の如き意圖を有して居なかつたことは當時政府が特に聲明した所である。然るに拘らずも五月三日濟南事件の突發を見たのは誠に遺憾に堪へない所であるが該事件は過般帝國政府の發表した聲明書で明かな通り節制のない南軍の一部に依り惹起せられたもので、之に對し日本軍の執つた措置は軍及居留民保護の爲全く已むを得ざるに出でたものに外ならない。從て本事件の責任は全然支那側に在ることは明かで、又本虐殺事件は本邦輿論を異常に沸騰せしめたのは周知の事實である。

併しながら帝國政府としては、日支間の親善關係を維持するの見地から國民政府の謝罪、責任者の處罰、日本居留民の生命身體財產に加へられた損害の賠償、將來の保障の四條件の基礎に於て本件の解決を計ることに決定し、七月十八日在上海帝國總領事から國民政府に右の趣旨を申入れさせ同時に日本側では青島總領事及濟南總領事代理をして濟南に於て本件交涉に當らしめる筈であるに付國民政府も速かに全權を有する交涉委員を濟南に派し至急本件を解決せしめられ度旨要求せしめた。

尙我派遣軍は前述の如く居留民保護の目的を有するに過ぎない故、此の見地から軍隊派駐の必要が無いと認めるに至つたならば全部撤退すべきことは勿論であるが、不幸濟南事件の突發に依り同地方の感情が著しく險惡となつたばかりでなく今尙便衣隊の襲擊事件等が絕えない狀態である爲遺憾乍ら今日直ちに全部撤退の運びに至り難い。併し濟南事件が遠かに解決せらるるに於ては同地方の感情も尠なからず緩和せらるべく從て撤兵の時期を早むるの效果があるであらうと信ずる。但し派遣軍の兵力は濟南事件前後特殊の狀況に基いたのであるから必ずしも現在の兵力を全部維持するの要が無いので漸次減兵を行ふ方針である。現に事件直後支那沿岸及揚子江流域各地に增派した軍艦は客月中旬から逐次固有の部隊に復歸せしめつつあつて既に大部分の引揚を了したが、山東派遣の陸兵に付ても差當り先づ第三師團の豫後備兵を歸還せしめ約七千の召集解除を行ふこととなり尙引續き整理を行ふ豫定である。（昭和三年七月十九日公表）

第五章　支那に於ける排日運動

◇

『全體支那人は日本に對して從來一つの間違つた考を持つて居る。夫れは日本の經濟生活は支那に依賴せなければ立ち行けぬのである。詰り日本は原料が乏しいとか、國土が狹小であるとか、人口が

多いとか、勞銀が高いとか、斯う云ふやうな事で日本と云ふ國は其經濟生活を營む上に、支那無しでは立ち行けぬのである。それで日本人は皆日支親善を云ひ、共存共榮を唱へるのである。だから吾々は經濟的に打擊を與へれば日本は倒れる。斯う云つた風に支那人は考へて居る。有力なる國民黨の領袖及軍閥政治家中にもさう考へて居る人々があるのであります。さう云ふ誤解を持つて日本に對する經濟上の反抗運動を起して來る場合が多いのであります。是は甚だ間違つた考へで、日本の對支貿易は對外貿易の僅かに一部、即ち其の割合は總額の二割乃至二割五分位に止まるもので、彼等の所謂經濟絶交も窮極に於てはたゞそれだけの影響しか受けないのである。勿論日本と支那とは種々なる點に密接なる關係あることは否定されぬ所であつて、單に此數字上のみから吾々は立論する譯ではありませぬが、併ながら此支那人の考へるやうに、日本は支那あるが爲に生きて居るのである、支那の御機嫌を損ずると日本は立ち行かぬであらうと云ふやうなことは、事實に於て間違つて居る。日本は此世界の貿易圈上に於て、日本獨自の經濟政策で立派に立つて行く、決して支那のみに依賴するものではない。支那が全部日本の貿易關係から離脱しても吾々は決して脅威を感ずるものでない、斯う吾々は信じ、又事實が之を證明して居る。それ故我々は是非共斯う云ふことを支那人の頭に入れて彼等の蒙を啓くことに努めなければならぬことゝ思ふのであります。』

右は客年支那に於て排日貨運動が擡頭し、日支經濟斷交が叫び出されたとき、白岩龍平君が我聯盟協會に於てせられた講演の一節である。安川雄之助君も同日の講演で『支那が經濟絶交をやつても日本國家、國民の存立問題には餘り痛切に感じない』旨を說かれた。江戸ッ子が痩呵を切るのを聞く如くである。一種痛快である。しかし此場合英國人であつたならば、こんな痩呵は切るまい。對支貿易の前には所謂大英帝國も膝を屈して、對支自由政策を取る、廣東で苦しめられ漢口でたゝかれても、泰然として隱忍自重、妥協隔和の態度を取つて居る。吾人は英國人に倣ふべきであらうか。

◇

我邦人が一齊に日支共存共榮を說いたのはツイ昨日のことである。當局者の議會演說にあつても、民間の議論にあつても、苟も支那問題を論ずるもの、此文字を口にしないものはなかつた。而して今日は果して如何。其責は支那側にありや、日本側にありや、それとも双方にありや。そんなことは私の今玆に詮議立てしやうとする所ではない。共存共榮は姑らく措き、吾人は自存自榮を忘れてはならぬ。固より自分さへよければ他はどうでもよいと云ふ意味ではない。吾人は後章に述ぶる如く我對支政策—從て滿蒙政策の指導原理として生存權を說く。殊に經濟的生存を說く。これは私の一家言では

ない當局者亦之を說いた。幣原前外相は之を議會に述べた。支那の合理的要望は我經濟的生存と相容るるものでなければならぬことを說いた。ワシントン會議中我全權も支那の經濟的開發を力說した。四國借款團契約の交涉に際して日本は我國の經濟的生存を高唱した。支那の排日貨運動は我經濟的生存——生存の文字が好ましくなければ經濟的安全——を害するの行動でなくて何であらう。彼等の使用する手段は合法的手段ではない。我邦人は之を恐るゝと否とに拘はらず、之に對して抗議すべきである。獨り滿洲のみに「深刻なる注意」を拂ふて、對支貿易は——排日貨運動は之を閑却すべきであらうか。千百の抗議が其功を奏せざる場合、其原因を除去するに努むべきではなからうか。一昨年頃迄排英運動に大に苦しめられた英國が今日此運動を除去し得て涼しい顏をして居るのは、唯自然の成行に放任したものであらうか。吾人は少しく英國の態度に學ぶべきではなからうか。

◇

客年中山東出兵や濟南事件などで日支の關係が甚だ面白くなつたとき、支那南北各地に於ける排日排貨の運動は熾烈となつて來た、其動機が主として濟南事件にあることは勿論であるが—濟南被害同胞の仇を報ずべしなどの宣傳が支那で盛んに行はれた—之に加ふるに東三省易旗問題、日支關稅問題等、何でも口實として利用せられて居る。運動は極めて組織的事務的であつて、全國反日會なるものが、中央黨部と氣脈を通じて行ふて居る。統制ある運動方法を巧みに應用してある。全國反日會は對日經濟絕交計劃大綱を制定發布し、各地反日會の活動方式をも一定してある。日本輸入品、日本向輸出品、日本金融機關、日本船舶に對する抵制方法を規定してある。其要に云ふ

一、輸出に關するものは絕對的禁止、相對的禁止及び禁止せざるものの三種に分けて居る。絕對的禁止品は糧食、棉、麻、煤鐵、樟腦、桐油及び重要原料であつて、相對的禁止品は過剩な國產品で、禁止せざるものは奢侈品である。

一、輸入に關するものは絕對及び相對的禁止品の二種に分けて居る。相對的禁止品は文化交通上及び醫藥上の物品並に製造上生活上必要なる日本品であり、絕對的禁止品は相對的禁止品を除く總てのものである。

一、金融に關しては日本の通貨を使用せず、日本の銀行と取引せず、日本と爲替を組まずと定めてある。

一、交通に關しては日本船に來らず、日本品は取扱はずと定めた。

一、絕對禁止の日貨は假令登錄して現在通行章を持つて居るものでも本年末を以て一律に無效とすることになつた。（玆に本年末とは今より云はゞ昨年末に當る）

一、日貨登記の際納むべき救國基金の率は左の如くである。

綿布、砂糖、海産物、雜貨類は五割。絲、消耗品、奢侈品、玩具類は九割。醫藥類は最低で一割

更らに全國反日會は懲辨奸民條例を發布し、金錢懲戒（例へば一等罰金は一萬元以上）の外公權懲戒名譽懲戒などと稱し、宛然刑罰權を行使して居る。加之救國基金を商民より強要し、日貨の檢査沒收を行ふて居る。甚しきに至つては「奸民」即右規則違反者を市內に引廻はして「さらしもの」にしたりした例もある。斯かる人權蹂躙と妄狀とを逞ふしても、官憲は之を取締らうとしない。我官憲から抗議しても「お前の方が惡いからだ」と云ふ顏付や口振りである。或は曰ふ「愛國運動は之を阻止し難し」と。又曰ふ「排日運動は國民黨の指揮する所であつて、政府の鎭壓し得る所でない」と。加之南京に於て日支豫備交涉停頓するや、國民政府並びに國民黨は密かに各省政府及各地方黨部に全國的排日運動を訓令し、王外交部長自ら南京より排日運動の宣傳を放送し、以て日本を牽制せんとした。右の運動は其效を奏して全國的に深刻なる排日運動を見るに至つた。上海を中心に起つた排日は其附近に擴がり、次で南支那に及び、武漢地方から河南に波及し、更らに北支に擴がつた。北平、天津、滿洲、山東、上海、南京、長江、南支各地に排日排貨の狀勢を現出した。排日の渦中に捲込まれないのは僅かに四川等奧地の一部であると云はれて居る。漢口の如きは最も猛烈であつて、危害は邦人にまでも及んで來て、邦人は封鎖の狀態に陷つたと聞く（今回の排日は邦商邦人に直接危害損害を加へず、支那人を制裁するのが一般的傾向であるが）、日支親善とか共存共榮とか云ふ言葉は御世辭にも云へない有樣となつた。排日は全支のみならず南洋に迄も及んで居ると云ふに至つては驚くの外はない。

◇

本年一月上海、南京、漢口等長江筋及山東地方、北平、天津等の排日狀況を視察して歸京した首藤商務官の視察報告として新聞紙の傳ふる所（本年二月十五日東京朝日）を左に揭げて、本章を閉づることゝする。

一、漢口の排日運動はもつとも激烈で、結局我居留民を敵國民視して經濟封鎖乃至は飢餓封鎖の手段に出てゐるもので、人道上斷じて許すことの出來ないものである。これに對して我國の輿論が起らないのは不思議に堪へない。

一、反日會の組織は全く國民黨の黨勢擴張、國權回復運動の手段として用ゐられ、政府はまたこれを援助してゐる事は確かであるから、假令この際日本が讓歩して濟南事件を解決しても、排日運動が終局するとは思へない程深刻なるものがある。

一、在留邦商人並に對支貿易商、銀行業者、海運業者等の打撃は一部を除く外は相當甚大で、これ等救濟のため、また支那の排日運動に對抗するためにも、これ等實業家は團結して調査機關を設け對支貿易全般に對する具體的對策を樹立する必要がある。

（附記）濟南事件の解決するや國民黨中央黨部は各地反日會に對し排日運動の中止を命じ、今後は純然たる國貨提唱運動に移ることを併せ命じたとも傳へられる。が、一方には排日運動は今猶各地に行はれ、我方の抗議も聽に釘の狀況であるやに見える。

第六章　權益の擁護か責務の負擔か

（滿蒙に對する我國の主張）

◇

我國の一政府者と雖とを問はず一滿洲問題を論ずるもの、口癖のやうに權益の擁護を主張する。所謂「特殊利益」を主張することを主張して居る。そうかと思へば一方には「滿洲の治安を維持するの責務」を引受けんとするやうな口吻も弄せられる。否當局者は滿蒙殊に東三省地方の平和維持により同地方を內外人安住の地たらしむるは接壤の隣邦として特に責務を感じて居るやに傳へられる（本著第一卷四〇頁東方會議に於ける田中外相の訓示なるもの參照）。果して然らば我國が滿蒙否東三省に於て有する所のものは權利であるか、將た義務であるか、權利とすれば如何なる權利か、義務とすれば如何なる義務か、特殊の權利か、（又特殊權益、特殊利益、重大利益か）。將た秩序維持の義務か、これは單純に文字の爭ではない。外交上一對外的に不用意に此等の文字を使用してはならぬ。こちらでは不用意に此等の文字を使用しても、外國では外交上一定の意味に之を解釋する。誤解ではない。之を正解する。眞意を誤解され易い文字を使用し乍ら誤解者を責むるのは自分自身誤りである。自分は單純に耳障りがよい位のつもりで之を使用しても、外國では頗る耳障りが惡くなる。否意味ありげに之を解するのは當然である。

◇

本年二月二日幣原男の議會質問演說中、右の「內外人安住の地」につき滔々數百言の言及があり（下揭參考の一參照）之に對し田中外相の答辯があり、又更らに質問も繰返されたが（參考の二參照）、結局不得要領に終つた事を遺憾とするものである。幣原男は田中外相の答辯によれば「滿洲に於て政府の執らんとする措置目的は治安秩序の維持其ものではなく、我權利利益の擁護に止まるものと解釋いたしまする」と結論せんとしたのに對し、田中男は「滿洲の靜謐自體が即ち權益の擁護である」と結んだ。此

言葉は田中男が其前に述べた所の「滿洲の治安が亂れゝば我權益は侵害され、國民の生命財産も危殆に瀕するものである」と云ふのと同義であるか。それとも別義に解すべきであるか、もし右が同義に解すべきならば幣原男の云ふ所と同一に歸するし、別義に解すべきものとすれば曖昧模糊たるものになる。尤も之を別義に解するとして、而してそれは「滿洲の靜謐自體」が日本の滿洲に於ける特殊利益（又は重大利益）の一であると云ふのならば別問題である。それならば解し得ないことはない。しかしそれにしても滿洲の「靜謐」自體が即ち「權益の擁護」であると云ふのは措辭として當を得たものではない。滿洲の靜謐―康寧―平和―が日本の特殊利益（又は重大利益）の一である、否特殊利益其者であると云ふのならば、敢て不當でも不都合でもないやうであるが、それでも外國及外國人に於て別段異存なきや否や保證の限りではない。それには左の例を擧ぐるの必要がある。モロッコ國内に於ける秩序の維持を以て佛國の「特殊利益」（單數に使用せられてある）とすることは一九〇五年七月八日の佛獨交換公文の定めた所である。同年八月十二日調印の日英同盟協約に於ては英國が『印度の國境の安全に繋る一切の事項に關し特殊利益（これ亦a special interestとしてある）を有するを以て』前記國境附近の地方に於て（即ち印度以外に於て）英國が印度領地を擁護せんが爲め必要と認むる措置を執るの權利を日本が承認した（第四條）。又一九〇七年英露協約（英露協商）に於ては英露兩國が各自國の國境附近のペルシヤの地域の平和及秩序の維持につき特殊利益（單數に使用せられてある）を有すること……を考量し云々と前文に述べてある。即ち日本が現に滿洲に於て主張せんとする特殊利益、若くは重大利益―乃至安全問題―は果して當年の佛國がモロッコに於て有し、英國が印度の國境附近地方に於て有し、又は英露がペルシヤに對して主張した所と同一視せらるべきものであらうか。換言すれば日本の滿洲に於ける地位若くは對滿關係は、所謂勢力範圍を以て目すべきことを各國が今尚ほ認むるものであらうか。況んや保護國又は保護領に類せる關係を認むるものであらうか。此疑問は滿洲を以て「內外人安住の地」となさんとする場合當然起るべき問題である。

◇

顧みるに田中外相は客年一月第五十四議會に於ける外交演說中に於て『東三省が內外人安住の地として、秩序當に維持せられ以て同地方の經濟的發展の行はれんこと』を庶幾する旨を聲明した。又本年一月の議會演說に於ても滿洲をして同樣『內外人安住の地たらしむることを切望するものなるが故に、此地方の靜謐を亂し、若くは我重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しては之を排除する覺悟を有するものである』と述べてある『重大なる權益』とか『幾多重要なる權利利益』とかが『滿洲』に現存して居ることを述べてあるが『特殊利益』又は『特殊地位』とか『特殊地域』とかの語は

使用して居ない。滿洲が我と『接壤地帶』なるが爲め『國防上』『政治上』極めて我國と重大なる關係にあるのみならず、曾て我國は帝政露國の侵略に對し國運を賭して同地方の自由を恢復したる『歷史的關係』あるが爲め、我國民の同地方に對する國民的感情は支那の他地方に對すると異るものあるは當然である、と述べてある。又客年五月中旬革命軍の北上と共に滿洲の治安が影響を受けんとした際、帝國政府が南北双方に與へた所謂五月十八日の覺書なるものに於て『禍亂滿洲に及ばんとする場合には帝國政府としては滿洲治安維持の爲め適當にして且つ有效なる措置を執らざるを得ざることあるべし』と聲明した際、支那側の之に對する抗議は別として(次章參照)諸外國に於ては、日本が國外に於て―否支那國の領土主權の下にある地域に於て治安の維持を引受くるのを見て、或は日本を以て滿洲に對し領土的野心を包藏するものと解し、或は少くも滿洲を日本の保護領化せんとするものにあらざるなきや疑ふた向もあつた。『治安維持の爲め有效なる措置』を執るとか『內外人安住の地』となすとか云はば、一國が當該地方に於ける安寧秩序の維持に對して責任を取ることを意味する。一國は國內に於ては此責任を有すること勿論であるが、國外に於て此種の責任を取るのは獨り保護國又は保護領(Protectorates)內に於てのみである。一國の勢力範圍(Sphere of influence)とせられる地方に於てすらも、一國は內外人に對し治安維持の責任はない（例へばホール國際法第八版一五〇―三頁參照）

◇

『內外人安住の地』と云ふは其意必ずしも明白ではない。私の寡聞によるかも知れぬが、他に斯かる用語例を國際間に於て發見し得ない。一外國新聞紙は右の「滿洲を以て內外人安住の地とするを庶幾す」と云ふ語を "It desired to make Manchuria a comfortable home for both Japanese and foreigners" と譯して居る（本年二月三日ジヤパン・アドヴアータイザー紙）。又現外務省情報部長齋藤博氏が在米の一雜誌上に於ける譯語によれば "The Japanese Government hopes that these particular Provinces will always be kept in good order as a land for the safe and peaceful habitation of Chinese and foreigners alike" とある。玆に於て所謂『內外人安住の地』なる言葉の解釋につき左の疑問を生ずる。

一、內外人とは日本人と外國人を指すものなりや、それとも支那人と外國人とを指すものなりや。

二、日本は日本人の爲め、滿洲が安住の地たるを庶幾するものとしても、それは「在留日本人の生命財產」を保護する爲め―及び「日本の重大なる權利利益」を擁護する爲め―相當の措置を執るの意であるか。

三、それとも我自ら滿洲の治安維持の任に當らんとするものであるか。滿洲の治安維持の目的及び

之に要する手段と我權益保護の目的及手段とは其間自ら著しき差異があるものではなからうか。

四、更らに進んでは日本人以外、外國人の爲めにも日本は滿洲が安住の地たることを主張せんとするものであるか。『內外人』が前記の如く二樣に解せらるゝことは姑らく措き、兎に角一般外國人の爲めにも日本が滿洲の治安維持を引受ける積りであるか。

若し前記第四の意味であるならば斯かるドンキ・ホーテ式の企圖は滿洲在留外國人としては假令事實利益を受けるとしても、其本國政府の喜ばざる所であること必定である。在滿の英米人等は日本の治安維持により餘澤を受けても、英米の本國政府は必ずや猜疑の眼を以て日本の行動を眺めるに極つて居る。否既に右の猜疑的傾向を示した形跡がある。英國が埃及に於て留保して居る事項の內に「埃及に於ける外國利益の保護」(The protection of foreign interests)と云ふのがあり、「外國よりの侵略又は干涉—直接と間接とを問はず—に對して埃及を防衞すること」と云ふのがある。日本が滿洲をして「內外人安住の地」たらしめんとすると云はば外國人は此埃及の例とか、又は他の保護國乃至保護領の事例を聯想するのは敢て無理なりと云ふことは出來ない。かゝる誤解を避けんとすれば誤解を招き易い文字を使用せざるに如かずである。別に『內外人安住の地』と云ふて見た所で、言ふ丈けでは何にもならぬ。誤解を招くにあらずんば物笑となるのみである。不利益はあつても利益はない。

◇

尤も前記本年一月の田中外相の演說を讀むとき「內外人安住の地たらしめんことを切望する」の上に「帝國政府に於ては素より滿洲に於ける支那の領土主權を尊重し門戶開放機會均等の趣旨を確保徹底せしめ以て」と云ふ言葉が載せてある。此行文は客年一月の同外相演說に於て『東三省か「內外人安住の地」として秩序常に維持せられ、以て同地方の經濟的發展の行はれむこと』を望み『此見地より東三省の治安維持については帝國政府は深甚の注意を怠らぬ』と云ひ『特に附言致して置きたいことは』同地方に於ても常に門戶開放機會均等の主義を尊重することであると云ふのと大に趣を異にするやうに見える。門戶開放機會均等と內外人安住地とは全然別問題である。門戶如何に開放せられ、商工業上の機會が如何に均等であつても必ずしも其地方の治安が維持せられるものとは限らぬ。又或地方の治安が如何に維持せられても必ずしも門戶開放機會均等の實が擧がるものとは云へぬ。若し夫れ我權益擁護と離れて單に滿洲の治安を維持することが右演說に所謂「支那の領土主權を尊重し」と云ふと相容るゝやの如き、殆んど問題とするに足らぬ。しかるに此問題とするに足らぬ問題が本年一月の議會に於て問題とせられたのは甚だ遺憾である。無用の議論であると云ふのではない。世人の疑惑を解く爲めに必要な議論であつたかも知れぬ。しかるに質疑應答の結果却て曖昧に陷つたこ

とを遺憾とするのである。

（参考の一）　幣原男爵の質問演説（抄錄）

（昭四、二、二、貴族院に於て）

質問の第二問題は東三省に於ける我國の地位に關するものであります、外務大臣は屢々公の機會に於て我國が東三省地方に對しても、何等領土的野心を有せざることを一般的に聲明せられ、更らに具體的には我國が是等の地方を保護領とする意思も絕對に無いことを明言せられたと傳へられて居ります、私は外務大臣の此點に關する聲明が確に誠意に出でたものであると信じます、然るに外務大臣は又去る二十二日本議場に於ける御演說中、政府は滿洲を「內外人安住の地たらしむることを切望するものなるが故に此地の靜謐を亂し若くは我重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しては之を排除する」の覺悟を有することを聲明せられたのであります、此聲明は何を意味するものでありませうか、實際問題として考へますのに、例へば滿洲の奧地に於て日本人がまだ這入り込んで居ない場所に居住する支那人、又は外國宣敎師が屢々馬賊の襲擊を受けて其地に安住し得られないと云ふが如き場合には、政府の聲明は、如何に適用せられるのでありませうか、政府は支那人又は外國宣敎師を其地に安住せしむることを切望するからと云つて、其地の靜謐を亂す事態を排除するの覺悟を有つて居らるゝのでありませうか、即ち馬賊土匪の害を除くの措置を執られるのでありませうか、固より東三省が今日支那の領土として我國の莫大なる努力と犧牲とに負ふ所があります、又我が國が同地方に於きまして、我國の國家的生存にも影響を

及ぼすべき重要なる權利利益を有つてゐることも明瞭なる事實であります、從つて我國民が同地方に於ける狀態に付きまして、特に神經過敏であるのは自然の勢であります、併ながら東三省が明かに支那の領土として保全せられて居る以上、其支那の領土に於て我國が日本人以外の國民をも安住せしむるの責任を如何にして執り得るのでありますか、我國は先年舊韓國に付きまして、保護條約締結の結果初めて外國人を安住せしむるの責任を引受けたのであります、若し政府は滿洲に於て何等斯る責任を引受けむとするものではない、我國の權利利益が脅かされることなき限り、假令地方の靜謐を亂す事態が發生するとも、必しも其事態を排除するの措置を執るには及ばないと云ふ御趣旨でありますならば、政府の目的とせらるゝ所は滿洲の治安維持其ものに非ずして、單に我が權利利益の保護に止まるものと申さなければなりませぬ、若又政府は滿洲に於て馬賊土匪が活動するが如き場合を豫想せられたものではなく、全く戰亂の場合を豫想せられたものであつて、其戰亂の場合には政府の執られむとする措置は必しも自國の權利利益の擁護のみに止まらないと云ふ御趣旨でありますならば、何故に此二つの場合の間に取扱の區別を設けられるのでありますか、土匪馬賊と戰亂とは、內外人の安住を脅かす危險の程度に於て何か差別があるのでありますか、又自國の權利利益の擁護以外に如何なる名義に依り如何なる措置を執り得るのでありますか、何れに致しましても、我國が支那の領土內に於て、其支那の人民又は一般外國人をも安住せしめむが爲に、苟も其地方の靜謐を亂すが如き事態は、我が國の力を以て之を排除する覺悟であるなどと聲明するのは、恰も我國が同地方に於て主人役の地位に立ち、法律的に云へば主權者又保護權者を以て自ら任ずるものゝ如き誤解を一般に與へざるを得ませぬ、恐らくは政府の聲明は別に支那の領土主權を輕んずるが如き深い意味を含んで居るのではなく、又如何にして實行し得らるるかの點を十分に考慮せられたのでもなく、唯滿洲を、日本人

以外の國民の爲にも同樣に安住の地たらしむる目的であると云へば、門戸開放主義を確認せるものとして、外國にも安心を與へるであらうと云ふ位の、單純な御考に出でたものと想像せらるゝのであります、申すまでもなく我々は滿洲に於て毫も他國人を排斥し單り日本人のみの安住を圖らむとするが如き意思を有つて居るものではありませぬ、何れの國民も均しく門戸開放機會均等主義の適用に依りまして、平和安寧の惠に浴せむことを望むものであります、併ながら斯る純然たる希望の表明以上に、更に進んで日本人以外の國民をも同地方に安住せしめむが爲に、其安住を妨ぐる不穩の事態を我が國の力に依つて排除するの方針のものゝ如く聲明せられますから、道理上に於ても事實上に於ても、困難なる問題を生ずるのであります、而も斯の如き適用の廣い聲明を致して我國に何程の實益があるのでありますか、實益なくして徒らに痛くもない腹を探られるやうな聲明であるならば、寧ろ淡白に之を御取消になる方が國家的見地より見て宜しくはないかと考へます、外務大臣は此際速に斯る聲明を取消し、少くとも全然無害なるものに改められる御意思がありませぬか、若し其御意思がないのであるならば、第一に、滿洲の一地方に於て苟も其靜謐を亂す事態の發生する場合には、縱令、是が爲に我國の權利利益が脅かされる程度に達しなくとも、政府は我國の力を以て其事態を排除するの覺悟を持つて居られるのでありますか、若し其覺悟ありとせば、果して如何なる名義に依り、如何なる措置を執り居られるのでありますか、第二に所謂靜謐を亂す事態とは單に戰亂の場合に限るものであつて、馬賊土匪の活動の如き一般警察力の不備に基く場合は自ら別問題であると云ふ御趣旨でありますか、若し此に二つの場合を區別せられるものとせば、其區別を設けらるる理由如何、第三に若し此二つの場合を包含せらるゝものでありまするならば、廣漠たる滿洲の地に於て斯かる事態の發生する毎に、事實上我國の力を以て之を排除し得らるゝ御見込でありますか、斯の如き聲明は結局、實行之に伴はず、不渡手形の濫發に止まるの嫌ひはありませぬか、此點に付きまして私は政府の所見を確めなければならぬのであります。

（參考の二）　昭和四年二月六日官報號外貴族院議事速記錄抄錄

○國務大臣（男爵田中義一君）……「第一の此滿洲の事態に關する御尋であります、私は滿洲は同じく支那の領土ではありますけれども、滿洲は又日本とは特殊な關係があるものだと考へて居ります、從つて政治的に見ても經濟的に見ても、此滿洲の事態に一つの變化を生じ、我が權益を侵害せらるゝか、或は是が發達に障害を來し、乃至は百萬有餘の此帝國臣民に不安を蒙らしめると云ふやうな事態が、若し滿洲に發生しましたならば、是は日本としては之を打捨置く譯には行かない、もう一つ申しますれば、是は日本は自衛的に、それだけの處置に……應ずる處置を執らなくてはならぬと考へて居るのであります、而して安住の地云々との言葉は、現に今日まで滿洲が常に治安が保たれて居ればこそ、滿洲には支那各地からも又外國人も、今日でも常に續々彼の地方に移住もし又來もして居るのであります、今日までの此事態に見ましても、私は滿洲の治安の維持されて居ると云ふことは主として日本の努力の結果だと考へて居るのであります、今後と雖も此事態は我々の努力に依つて益々之を安定せしめて行かなくてはならぬと考へて居るのであります。

○男爵幣原喜重郎君　私は外務大臣の御答辯を深い注意を以て謹聽いたして居つたのでありますが、遺憾ながら遂に其御趣旨の存する所を明瞭に理解し得られなかつたのであります、併ながら之を一々質疑を重ねますると云ふことは際限もありませぬから、唯一點だけは是は是非明瞭に致して置きたい點があります、即ち滿洲に於ける

る我國の地位に付きまして、外務大臣は今滿洲に於ては我が國は重大なる權利利益を持つて居る、支那の外の部分とは違つて非常な重い權利利益を持つて居る、此權利利益は何處までも擁護しなければならぬ、多數の居留民が駐在いたして居る、是は保護しなければならぬ、之が爲めには何處までも我が國に於て適當なる措置を執らなければならぬ、と云ふ御趣旨の御答辯があつたのであります、其點は元來問題ではないのであります、私は左樣な點を問題と致したのではありませぬ、我國が滿洲に於て重大なる權利利益を持つて居ると云ふことは私は度々申した、之を擁護するが爲には適當なる措置を執る、是は申す迄もありませぬ、私の伺つたのは其權利利益の擁護以外に單に滿洲の治安秩序の維持の爲に兵力の使用は許されるか否かと云ふ點であります、是は主義の問題として極めて重大なる點であると思ひますから、外務大臣の只今の御答辯に依りますると云ふと、結局日本の重要なる權利利益を擁護するの目的に止まるやうに考へられますが、それならば宜しいのでありますが、更に一應御確め致したいのであります。

○國務大臣(男爵田中義一君)　只今の御尋に御答を致すのであります、即ち日本の重大なる權利利益を擁護し又多數の居留民の生命財産を保護する、此爲に已むを得ぬ場合には相當の措置を執ることを辭せないと云ふ意味でございます

○男爵幣原喜重郎君　只今の御答辯に依りますれば滿洲に於て政府の執らむとする措置目的は治安秩序の維持其ものではなく、我が權利利益の擁護に止まるものと解釋いたします、私は政府が內外の疑惑を解かむが爲に、各般の問題に付て政策を明かにせられむことを望みまして、諸般の問題に付て質疑を提出いたしたのでありますが、多くの問題に付きまして政府の政策は甚だ明瞭でないことを私は悲まざるを得まゝぬ、是れ以上質疑を重ねましても唯時間を徒費するに止まるものと考へまするから、私の質疑は是で打切ります

○國務大臣(男爵田中義一君)　私此處で重ねて申して置きます、滿洲の治安が亂れれば、我が權益は侵害され國民の生命財産も危殆に瀕するものであると考へて居ります

○男爵幣原喜重郎君　それならば結局我が權益の擁護と云ふことに歸しはしないか、治安秩序が亂れれば我が權益を侵すと仰しやるならば、其權益を擁護する爲の手段を御執りにならなければならぬではありませぬか、私は其點を申上げたのであります

○國務大臣(男爵田中義一君)　滿洲の靜謐自體が即ち權益の擁護であると存じます

第七章　五月十八日の滿洲覺書

(滿洲の治安維持に關する帝國政府の聲明)

容年五月中旬國民革命軍の北伐愈々進展して京津の形勢愈々切迫し延ては滿洲の治安亦其影響を受けんとするに至つた。そこで帝國政府は在支芳澤公使並在上海矢田總領事に對して訓令を發し、五月十八日を以て、夫々張作霖氏並南京政府外交部長黃郛氏に宛て、左記の覺書を交付の上、帝國政府の態度に付いて詳細に說明せしめ、尙ほ閻錫山氏に對しては岡本南京領事をして山西省代表趙丕廉氏を通じ馮玉祥氏に對しては矢田上海總領事をして王正廷氏を通じ、右覺書を傳へると共に詳細なる說明を

加へしめた旨公表せられた。

覺書

永年に亘る支那動亂の結果一般國民の生活は極度の不安と困憊とに陷り支那在留外國人亦居に安んじ業に從ふに由無き狀況に在るを以て戰亂が一日も速に終熄し統一せる和平の支那を見るに至らんことは外支人の齊しく熱望する所にして殊に支那の隣邦として利害關係特に深き帝國の翹望して措かざる所なり然るに今や動亂京津地方に波及せむとし滿洲の地も亦將に其の影響を蒙らむとするの虞有るに至れる處抑も滿洲の治安維持は帝國の最も重視する所にして苟くも同地方の治安を紊し若くは之を紊すの原因を爲すが如き事態の發生は帝國政府の極力阻止せんとする所なるが故に戰亂京津地方に進展し其の禍亂滿洲に及ばむとする場合には帝國政府としては滿洲治安維持の爲適當にして且つ有效なる措置を執らざるを得ざることあるべし然れども交戰者に對し嚴正中立の態度を持すべき帝國政府の方針に至つては固より何等變改なき次第なるが故に右の如き措置に出づる場合に於ても其の時機と方法とにつきては兩者に對し何等不公平なる結果を生ずるに至らざるやう周到の注意を拂ふの用意有ることを確言す。

右の公表によれば覺書の交付と共に『詳細なる說明を加へしめた』とあるが如何なる說明であるかは發表せられぬ。從て其如何なる內容を有するやを知るに由もないが、芳澤公使は右覺書交付と同時に張作霖に對し、關外任意撤退を勸告する所あつたやにも傳へられる。兎に角南北兩政權共に右日本の覺書と說明とに滿足しなかつたと見えて、右覺書中『滿洲の治安維持の爲、適當にして且有效なる措置を執る云々』の一句は、或は支那の主權を侵すものとして、或は東三省の治安維持は自分(支那)の責任であつて、日本が右治安維持の任に當るは支那の內政に干涉するものであるとして、支那南北政權から共に抗議して來た（附屬第一號參照）。右日本の覺書中『適當且つ有效なる措置』とは果して如何なる意義を有するか。若し之を實行するの必要に迫られたる場合、如何に具體化せらるべきやについては、當時世人の推測に委せられた。倫敦タイムス通信員の如き、張作霖敗北退却の際共軍隊の無秩序を呈するに於ては日本は山海關にコルドン・サニテールを敷いて之が武裝を解除するのではないかとの通信を發して居る（五月十九日倫敦タイムス）。其後張作霖の北京退去によつて事態は緩和せられ我國は右の所謂「適當且有效なる措置」を具體化せしむるの必要なくして終つたが、一時は右の覺書は滿洲を『內外人安住の地』たらしむると云ふ我屢次の聲明と相俟つて、外國にあつては日本が滿洲に領土的野心を抱有するかの如き、少くも之を保護領化せんとするが如き印象を與へたやうである。既に英國外相チエーンバレン氏や米國國務卿ケロツグ氏の如きも右の際態々『滿洲は支那の一部である』旨を言明したと聞く。卽ちチエーンバレン氏は議會演說に於て『滿洲は支那の一部たるの外、如何なるものとしても吾人は認めない。吾人は日本が滿洲に於て多數の在留民を有し、從て其保護を懸

念し居るにより、滿洲に對し大なる利害（アッグレート・インテレスト）を有することを認める。しかし吾人の利益は統一政府の下に支那が統一せらるゝことである。義務を負ひ且義務を履行して親善なる國際關係を維持し得る統一政府の發現を希望するものである』との言を爲した（客年七月三十一日）。蓋しチエーンバレン氏は右の演說を爲すに當り、右の我滿洲覺書を頭に持つて居つたものであらう。（尙ほ『內外人安住の地』については前章參照）。

（附屬第一號）　我覺書に對する南北政權の抗議

帝國政府の覺書に對して張作霖氏は五月二十五日外交總長羅文幹氏を通して大要次の如き回答文を當方に寄せた

日本政府が中國の和平を提唱せらるゝ事は大元帥の五月九日附和平通電の趣旨に合致するものにして中國政府の深謝する處なるも動亂が京津地方に及び滿洲地方に影響を來さんとする場合日本に於て機宜の措置を取るべしとの一項は中國政府の斷じて承認し難き所にして滿洲及京津地方が中國の領土たる以上主權に關するが故に默過し得ざることを聲明する。該地方の安寧が何等影響を蒙ると否とを論ぜず中國政府は外國居留民の安全に付十分其責を負ふべきに付日本政府は濟南事件の發生に鑑み此上國際慣例に違背せざる樣而して日支固有の親交を保持する樣切望する次第なることを日本政府に傳達せられ度し。

又南京國民政府は五月二十六日の中央政治會議に於て日本の覺書に對する回答文を討議修正し、同二十七日上海交涉員より矢田總領事に交付したが、其の內容は次の如くである。

五月十八月接到の覺書閱悉せり中國人民は自身の苦痛を除去するが爲に政治を改革し我國の永久的平和の統一を實現し人民をして安居樂業の境地に置き居留外人も亦其幸福を增進せしめんと期し此希望に到達せんが爲已むを得ず軍事行動に出で既に北伐進展して最後の階段に達した國民政府は最近の期間に必ず中國の和平統一を實現すべく軍區域事前の手配と臨機の保護に對しては當然周密なる注意と設備をなすべし商務繁昌し在留外人多數の東三省方面の治安問題に對しては國民政府は適切なる方法を講じ內外人士をして總て安全の保護を得せしむ是れ國民政府本來の責任なるが唯貴國覺書中東三省の治安を維持せんが爲に或は已むを得ずして適當且有効の措置を執るべし云々とある處此等の措置は支那の內政に干涉し且明に國際公法上列國相互に領土主權を尊重する原則に違背し國民政府の斷じて承認し難い所である。貴國政府が兩國の永久的親善の爲に一切の友好關係の發展を妨害する行動を避免する樣計られん事を望む。（外務省公表）

（附屬第二號）　郭松齡事件に於ける我態度

參考の爲に左に一九二五年十二月十二日郭松齡事件に際し芳澤公使の發表した「ステートメント」を掲ぐる。

『最近支那の新聞紙中には、種々の揑造記事を掲げて我國を中傷せむとするものあるも、我國の根本方針たる支那の內政不干涉主義は南滿洲地方に於ける今次の擾亂に因て何等の影響を受くるものに非ず。我國は滿洲に於て特別の經濟的地位を有するは、今更言を俟たざるところ、滿洲に於ける居留民は數十萬に達し、各々平和的事業を經營し、我國の投資亦巨額に上り、重大なる權利利益を有するを以て、我國は此重大なる權利利益を保護する

爲、必要の措置を講ずるの已むを得ざる場合あるべきも、しかも其の目的以外に一歩も出でざるは勿論である。我國は、支那内部に於ける政權の移動に對して深き興味を有せず、且つ如何なる場合に於ても、滿洲に於ける我重大なる權利利益は尊重せらるべきを確信し不偏不黨の態度を以て、極めて冷靜に時局の推移を觀望するあるのみである』。

次に同月九日我關東軍司令官が對戰中の兩軍首腦者に對してなした警告を參考の爲め左に揭載する

『滿洲に於ては數十萬の帝國臣民居住して各般の平和的事業を經營し、日本の投資亦巨額に上り、帝國の同地方に於ける權利利益頗る大なるものあり、從て鐵道附屬地帶即ち我軍守備區域は勿論、其の附近に於ける戰鬪並に騷亂の爲、此重大なる帝國の權利利益を毀損し、或は之に危害を及ぼすの虞あるに於ては、軍の職責上默視し得ざる所にして、目下對戰中の兩軍に於ては帝國の此の特殊の地位を尊重せらるべきを信ず。若し不幸にして如上の危險切迫する場合に於ては、本司令官は當然必要の措置を執らざるを得ず。今や兩軍の戰鬪或は我守備區域の附近に及ばむとする形勢に鑑み、對戰中の兩軍司令官に對し、玆に豫め前記の點に付注意を喚起し置くは喫緊の要務なりと信ず』

第八章　滿蒙交涉の經過

◇

所謂滿蒙交涉の經過如何、其片鱗を窺ふべき公けの材料としては、僅かに本議會中田中外相の答辯中に左の文句を見るのみである。

「現内閣の組織以來此東三省の方面に付きましては、種々なる經濟的發展の爲に努力は致して居るのであります るが、併し滿洲に於ける所の事態は、皆樣御承知の通りであります、常に一面には其東三省の首腦者は北支に於て戰をして居るか、然らずんば、歸ってからは今日のやうな事態になつて居るのであります、從つて此首腦者と落著いて折衝をし、又我が利益を擁護する爲に努力をすると云ふことは、もう大抵皆樣御承知の通りに、殆ど首腦者を失って居る現狀ではなかなか困難であります、そんなら今日の懸案として何事があるかと申せば多年兩國の間の問題になつて居りまする所の吉會鐵道を、之を何とか實現をしたいと云ふことに付て今努力を致しつゝあるのであります、又長春、大賚方面の交通もさうである、我々は又機會がある毎に商租の問題も解決いたしたいと心得て居ります、併し今日の事態が斯樣な事態であると云ふことを能く御諒解を願ひたいのであります。

右によれば鐵道問題としては吉會、長大の兩鐵道問題あり、商租問題と共に彼我の交涉問題となつて來たが、東三省の事態は首腦者が、嘗ては北支に於て戰をして居るとか、今は殆んど首腦者を失つて居るとか云ふ有樣で、折衝は中々困難であると云ふのである。果して然らば首腦者―張作霖―が北支にて戰爭もせず、無事に奉天に居つたならば折衝はどし〳〵進行したであらうか。疑なきを得ぬ。現

に吉會鐵道の如きは二十年來の懸案である。間島協約以來の問題である。現在の支那は日本―其他外國―が持つて居るものでも洩つて行かうと云ふ鼻息である。條約上の權益すらも無效宣言をする狀態である。新に利權を獲得するなどは難中の難事である。否前記鐵道問題でも、商租問題でも我方としては殆んど之條約の實施にすぎない。細目の協定にすぎない。それでも中々出來さうにない。手付金とか前渡金とかは取られるが、泥棒に追ひ錢の嫌がある。世上傳ふる所によれば田中首相は組閣以來所謂滿蒙積極政策に基き異常の決意を以て同方面の鐵道計畫を立案し、山本滿鐵社長をして先づ滿蒙鐵道交涉を開始せしめ同社長は一昨年十月北京に乘込み、時の大元帥張作霖と膝談談判の結果、所謂新滿蒙五鐵道協定の假調印まで漕ぎつけた由であるが、奉天派內部の爭、其他の事情の爲め、中絕の姿となつて居る。或時は張學良と滿鐵齋藤理事との間に吉會、長大兩鐵道の交涉が順調に進んだとの噂もあつたが、東三省幹部の內訌や排日運動の爲、官憲も責任を回避し、調印の衝に當るを回避して居り、依然として停頓狀態であると傳へられる。吉會線問題の如きは中々やゝこしい迂餘曲折を經て來たものである。其一部たる吉敦鐵道は曲りなりにも最近愈々開通した由であり、殘る所は敦化、老頭溝間六十六哩であるから（老頭溝、會寧間は不完全ながら既成鐵道がある）何れ何時かは全線開通の運びに至るであらうとしても、日本の手で成るか、支那の手でなるか。實現迄には中々時日と手數がかゝるであらう。況んや長大鐵道（長春より農安、扶餘を經て東蒙大平野の中心たる大賚に至るもの）の建設に於てをや、況んや其他の鐵道に於てをやである。最近の新聞紙によれば三月廿六日外務省に於ける滿蒙に關する協議會に於て、松岡滿鐵副社長は當初の精神に基き誠意を以て支那官憲と交涉を繼續し諒解を求むる爲め一層の努力を拂ふの決意を披瀝したとある。又同會合に於て奉天林總領事は商租問題、排日運動、朝鮮人問題について報告をなしたと傳へられる。商租問題は一九一五年の「南滿洲及東部內蒙古に關する條約」により日本人が得た土地商租權即賃借權に關するものであり（及東部內蒙古については日支合辦農業及附隨工業經營權）其細目協定が十數年後の今日未だ成立して居ないから、前記條約の此れに關する條項は空文に過ぎない。我方は從來屢々細目協定を支那側に迫つたが常に支那官憲は言を左右に托して此れに應じない。既に客年十月にも林總領事は奉天省長を訪ひ、本問題交涉の爲め委員を選定して交涉に應ぜんことを求めた由であるが、未だ何等の進展を見ないやうである。支那人は商租細目が出來たらば日本人はどんなことをするか判らぬと恐れて、無暗に之に反對して居るそうである。商租解決の衝に當るものは賣國奴の如く思惟して居るそうである。現に排日運動が陰に陽に行はれて居る際、同問題の解決の如き思ひもよらぬ。滿洲にも排日氣分が旺盛である。此氣分を除かなければ何れの問題も解決は見込がない。如何にして之を除き得るであらうか。其

原因は何處にあるであらうか。鐵道交渉や商租問題そのものが排日氣勢の因をなして居るものではなからうか。

◇

滿洲の排日は獨り人民や學生連中ばかりではない。巨頭要人既に排日家とせられて居る。故張作霖初め或意味に於て排日家であつた。其後繼たる張學良も又同樣である、交渉問題となつた鐵道は多く吉林省に關係があるが其督辨張作相は大の排日家と來て居る。楊宇霆亦然り、常蔭槐亦然りである。而して此等の人物は鐵道問題其他の交渉に當り日本の相手たるべきものであつた。其內或者は今や亡矣であるが、今尙ほ排日巨頭はそこら邊りにざらにある。否巨頭要人皆排日的傾向を有すと云ふても過言ではない。固より今の支那の朝野は親日となり得る理由もないのであらうが、兎に角こう云ふ手合ひを相手として交渉するのであるから、鐵道でも商租でも何年たつたとて埒が明きようがない。加ふるに交通委員會とか東三省聯合省議會とか云ふ會議機關があつて、一々此關門を通らなければならず、否此等の機關を口實として巨頭連も要人連も責任を回避して居る、彼等は暗闘內訌に此れ日も足らずであるが、排日の一件となれば何時でもコンモン・フロントを張るのである。問題が何であらうとも、滿蒙交渉など云ふて當方では騷いだり焦せつたりしても、先方は騷がず焦せらず益々悠然と構へるばかりである。事情既に右の如くであるから、商租問題の如きは寧ろ一般內地雜居の問題、別言すれば條約改訂問題の一部として交渉せらるべきものではなからうか。

◇

就中鐵道のことに至つては近年支那人は支那の鐵道を自分で敷かうとして居る。借款鐵道何かあらん。投資優先權何かあらん、平行線禁止條約何かあらんの意氣を以て日本に肉迫して居る。否滿鐵に肉迫して居る。滿鐵の平行線たるもの數線を計畫して居る。遠大なる滿鐵包圍計畫を立てゝ居るそうである。日本の鐵道網を破壞する目的を以てである。始めは斷片的にぽつ〳〵諸方に短い鐵道を敷きそれが出來ると又其中間を結ぶ鐵道を作り、結局遂には之を全通さすと云ふ工合であつて、日本が之に對し平行線だ何だと抗議して見ても、そんな手ぬるいことで貧乏搖ぎもしない。日本の未設鐵道交渉に應ぜざるが如きは敢て異とするに足りない。日本の既設鐵道其者にすら斯くの如く攻勢を取つて居るのである。

◇

支那は東支鐵道叩き落しに味を占めた。一九二四年五月の露支協定及び其後に出來た露奉協定により、東支鐵道は純然たる商業經營となり、從來東支鐵道會社の有して居つた民政、軍政、警察、司法

市政、稅務及土地（東支鐵道自身の要する土地を除く）は一切支那官憲の所轄に移された。東支鐵道其者は露支合辨となつた。其合辨が圓滑に運ばない。否支那側の欲する所に副はないと云ふので支那側では今日盛に露國側に楯付いて居る報道がしきりである。何れにせよ露國は斯くして其北滿に於ける地位に動搖を來した。ハルピン市は今や支那に支配せらるる地域となつた。支那は果して南滿に於ける日本をも北滿に於ける露國同樣の運命に陷らしめねば止まぬものであらうか。右の如く北滿に於て退嬰的地位に置かれてある現在の露國が、一方には積極的に日支兩國に對抗して、更らに滿蒙の鐵道線に進出する意氣込であるなどの風說もあるが、氣早の連中の內には、何時かは大連が今日のハルピンとなり、滿鐵が第二の東支鐵道となるの已むを得ざる時期が來るかも知れぬと心配する人がある。南京政府の對滿蒙政策は未だ旗色も鮮明にして居ないが、支那が二千二十二年の遠き將來迄（九十九箇年の租借期限延期の結果であるが、起算點の相違より、ロンドン・タイムス通信員の計算によれば二千二年までとある。同紙一九二八年五月二十一日參照）ぢつとして、旅大租借期限、滿鐵期限の滿了を待つて居ることは出來ないと云ふて宣傳して居る人がある（「中俄外交史」三二八頁參照）。しかしそんな遠き將來のことを心配するのは本書の目的でも任務でもない。兎に角現在に於ては未だ張學良は滿蒙—少くも其一部、即自己の勢力の及ぶ限り—に關して「外交權」を握つて居り、之を拋棄しない。未だ之を國民政府に讓らないかの如くに見える。國民政府としても未だ強ひて表面東三省の事に關する交涉を引受けんとする模樣もない。又目下武漢派と交戰中であるやうな狀態では其餘裕もあるまいが、さりとて日本が假りに張學良や張作相と鐵道交涉をして見たところで、後日國民政府により「コンファーメーション」（確認）の問題が起つて來るであらう。現に東支鐵道については奉露協定コンファーメーション問題を持上げて居るやうである（三月二十五日ハルピン電報）。かくなれば奉天に於ける滿蒙交涉は愈々無意義となる。否張學良の勢力は吉林、黑龍を壓する能はずとせば、滿蒙鐵道交涉は愈々不可能となる。況んや奉天其他各地に於ても某々會と稱する合議體の關門を通る必要あること前述の如くなるに於てをやである。

◇

滿蒙交涉に悲觀する結果、滿蒙の將來に絕望すべきか。それは別問題である。特殊利益を棄て、滿蒙權益を拋棄すべきか。それは別問題である。吾人は對滿蒙政策の指導原理として我國の生存權を設く（第六章參照）。生存權たるや意長くして力强きものである。生命權は經濟的、政治的其他種々の方面より考慮せられ得る。國家安全（セキユリテ）の問題である、國防の如きも固より之に含まれる、從て國防のことを特に取り立てて云ふ必要がない。少數民族（在滿鮮人）の安全の如きも之に包容せられると見得るで

あらう。食料品及原料品問題としての滿蒙問題の如きは最もよく我國の生存權問題の歸趨を指示して居る。近時世上滿蒙問題の經濟化を解くものがある。滿洲に對して日本が領土的欲望を有せざることを强調せんとするものであるかも知れぬ。何れにせよ右滿蒙問題の經濟化の如き、吾人の所謂經濟的生存權の見地より滿蒙問題を眺むるものに外ならぬ。吾人の所謂日本の生存權は他國の生存權を害せざる範圍に於ては充分に主張し得る國際的根據を有するものである。何國何人に對しても—殊に滿洲に於ては—主張し得べき當然の權利である。

（附言）　右本文を書し終つた後四月一日都下の各新聞紙は一齊に吉會、長大兩線の交涉が絶望に陷つた旨を報じた。林總領事離奉前張學良氏に對し五月十五日までに責任ある回答を爲さゞるに於ては測量隊を出して工事に着手するの已むなきに至る旨を述べて、先方の注意を喚起して置いたが、學良氏は最近（三月廿九日）滿鐵責任者に對し該兩線の敷設につき責任を負ひ得ざる旨を傳へたと云ふ。要するに張學良も張作相も絶對に鐵道交涉解決の意見を持たないのであつて、從て昨年春北京で取極めた鐵道敷設協約（本年五月中旬までに敷設萬端の手續を終る筈の取極め）は今や全然支那側から反古にされた形となり、右問題は全く解決不能となつた、と都下の新聞紙は報じた上、更らに我國の實力を背景に、滿蒙に對し積極的强硬政策を實行し、長年の懸案を解決せんとする議論が、政府內に持上つたやうに報じて居る。吾人は其虛報ならんことを信ずる。又そう信じたいが、暫らく記して後報を待つ。

第九章　滿蒙政策の指導原理

◇

「特殊利益」は、我滿蒙政策のスローガンたるやの觀がある。「特殊權益」を口にせざるものは共に滿蒙政策を語るに足らぬかのやうな模樣がある。果して然らば其所謂「特殊利益」とは何ぞや、「特殊權益」とは何ぞやと云はゞ之に明かなる答辯をなし得るであらうか。スローガンはスローガンであつて明白なる定義や解釋をしない所に味があると云ふならば格別であるが、それでは以て他人他國をコンヴインスするに不充分である。外國は果して日本の滿蒙に於ける特殊利益を認めて居るものであらうか。又之を認めるとしても如何なる意味で之を認めて居るものであるか。それとも外國の解釋や承認如何に頓着なく、日本は國內丈けで此「スローガン」を大聲疾呼して居ればそれでよいのであらうかつまり「國內消費」の目的に叫ばれるものであらうか。又若し右特殊利益は外國にあまり評判もよく

なく、販路も亦ないものとすれば吾國は何等か別に優良品を製造する必要はないであらうか。否既に特殊利益に代はるべき優良品が出來て居るのではなからうか。「生存權」なる商標は「特殊利益」と云ふ商標よりも更らに優良品を表示するものではなからうか。否既に世界の各地に—大國でも小國でも—歐洲でも米國でも—公然賣買せられつゝある品物の公認商標ではなからうか。外交的に云はゞ「生存權」又は「安全」は特殊利益に代つて我滿蒙政策の指導原理として、より適當なるものではなからうか。此れ本章に於て述べんとする所である。

◇

一九一九年六月四國借款團協議の際、日本は滿蒙が其特殊利益を有する地域なるにより、同地方に於ける總ての權利及利權(All the rights and options)を協定外に置かんことを求めたが、他國の有力なる反對に遇ふた。南滿洲及內蒙古を支那の他の地方と異りたる待遇をするのに他國は反對した。しかし日本が其「經濟的生活及國防の安全」(The security of the economic life and national defense of Japan)を主張したのに對しては、英米其他も日本の自存自衞權(right of national self-preservation)を認めたが、特定の場合に於ける其適用について豫め列擧特說するの必要を否定した。尙ほ右四國借款團の交涉に際しラモントは石井ランシング協定を引用して日本が支那に有する特殊利益は經濟上の事項(economic matters)に關係なきを述べたことと、同じく右の協定につきランシング自身が上院の諸問會に於て右日本の特殊利益は政治上のものにあらざることを述べたことゝを比較對照するに於て、奇異の感に打たれざるを得ない。兎に角右四國借款團の交涉を期として、特殊利益の主張は滿蒙に關しても影が薄くなつて、之に代るに國家の安全(national safety or security)經濟上の生存又は生存權(economic existence)及前記の如く「經濟的生活及國防の安全」が强調せらるに至つた。これは外國も認めた所である。即日本の生存權、自存自衞權としてゞある。ワシントン會議に於ても埴原全權は滿洲に關して—(租借地問題を論ずるに當つて)

『滿洲は就中日本の接壤地域たるの理由により日本の經濟的生活及國家の安全に關する事項につき『重大利益』(vital interests)を有するの地方である』

旨を述べて居る。玆に重大利益と云ふて特殊利益とは云ふて居ない。又『國家の安全』及『經濟的生活』を强調して居るのも注目に値する。而して華府會議後に於て即ち一九二三年四月十四日を期して石井ランシング協定は廢棄せられた。しかし其協定は廢棄せられたが、幣原全權が華府會議に於て「明白且現實なる事實」と稱した所の日本の支那に於ける『特殊利益』は果して之が爲めに消滅したものであらうか。日英同盟は消滅したが其同盟協約の認めた日英兩國が支那に有した特殊利益は果して同

時に消滅したものであらうか。日本の支那―若は滿蒙―に於て有する特殊利益は英國や米國の承認なくとも「明白且現實なる事實」として今日も尙ほ舊の如く存するものであらうか其果して舊の如く存するとして如何なる內容を有し、如何なる效力又は威力を發揮し得るものであらうか。門戶開放主義即ち商工業上の機會均等主義によりて制限を受くる「特殊利益―即ち商工業上の特權、優先權又は排他權を包容し得ざる特殊利益は如何なるものであらうか。その特殊利益が特殊條約によりて認められ特殊權利となつた場合は格別、其以外單純なる特殊利益は我外交の現在及將來に於ける指導原理として果して適當なるものであらうか。「重大利益」の叫びですらも、近頃は國際的に響がよくないやうになつて來たことは、近時の仲裁裁判條約に之を留保事項としない傾向が生じて來たのでも判かる。況んや特殊利益に於ておやと云はざるを得ぬ。

◇

しかし國家の安全問題は別である。「國家の安全」は聯盟規約之を認む（第八條）、軍縮の基準ともなり、安全保障は軍縮問題と共に目下國際聯盟のモットーともなりつゝある。米國のモンロー主義すらも米國の「安全」を理由として、辯護せられつゝある。「特殊利益」「重大利益」の國際的價値は漸く減じて、國家の「安全」否「生存權」の國際的價値は增しつゝある。我國が支那問題又は滿洲問題を取

513675

扱ふに當りても特殊利益の城塞に立籠るよりも、寧ろ我國の安全又は生存權てう要塞に據るのが適當ではあるまいか。記して以て識者の一粲を煩はさんとする所以である。

（附言） 最近の議會に於て幣原男の議會演說中に「我國は東三省に於て我『國家的生存』にも影響を及ぼすべき重要なる權利利益を持つて居ることは明瞭なる事實である」と述べてある（第六章參考の一參照）のは私の本文に於て述べた所と同一の趣意に出づるものであらう。

（參考）　特殊利益についての研究

◇

特殊利益とは果して何ぞ。國際法學者も『特殊利益』なる語に對して何等定義若くは解釋を與へたものを見ない。否特殊利益なる語は條約上使用せられたことはあり、外交文書に於て採用せられたことはありとしても、國際法上の用語とはなつて居ない。少くとも國際法上一定の定義を下し得ざるものである。しかし外交上、外交史上其意義を彷彿たらしむることを得ないものではない。先づ「特殊利益」なる文字を有する數個の條約其他の文書を顧みることにしやう。

一、日英同盟條約の第一回の分（一九〇二年）には其前文に於て日本及び英國が各々支那に於て特殊

利益（special interests）を有することを掲記し、同時に日本は朝鮮に於て政治上及び商工業上格段の利益を有する（is interested in a peculiar degree）ことを記載してある。茲に『格段の利益』（に相當する右の英語）と云ふは特殊利益の別語と解すべきものであらう。蓋し「スペシアル・インテレスツ」の語を同一文章中に度々反覆するの非修辭的なることを顧慮したものであらう。次に第二回及第三回の日英同盟條約には其前文に於て各國が支那に於て有する『共通利益』Common interests—即ち支那の獨立及領土保全並びに商工業上の機會均等主義—に對立して日英兩國がそれぞれ東亞及印度の地域に於て有する『特殊利益』の維持乃至擁護せらるべきことが提唱せられてある要之右により日英兩國は各々支那に於て特殊利益を有するのみならず、英國は印度に於て、日本は朝鮮に於て特殊利益を有することを日英互に認めて居る。尙ほ朝鮮に關しては日本は『卓絶利益』paramount interests—詳しく云はゞ「政事上軍事上及經濟上の卓絶なる利益」（paramount political, military and economic interests）を有することが認められてある。即日本の韓國に於ける「保護權」の承認である。（第二回日英同盟條約第三條）。同時に英國が印度の國境の安全に繫る一切の事項に關し特殊利益を有することが認められ、從て前記國境附近に於て英國が領地保護の爲め必要なる措置を執るの權利が承認せられてある（右條約第四條）。茲に注意すべきは英國が印度關內に有する利益は右條約に所謂「領土權」であつて、「特殊利益」とは之と異り印度國境附近（即印度以外）に於て英國が執るべき措置をジヤスティファイする特殊利益を指すものであらうと思はれることである。

二、日露兩國の間には第一回の日露協約（一九〇七年）に於て『諸特殊條約より生ずる一切の權利』を尊重すべきことが規定せられ（第一條）第二回の日露協約（一九一〇年）には「…一切の條約又は其の他の約定に基く滿洲の現狀維持」が約せられてあるが（第二條）大正五年の日露協約に於ては「…極東に於ける領土權又は特殊利益」の擁護防衛が規定せられてある（第二條）。

三、日米兩國の間には一九一七年の所謂石井ランシング協定があり、これによつて米國は日本が支那に於て—殊に日本の所領に接壤せる地方に於て—特殊利益を有することを認めてある。右の所謂「日本の所領に接壤せる地方」とは滿蒙を指すものであらう。

以上の各條約、協約、協定等に於ては何れも日本が支那全般に於て特殊利益を有することを認めたものである。石井ランシング協定には「殊に接壤地域に於て然りとす」なる文字はあるが、ランシング自身が米國上院に於ける陳述にも彼が日本に認めた特殊利益は支那全般（China as a whole）に關するものなることを認めてある。然るに日本人は「特殊利益」と云はゞ滿洲又は滿蒙のみに關する

如く狹く解釋するの傾があるのは此れ亦注目すべき所であらう。

四、華府會議に於ても我帝國全權は『日本が支那に於て特殊利益を有すると云ふは明白にして現實なる事實を言明するに外ならぬ』と述べて居る（一九二二年二月四日の最終本會議）。此れ亦特殊利益の主張を滿蒙又は滿洲に限らない例である。

五、接壤地域たることを理由として「特殊の關係」（石井ランシング協定中には此文字もある）又は特殊利益を認めたる例は獨り前記石井ランシング協定のみではない。モロッコに關する獨佛協定（交換公文）にも又波斯に關する英露協約にも、西藏に關する英國の對露交涉に於ても皆齊しく接壤地域を理由とする特殊利益を認め又は主張してあるが、一方に於ては英國の埃及に於ける主張の如く必ずしも特殊利益は常に接壤地域を理由とするものと云ふことは出來ない。

◇

特殊利益に關しては政治上、經濟上（若くは商工業上）種々の利益を想像することが出來る。が、その何たるやを解するに先だち『利益』（interests, Interesse, intérêt）の何たるやを吟味せねばならぬ。ヒルに依れば「利益」とは an advantage *in posse*（「可能的なる便益」の義）である。此「利益」が「權利」となることもあり又ならぬこともある。更にヒルの言に依れば一國外交家の活動すべき舞臺は確定した「權利」よりも、寧ろ未だ權利化せざる「利益」の方面にある。否一國の利益を擁護增進し、必要の場合之を權利化せしむることが外交家の任務である。「利益」は權利化せられて初めて、玆に法律關係の秩序の內に吸收せられる。之れコクーレクが「利益」とは法以外にある「ハイポセシス」であると云ふのと其軌を一にする。權利は「法律により保護せられたる利益」である。從て總ての權利は利益を前提とするものであるが、總ての利益は必ずしも權利ではない。法律や條約の保護を受けない利益と云ふものが少からずある譯である。前記ヒルも云ふ如く國家は獨り法律上の一體たるのみならず經濟上の一體であるから、國家の有する「利益」の中には自國民の商工業上の福利（the industrial and commercial welfare of the people）が他國の行爲ー殊に外國市場の擴張又は制限に關する行爲ーにより如何なる影響を受くるやにつき國家の感ずる利害休戚を數ふることが出來る。國際的に有する國家の經濟上の利益は斯くして生ずる。しかし國家の有する利益は獨り經濟上の利益のみではない國家は政治上の一體である。從て國家は國際的に政治上の利害をも有する。例へばモロッコに關する佛獨聲明には經濟上の利益 economic interests と政治上の利益 political interests とを區別し、獨逸はモロッコに於て經濟上の利益を有するに止まること、佛國はモロッコに於て「政治上の特殊利益」を有すること、而して其「政治上の特殊利益」とはモロッコ國內の秩序及び平和の確保と密接なる關係

を有するものなることを認めてある。しかし其所謂經濟上の利益と政治上の利益との區別は必ずしも明白でないことは爾後のモロッコに關する佛獨爭議によつても知らるべき通りである（殊に利權問題に關する爭議）。經濟上政治上の利益以外、軍事上とか國防上とかの利益が數へらるゝことはあるが（殊に例へば滿洲に關して）、右の如きは政治上の利益の一種ではあるまいか。否國防上の利益の如きは之を特に掲ぐるとせば『國境の安全』又は『國境の安全に繋る一切の事項に關する特殊利益』（第二回日英同盟條約第四條參照）と稱するのが寧ろ適當であり、又穩當ではあるまいか。若し夫れ日本が支那に於て（滿蒙又は滿洲に於てのみならず、支那全體に於て）有する特殊利益如何の問題につき、ウイローピーは日本が支那より鐵、石炭、食料品等の原料品の供給を仰ぐことの日本に取り特に重要なること、及び支那が輸出入貿易を防害する政策を取らざることの日本に於て重大視せられること（ウイローピーは右の事項につき日本の particular concern, vital concern を有することを說いて居るのを經濟上特殊利益として掲げて居る。又日本の支那に於て有する政治上の特殊利益としては或る强國が支那に於て優勢なる支配（コントロール）を行ふに至り從て日本の「國家的安全」（national safety）が危殆に瀕するに至るが如き事態に對して（日本は此理由により之を以て日本に對する非友誼的行爲と見做すであらう）又支那に於ける混亂無秩序狀態の展開が日本人に對する不法狼藉なる而も官憲の取締り得ざる支那人の行爲を生むに至る如き事態に對して、特殊の利害（particular concern）を感じて居ることを數へて居る。日本の支那に於ける特殊利益に對する一種の見解ではあるが、我國人は我國が支那に於て有する特殊利益につき果して氏と解釋を同じうするであらうか、疑なきを得ぬ一說として玆に之を掲げるに止める。

第二編　支那を中心として

第一章　北伐の完成と東三省の易旗

◇

一昨々年の夏國民革命軍は僅か四萬の兵を提げて廣東を發し北伐の途に上つた以來、半年も經たぬ間に長江一帶を掃蕩し、其後の一年は革命軍自身の內訌と改造とに費したが、客年四月には再び北伐の陣容を立直して北進し、遂に六月には張作霖等北方軍閥の勢力を倒潰に歸せしめ、京津に青天白日族を翻すに至るまで、前後僅かに二年、玆に北伐の完成を告ぐるに至つた。其間總司令蔣介石の下野があつたり、復職があつたり、日本との間には濟南事件を持上げたりした。張作霖は一旦は南北停戰の通電などを發して見たが物にならず、日本よりの和平勸告、關外撤退の助言も一應は却けて見たが大勢遂に利あらず、涙を呑んで退京することとなり、北京城頭青天白日族の飜へるを見るに至つた。吾人は北伐完成の語を耳にするが南北統一の語を聽くこと稀である。果してこれで支那の統一は出來上つたと云ふべきであらうか。尤も國民政府は從來のナショナリスト・ガヴアーンメントと云ふのを改めてナショナル・ガヴアーンメントと改稱した由である。又同政府外交部長王正廷は在外公使に電報して「支那が既に南北統一し、一切の對外交涉は今後國民政府に於て完全に其責任を負ふべきこと」を各國政府に通知せしめた。同時に「これまで北京政府と各國政府との間に結んだ一切の條約は國民政府が正當なる外交手段により廢止若くは修正せんとする希望を有すること」を各國に告げしめた。對內的には孫文の靈前に北伐完成を報告せしめ、同時に全國を數區に分ちそれ〳〵政治分會をして各區を管轄せしむることにした。

◇

南北支那の統一と云ふが爲めには、如何に東三省を取扱ふかの問題を忘れてはならぬ。張作霖は北京を退出して歸奉の途に就くや六月四日午前五時頃其座乘する特別列車が將に瀋陽驛に入らんとする際京奉滿鐵交叉地點に於て列車爆發と共に慘死を遂げた（附屬參照）。其息張學良は東三省保安總司令に就任して南方と妥協の交涉を進めた。妥協は進展して七月十八日には既に大體の決定を見るに至つた。しかし東三省は日本との特別な關係もあるから、右妥協問題につき張學良氏は我林總領事に對し意見を求めた。即ち同月十九日に大元帥府で林總領事と會見して妥協問題の經過を述べ、諒解を求めたが、時恰かも南京政府は列國に對し不平等條約の撤廢を聲明し、日本其他數箇國に對しては通商航

海條約の一方的廢棄を通知し又は通知せんとして居る際であり、此時に當り東三省が南方と妥協し國民政府の治下に入ることとなれば自然不平等條約撤廢の暴擧は東三省にも波及し、延て滿蒙に於ける日本の地位にも影響を及ぼすこととなると見て、林總領事は右の形勢を說いて妥協尙早の意見を披瀝した由である。尙ほ張學良氏は翌二十日村岡關東軍司令官をも訪問し意見を叩きたる上、二十二日大元帥府に保安會議を開いて日本側の意見を考慮し、南北妥協は一時之を見合はすことになつた。しかし其間に尙ほ種々なる出來事が起つた。南方代表方本仁等は奉天に乘込んで奉南妥協の氣運を促進するに努めた。依て一旦打切られたことになつて居つた奉南妥協問題は七月下旬から八月上旬にかけて再燃して來た。一方此報に接した我政府では滿洲に於ける既得權益の擁護は勿論のこと、進んでは東三省の治安維持の爲め同地官憲の甚深なる注意を喚起するの必要を認め八月上旬奉天に於て擧行せらるる故張作霖の本葬に田中首相の個人的代表として林權助男を參列せしめ、張學良と會見の上、隔意なき意見の交換を爲さしめ、以て再び奉南妥協の中止を勸告せしめたと風說せられる。林男は八月八日以來數次張學良其他在奉の巨頭要人と懇談を遂げ、其結果學良は愼重考慮を約して、第二次妥協中止の姿を呈した。其際林男が忠告の內容として、先方の妥協中止に對する我方の交換條件、援奉條件として種々揣摩臆測が當時世上に流布せられた。しかしそれは何れも時代離れのしたものであつて、

吾人は之を信じない又信じたくもない。從て玆に之を記述することを見合せるが、學良が林男に右の回答をなした翌日（八月十三日）前記方本仁が國民政府に報告した所によると、奉天に於ける青天白日旗揭揚は時期の問題に過ぎぬと云ふて居る。或は云ふ張は我に對し三ケ月間南北妥協を延期する旨を聲明したに過ぎないと。何れにせよ彼は裏面に於ては妥協に關する下準備を急ぎつゝあつた。其實行の機會を窺いつつあつた。果然客年末—十二月二十九日—何等日本政府に事前の通知をなすことなく—突如として東三省各地一齊に青天白日旗を掲ぐることとなつた。張學良は張作相其他と連名にて同日南京中央黨部國民政府首席各委員其他全國各地に通電を發して「玆に即日（十二月二十九日）三民主義を奉戴し國民政府に服從し旗幟を改易することを宣布する」旨を告げた。斯くして東三省は形式上兎に角國民政府の圈內に入ることとなり、南北の統一は表面上、實現せられることとなつた。これが果して滿洲の形式的變化に過ぎないものであるか、それとも實質的變化を來したものであるか、否形式的及び實質的の變化の意義及び區別如何。兎もあれ翌々三十一日我林總領事は政府の意を體して張學良氏に警告的通知を發したとも傳へられる。吾人はこれも事實であると信じない。又そう信じたくもない。何れにせよ前記林總領事の第一次妥協中止勸告は唯先方が我方の意向を聞いて來たから之に答へた迄である。注意した迄であると、當局者は辯解して居る。「注意」であらうと「忠告」であらうと

「勸告」であらうと、それは何れでもよい。が、支那側に於ては—國民政府側に於ては右日本の行動を以て南北の妥協を阻止するものとして—內政に干渉するものとして之を非難し、攻撃した。此種の行動が嚴正なる主義—狹義—に於ける干渉（インターヴエンション）ではないにしても、支那は勿論其他外國でも、日本の態度を以て少くも、一種の干渉即ちインターフイアレンスであると見て居るものがある、又そう見られても致し方はあるまい。米國國務省極東局長は支那に關する講演に於て（第一編第一章參照）曰ふ、

『實際に於て一黨一派に援助を與へながら、同時に口には不干渉を唱ふるものがある。しかし內爭者の一方に對し實質的援助を與ふることは、其方法の如何を問はず一種の干渉（インターフイアレンス）である。此のインターフイアレンスは嚴正に云はゞ專門家の所謂インターヴエンションと同一のものではないにしても、インターヴエンションの臭氣を發散するものである。支那の一政權に實質的援助—即ち金錢又は兵器彈藥を與へ士官又は指揮官を貸すと云ふが如き—を與ふることは取りも直さず支那の內政に干渉せずとの主義に背反するものである。往年のロシアは此種の「援助」を支那に與ふるの憑を作つた。』

と。右の講演は七月十日前後に行はれたものである。故に同氏は果して我對張勸告を頭に持つて右の言をなしたものであるか否かを保證しない。が、米國々務省邊で我對張勸告を如何に解釋するかの規準とするに足りる。米國がどう見やうが、何處の國が何ふ見やうがそんなことは頓着するに及ばぬと云ふのならば、別問題である。そうなれば外交もへつたくれもあつたものではない。否外國への氣兼は別としても、我方の妥協防止が徒勞に歸したこと丈けは事實である。三ケ月丈け防止に成功したと云ふものあらば吾人は又何をか云はん。唯其成功が如何なる利益—又不利益を我國に齎らしたかを問はんのみである。「徒勞」に歸した丈けではすまなかつた筈である。

◇

南北統一は完成したが當局者は議會に於て「形の上では今日は先づ統一されて居るものと見るのが至當であらう」と述べて居る。「形式上の統一」は出來たが實質上の統一は出來たが實質上の統一は未だしとの意味であらうか、英米其他列國は國民政府を承認した（第六章參照）。これは南北統一せりと見た結果であらう。實際統一政府にあらざるものを法律上正式に統一政府として承認することは出來ない規則であるからである。我國は國民政府に對し事實上の承認しかして居ない。これは右の如く實質上の統一未だ成らずと見て居るからであらうか。然らば實質上の統一とは果して何を意味するものであらうか。國民政府の實權が東三省—否支那各地に及ぶことを意味するものであらうか。國民政府の

內訌や暗鬪が全部終熄することを云ふものであらうか。國民政府を承認した列國と雖も同政府の基礎未だ强固ならざることは固より千萬承知である。巨頭要人の內訌暗鬪も固より豫期して居る。左右兩派の軋轢が伏在することは無論承知して居る。否客年八月の第五次全體會議にも左右兩派の對抗は國民黨の前途樂觀を許さざることを暗示した。加之最近開かれた第三次全國代表大會の眞最中武漢派は南京派に對抗して蹶起した。しかし蔣介石氏は機先を制して斷乎たる彈壓を加へた結果武漢派は戰はずして潰走し、蔣氏は難なく漢口に入城した。今回の事件は右の如く武漢派否廣西派を沒落せしめたが右の如き事件は今後と雖も固より絶無を期することは出來ない。かゝる狀態を提へて支那は未だ實質上の統一を遂げないと云ふのならば所謂實質上の統一は何時出來上るか判かつたものではない。唯我邦人としては口にも心にも支那の統一を祈り之に同情を表すること、少くも之を邪魔せざることが肝要である。支那の眞正なる更生は獨り支那人の宿望たるのみならず、列國の等しく希望する所である權益擁護を理由とし、之を名とし又自衞を名として、右の趨勢に逆行するが如き態度を取るものあらばそれは時代錯誤の甚しきものである。天に向つて唾するものである。

（附屬）　張作霖遭難事件

（陸軍省公表）　京奉鐵道が我が滿鐵線と交叉する地點は京奉線が滿鐵の下方を通過する關係上滿鐵線の陸橋下は滿鐵線路の一部とも見做さるゝを以て本來支那軍隊又は警察官等を配置する能はざる地域なり。然るに今次張作霖の歸奉に際しては右交叉點に支那憲兵を配置して警戒したき旨六月三日支那側より申出であり我が守備隊に於ても時節柄支那側の申出も尤の事と思惟し各方面と打合せの上支那側の申出を容諾し、支那側は皇姑屯驛より瀋陽驛に至る約一哩の間の京奉線路上に騎兵及憲兵約五十名を配置し該交叉點には三日午後八時頃より金中尉外數名の支那憲兵警戒配置に就けり、而して支那側は陸橋上即ち滿鐵線路上にも憲兵を配置し度き希望なりしも之は容諾すべき限りに非らざるを以て陸橋上は日本守備隊（當日特に將校を附し人員を增加す）に於て警戒し陸橋下即ち京奉線路上を支那憲兵に依り、警戒せしめ我警戒兵は陸橋南方約二百米突の分遣所に位置し晝間は分遣所々屬展望臺上に配置せる步哨により陸橋上を監視警戒する事にし尙ほ日支兩國兵の相近接して位置する關係上夜間等に於て兩者の間に事故を生ぜしめざる爲め支那側より特に支那憲兵と面識ある日本憲兵の派遣を請ひたるを以て我軍は特に三名の憲兵を派遣し專ら日支兩部隊の間を往來し連絡に任ぜしめたり、斯くて四日午前三時頃怪しき支那人三名潛かに滿鐵線鐵道堤を上らんとしたるを發見せる我が監視兵は直ちに之に近づき誰何せしに該支那人は我が兵に向ひ爆彈を投擲せんとしたる爲め我が兵は直ちに其の二名を刺殺したるに他の一名は遂に逃走せり、我が兵は該支那人の屍體を檢査したるに爆彈二箇及び三通の書信を發見せり、內二通は全く私信に過ぎざりしも一通は國民軍關東拓殖使の書信の斷片にして是等の點より考察すれば南方便衣隊員なる事疑なし、四日夜明け我警戒兵は晝間の配置に復し展望所より監視中京奉線の東行列車交叉點に差しかゝるや一大爆音と共に陸橋附近黑煙及び砂塵濛々として立ち上り、間もなく支那兵小銃機關銃を亂射し其彈丸我監視所にも飛來し危險なるを以

て、我が兵は取敢へず拖體に據り應戰の準備を爲したるも情況判明せざる爲め未だ應射せず形勢を注視中支那兵の射撃も止み漸く事情判明するに至れり、爆破の狀態は嚴密なる現地調査中なるが目下判明せる程度にては滿鐵線路上、下兩線の張間を飛散せしめ橋脚の上部を破壞し且つ張作霖乘用の貴賓車、食堂車等の上部を破壞したるが如く、破壞の程度より看て爆藥量は相當大なるものと推測せられ投擲せるものとは認め難く、又張間飛散の狀態に照すも滿鐵線路の上面に爆藥を裝置したるものに非ざる事は確實にして、或は張間の下面若くは橋脚附近に裝置されありしならんと想像せられたり、尙ほ當時張作霖乘用列車の發着等は嚴密に附せられ之を知る能はず、加ふるに張作霖の特別列車は前後警衛の列車を加へ三個列車より成り、又其前後には軍隊輸送の爲め四十幾列車の運行を見たる事とて日本側にては三日夜中既に張作霖の列車は通過し終りたるものと想像し居りし程なりき。

（昭和三年六月十二日公表）

第二章　南京事件

◇

一九二七年三月二十四日國民革命軍の南京占領に際し所謂南京事件なるものが發生したことは、既に本通鑑第一卷に掲載した所である。（第一卷九八頁以下參照）。日英米佛伊諸國官民が右革命軍兵士の暴行掠奪を受け損害を被つた事件である。右五國政府は該事件につき共同聲明を發したり、支那側に對し同文通牒を送つて（四月十一日）、（一）關係軍隊の指揮官及關係者の處罰、（二）文書による謝罪（外國人の生命財産に對する一切の暴行煽動を行はざる旨の明約を含む）、（三）人的物的損害の賠償の三項よりなる要求を提出したことも其際述べた通りである（一〇三―四頁）。右の要求に對する支那側の回答は固より不滿足のものであり、而して之に對する五國の步調及態度も區々であつた。が、支那の政情進轉すると共に、列國の代表者は南京政府との接近を促進することとなり、遂に米國公使マクマレー氏は列國に先んじて南京政府との間に一九二八年四月三日の交換公文により、右南京事件の解決を遂げた（附屬第一號參照）。該交換公文の示す如く關係者の處罰、謝罪及損害賠償の三項何れも、當初の要求（前掲一九二七年四月十一日の要求）が實質に於て支那側の容るゝ所となつたものである。尤も損害の調査の爲め、及其損害に對して支拂ふべき賠償を査定する爲め、米支共同調査委員會（Sino-American Joint Commission）を設くることゝなつて居る。而して其後の成行に見るに支那及米國側それ〳〵二名の委員を選び、又必要の場合には第三者を「アムパイヤー」に選ぶことも定められかくして右委員は各々自國政府よりの訓令を受けて調査の任務を行ひつゝあつた。客年四月二十六日には米國は國民政府より第一回の賠償金支拂として拾萬弗（メキシコ弗）を受取つた由の公報があつた。（ザ・ユーナイテッド・ステーツ・デーリー客年五月五日）。尙ほ前記交換公文に於ては右の外、支那側から米國公使に對し南京事件發生の當日に於ける米國軍艦の砲撃につき遺憾の意を表せんことを求

めたが、之に對する米國の回答に於ては右は掩護砲撃として已むを得ざりしこと、他に取るべきの手段なかりしことを述べて皃が付いた。終りに所謂不平等條約改正に關する支那側の要望に對してはあつさりと一九二七年一月二十七日の國務長官聲明を引用して、事態の改善を待つて、双方の合意による改訂（一方的破棄を認めざるの意である）を爲すに吝ならざるの意を示し、併せて右改訂の爲の鞏固なる統一政府—支那國民を代表するの實權ある政府—の發現を望んだ所など、米國公使として中々の手際である。條約改訂問題は南京事件に關係ないなど云ふて頑張つて居れば、懸案解決は中々望まれない。米國の外交は右の場合にも名を與へて實を收めた形である。米國人はマクマレー公使の右の回答を攻撃するよりも寧ろ之を賞讃して居る。

◇

南京事件につき右の如く米國に出し抜かれた英國は殆んど米支交換公文と同一の內容で、客年八月九日公文交換を行ふて問題の解決を遂げた（附屬第二號）。英國は南京事件に於て米國と殆んど同一の事情に在る。即ち英艦は米艦同樣在留民保護の爲め掩護砲火を南京城にあびせたものである。『當日に於ける南京の狀況が斯かる方法を取るの止むを得ざるに至らしめたることは深く之を遺憾とす』と云ふに至つては砲撃が遺憾なんだか、南方軍の行動が遺憾なんだか一寸判らぬ樣である。何れにせよ英國一流の婉曲なる文章である。不平等條約改訂の注文に對しても英國政府從來の對支聲明を指摘した上、『國民政府と適當なる時期に於て交涉を開始せんとする』旨を述べて居る。而して右の言をなしつゝ南京事件を以て『條約改正とは何等の關係もなき一個の揷話と考へるものである』と云ふに至つては、英國人でなければ考へ得ざる名句であり、他國人の追隨を許さざる所である。

◇

米英兩國既に右の如く南京事件に關する協定を遂げた。佛伊の兩國も引續き客年十月上旬を以て夫れ〴〵支那側と同じく交換公文の形式を以て解決を告げた（附屬第三號及第四號）。佛伊兩國は右事件に際して掩護砲撃の擧に出でなかつたから、固より此點に關しては公文の交換せられたるものはないしかし條約改正問題については英米同樣、支那側に對し新條約締結又は舊條約改訂の用意あることを答へて居る。南京事件其者の解決としては之れ亦英米同樣關係者の處罰等三項について協定を遂げ、又損害賠償についてはそれ〴〵共同調査委員會の調査に待つべきことが定められてある。實に共同調査委員會は支那側最近の此種交涉に於ける十八番である。右の如く南京事件で何れの國に對しても此提案を出した、各國も快く之を承諾した、我國に對しても固より此手を向けて來た。南京事件のみならず濟南事件にまでも之を持出して來た。而して此の爲め、少くも此れが一原因で、濟南事件の頓挫

を來たしたことも現に風說せられて居る。

◇

英米伊佛の諸國は右の如く既に南京事件を解決したに拘はらず、吾國は未だ（本年三月に於て）此事件を解決するに至らぬ。南京事件發生當時支那側の我に對する態度は、英米の如く掩護砲撃の擧なかりし爲め、英米に比し遙かに好意的であつた。が、爾後の交渉に於ては一進一退、遂に英米佛伊の後に追隨することすら未だ爲し得ざる狀態である。支那側の主張殊に不平等條約改訂の希望が南京事件と無關係であることは我當局者主張の通りであるが、一方から見れば我國は既に或點まで支那側の要望を容れて、先年來日支通商航海條約の改訂交涉に入つて居るのである。故に米英伊佛の回答にあるが如き程度の御愛嬌を振りまく位は何でもない筈である。それも出來ないと云ふのならば吾人亦何をか云はん。外交上のタクトも絲瓜もあつたものではない。時勢論も不必要であり、大局觀も無用である吾人は支那の肩を持ちたいのではない。日本の肩を持ちたいことは山々であるが、日本丈けが他國と異つた有利の條件で南京事件を解決しやうと思つた所で、出來る話であるまい位のことは、苟も話をまとめるつもりならば覺悟しておかねばならぬ。

◇

しかし話を纏めるつもりでなければそれは別問題である。本年の議會に於て濟南事件と南京事件の比較論が一議員より持出された。曰く『我國が南京事件を解決する場合他國より劣つた條件で之を解決することは想像し得られぬが、從て今後解決の場合には恐らく責任者の處罰、謝罪、賠償、保障と云ふ如きことは必ず得られると信ずる。飜つて濟南事件については賠償も得られない。謝罪も得られないと云ふことになれば是は誠に皮肉なる結果である』と。皮肉なる結果であるか、皮肉なる質問であるかは姑らく措き、兎に角事實に於て速に―遲くも英米伊佛と共に―解決せらるべき南京事件が濟南事件解決後までも未解決の儘に殘されたことは爭ふべからざる事實である。

（附屬第一號）米國と南京事件

第一、南京政府外交部長書翰

客年三月二十四日の南京事件に關し國民政府外交部長は米國公使に對し國民政府は幸に米支兩國間に存在する極めて友誼的なる感情を助長せんことを欲し本年二月二十六日以來閣下と本官との間に行はれたる討議の結果意見の一致を見たる所に從ひ該事件の即時解決を爲す用意あることを通告するの光榮を有す。

外交部長は米國々旗及米國政府公式代表者に對する非禮、米國領事館の蒙れる財產上の損失並在留米國人に對して加へられたる身體上の傷害及物質上の損害に付國民政府の名に於て亞米利加合衆國政府に對し誠心誠意を以

て深甚なる遺憾の意を表明する光榮を有す。

本事件は調査の結果國民政府南京建都前全く共產主義者の煽動に依りて起りたるものなること判明したるも國民政府は右に拘らず本事件に對し責任を負ふ。

國民政府は其の既定方針に從ひ在支米國人の生命及財產の繼續的且有効なる保護に付文武官憲に對し既に一再ならず命令を發したり。共產主義者及其の米支兩國民間の友好關係を阻害せんとする邪惡なる勢力を驅逐したるに依り國民政府は外國人保護の任務が爾今一層容易となるべきことを信じ且國民政府は米國人の生命又は正當なる利益に對し再び斯くの如き暴行又は運動の行はれざるべきことを特に約す。

右に關聯し外交部長は共產主義者に煽動せられて悲むべき本事件に參加したる特定師團の軍隊は既に解散せられたることを附言す。國民政府は尙犯行に加はりたる兵士及其他の者の處罰の爲有效なる措置を執れり。

充分に認められたる國際法の原則に從ひ國民政府は南京に於ける米國領事館、在留米國人及其の財產に加へられたる總ての身體上の傷害及物質上の損害に對し充分なる賠償を爲すことを約す。國民政府は此の目的の爲に在留米國人が關係支那人より受けたる實際の傷害及損害を審査し、各場合に付支拂ふべき賠償額を査定すべき米支共同委員會を設置せむことを提議す。

第二、米國公使回答

米國公使は左の通り本日附外交部長書翰を敬承せり。

『客年三月二十四日の南京事件に關し國民政府外交部長は米國公使に對し國民政府は幸に米支兩國民間に存在する極めて友誼的なる感情を助長せんことを欲し本年二月二十六日以來閣下と本官との間に行はれたる討議の結果

意見の一致を見たる所に從ひ該事件の即時解決を爲す用意あることを通告するの光榮を有す。

外交部長は米國國旗及米國政府公式代表者に對する非禮・米國領事館の蒙れる財產上の損失並在留米國人に對して加へられたる身體上の損害及物質上の損害に付國民政府の名に於て亞米利加合衆國政府に對し誠心誠意を以て深甚なる遺憾の意を表明する光榮を有す。

本事件は調査の結果、國民政府南京建都前全く共產主義者の煽動に依りて起りたるものなること判明したるも國民政府は右に拘らず本事件に對し責任を負ふ。

國民政府は其の既定方針に從ひ在支米國人の生命及財產の繼續的且有效なる保護に付文武官憲に對し既に一再ならず命令を發したり。共產主義者及其の米支兩國民間の友好關係を阻害せんとする邪惡なる勢力を驅逐したるに依り國民政府は外國人保護の任務が爾今一層容易となるべきことを信じ且國民政府は米國人の生命又は正當なる利益に對し再び斯くの如き暴行又は運動の行はれざるべきことを特に約す。

右に關聯し外交部長は共產主義者に煽動せられた悲むべき本事件に參加したる特定師團の軍隊は既に解散せられたることを附言す。國民政府は尙犯行に加はりたる兵士及其他の者の處罰の爲有效なる措置を執れり。

充分に認められたる國際法の原則に從ひ、國民政府は南京に於ける米國領事館、其の館員、在留米國人及其の財產に加へられたる總ての身體上の障害及物質上の損害に對し充分なる賠償を爲すことを約す。

國民政府は此の目的の爲に在留米國人が關係支那人より受けたる實際の傷害及損害を審査し各場合に付支拂ふべき賠償額を査定すべき米支共同委員會を設置せむことを提議す』

第二章　南京事件

件が支那國民の凡ゆる思慮ある階級に惹起せる遺憾の念と屈辱の感とを深く諒察し、且本事件有罪者の處罰に關する言質が最近の機會に於て完全に履行せらるべきこと――殊に事件に對し個人的に責任ある林祖涵に對する懲辨も必ず速かに完全に履行せらるべきを信じ本事件より生じたる諸問題の決定的解決の爲外交部長書翰中に記述せられたる諸條件を本國政府の爲に承諾す。

米國政府は本件解決が誠意を以て爲されたることを確信し米支兩國民間の關係の他の方面に於て南京官憲に依り示さるゝことを豫期し得べき誠意と好意との尺度を與ふるものとして前記解決條件の忠實なる履行を期待す。

第三、南京政府外交部長書翰

千九百二十七年三月二十四日の南京事件より生じたる諸問題の解決に付本日交換したる公文に關し國民政府外交部長は本件當日當時入港碇泊中の米國軍艦ノア及プレストンが南京ソコニー丘に向つて砲火を開きたる事實に對し米國公使の注意を喚起するの光榮を有す。右事實に鑑み國民政府は米國政府が右の行爲に付遺憾の意を表せんことを切に希望す。

第四、米國公使回答

米國公使は千九百二十七年三月二十四日當時入港碇泊中の米國軍艦ノア及プレストンが南京スタンダード石油會社丘に向つて砲火を開きたる事實を述べ、且米國政府が此の行爲に付遺憾の意を表せんことを希望せる本日附外交部長書翰を敬承せり。

右に對する回答として、米國公使は該行爲は事實に於て嚴に米國領事、其の家族及館員が其の他の多數の者と共に不規律なる兵隊の襲撃を逃れんが爲に逃げ入りたる家屋の直接近隣地に限られたる掩護砲火にして之が右人員の生命を切迫せる危險より救ふ唯一の手段たりしのみならず又生命の現實的危險の中に在りたる他の南京在留米國人の撤退を可能ならしめたるものなることを指摘せざるを得ず。

故に米國政府は其の統制を超えたる諸事情が南京在留米國市民の生命保護の爲斯くの如き手段を執るの已むなきに至らしめたることを深く悲しむ次第なるも米國軍艦としては其の執りたる行動に代はるべき手段なかりしものと思惟す。

第五、南京政府外交部長書翰

千九百二十七年三月二十四日の南京事件より生じたる諸問題の解決に付本日交換したる公文に關し、國民政府外交部長は支那國と合衆國との間の外交關係に一新紀元の開かるべきことを希望し、且平等及領土主權相互尊重を基礎とする現存條約改訂及諸懸案解決の爲に更に措置を執らむことを提議するの光榮を有す。

第六、米國公使回答

米國公使は合衆國と支那國との間の外交關係に一新紀元の開かるべきこと並平等及領土主權相互尊重を基礎とする現存條約改訂及諸懸案解決の爲更に措置を執らむことを希望せる本日附外交部長書翰を敬承せり。

條約改訂の問題は南京事件に基く米國政府及其の國民に對する賠償の問題に關聯するものと思考し難きも、米國公使は既に客月外交部長との會談に於て、此の點に關し述べ置きたる處を此の際言明するに吝なるものにあらず。

合衆國と支那國との間に存する傳統的友誼は玆に之を說くを要せず、米國政府が終始一貫して採り來れる行動方針及千九百二十七年一月二十七日國務長官の爲したる政策の聲明に依りても明なるが如く、合衆國政府及人民

は支那國民自身の健全なる國民生活を發展せしめ且能ふ限り例外的性質の義務に拘束せられたる主權に對する要望を實現せんとする支那國民の希望に對し滿腔の同情を有するものなり。之が爲米國政府は初期の條約中に斯かる條項の挿入を必要ならしめたる諸狀態の改善が不必要又は不適當となりたる條約の規定を正當なる形式に依り且相互の同意を以て改訂する機會を時々與ふるに至らむことを希望す。

此の目的の爲米國政府が支那國が其の希望する條約關係の修正に附隨して當然負ふことゝなるべき各種の義務を誠意を以て現實に履行すべきことを保證するに足る程度に於て支那國民を代表し且實際の權力を行使する政府の發現するに至らむことを希望す。

（附屬第二號）　英國と南京事件

第一、王正廷氏よりラムプソン氏に宛てたる覺書

昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し本部長は玆に貴公使に次の通告をなすの光榮を有す。國民政府は英支兩國民間の幸福と友誼を增進せんが爲め近日討論の後相互の同意せる大綱に照らし該事件を解決せんと欲す。玆に本部長は國民政府の名を以つて本事件に關し調査研究を經たる處右は國民政府の未だ南京に遷都せざる以前共產黨の煽動により發生したるものと認む。但し國民政府は責任を負ひ玆に貴政府代表等の受くるところの侮辱及び傷害、領事館の財產上の損失及び在留英國人の身體上の損害並に財政上の損失に對して誠意を以て深く遺憾の意を表す。

國民政府は在支英國人の生命財產の保護に關して本國民政府が抱きし政策により既に軍民長官にその切實なる保護を命令し置けり。國民政府は現在の共產黨及び英國と支那との兩國民の友誼を破壞するところの惡勢力は既に消滅せるものと信ず。今後英國在留民の生命及び其正當の事業に對し再び同樣の暴行を見ざることを信ずるものなり。當時共產黨の煽動を蒙り南京事件に參加せし該軍隊は既に解散し且國民政府は切實なる辨法を講じ該事件に關係せる兵事その他の關係者を懲罰することを本部長は通告し得るものなり。

國民政府は國際公法の實則に照らし英國領事館南京在留の英國人の受けし身體上の損害に對しては充分賠償を承認す。玆に國民政府は英支共同調査會を組織しもつて損害額を決定せんと欲し右照會をなすものなり。（客年八月九日附以下同斷）

第二、ランプソン公使より王正廷氏に宛てたる覺書

本官は南京事件關係者の懲罰及今後同樣の事件が發生せざる樣注意すべき旨南京政府の命令が發せられたる事を聞き右命令が早速且つ十分に實行せらるゝ事を信ずるが故に本官は英國政府代表として貴官のノートを受取りこれを以て一千九百二十七年四月十一日重慶にて前外交部長に發せられたる文書に記載せられたる要求の解決せられたるものと認む。（ベートン署名）

第三、王正廷氏よりラムプソン氏に宛てたる覺書

本日（九日）交換したる南京事件解決文書に關し本官は左の諸點につき貴下の注意を喚起せんと欲す、即ち南京事件當日當時港に碇泊中なりし英艦エメラルド號により南京に於けるソコニーヒルに砲火を集中せられたり。之に關し國民政府は英國政府が遺憾の意を表せられん事を望むものなり

第四、ラムプソン公使より王正廷氏に宛てたる覺書

エメラルド號事件に關する貴翰閲悉せり。

右の砲撃は英國在留民の多數が兇暴なる兵士の攻撃より逃がれんとして避難せる外國家屋の附近のみに限られたる保護行爲なりしなり右によりこの一團の避難民の生命がその直面せる危難より逃れ得たるのみならず更に等しく生命の危險に遭遇せるその他の英國在留民の避難をも可能となさしめたるものにして英國政府は右エメラルド號の執れる方法は英國在留民生命財産の保護のため絶對的必要なりと思考するものなり尤も當日に於ける南京の狀況が斯る方法をとるの止むを得ざるに至らしめたる事は深く之を遺憾とす。（パートン署名）

第五、王正廷氏よりラムプソン公使に宛てたる覺書

本日交換せる南京事件解決文書に關し本官は之により英支外交關係に新時代を畫せん事を希望し且つ平等及主權の相互尊重に基きて現行條約の改正及未決諸案件を整理せんため方法を講ぜん事を提案するものなり。

第六、ランプソン公使より王正廷氏に宛てたる覺書

英國政府は條約改正に關する支那の要求の正當なるを認む隨つて一千九百二十六年十二月十八日附の宣言及び一千九百二十七年一月二十八日附七種の提案に於て英國政府は其の政策を宣明し且つ之を實施すべく能ふ限りの手段を採れり英國政府が支那に關して採れる有效且つ同情的態度を更に明かならしめん爲英國政府は條約改正問題に關し正式委員を任命して國民政府と適當なる時期に於て交渉を開始せんとし居れり。英國政府は南京事件の故を以て支那に對する從前よりの態度を改めんとはせず、之を以て條約改正には何の關係もなき一個の揷話と考へんとするものなり。（パートン署名）

（附屬第三號）　佛國と南京事件

第一、王正廷氏の佛國代理公使宛公文要旨（十月一日）

昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し國民政府は佛支兩國々民間の友誼を增進せんが爲め同事件を即時解決するの用意を有する。同事件は國民政府の成立以前共產黨の煽動により發生せるものなること調査の結果判明せるが南京在留の佛蘭西國人の受けたる身體及財產の損失に對しては國民政府に於て衷心之を遺憾とする旨を玆に表示するものである。國民政府は爾後在支佛蘭西人の生命財產に對する保護及び本事件に關係せる軍隊其他に對する處罰に付既に有效なる手段を講じ兩國々民の友誼を毀損せんとする共產黨及其の惡勢力を已に掃蕩したを以て今後必ずや外人保護の事は一層容易となるべく、在支佛蘭西國人の生命及び其の正當なる利益は再び斯の如き暴行又は攪亂を受けざるべきを誓約する。國民政府は兩國の友誼を保持せんがため在支、佛蘭西國人の生命財產の毀損に對し國際法の一般原則に照し充分且迅速に賠償を爲すの準備を有する。之が爲め國民政府は佛支共同調査委員會を組織し支那國人の爲に蒙りし在支佛蘭西國人の實際の損害を現地に於て査定せんことを提議するものである。

第二、佛國代理公使の王正廷氏宛回答文（十月一日）

千九百二十八年十月一日附の通牒に關し本代理公使に於ても貴部長と同じく佛支兩國國民の友誼の維持及增進に差支なき條件の下に南京事件を解決せんとするの用意を有する。佛國政府は此精神に基き千九百二十七年三月二十四日佛國人民が南京に於て受けたる生命の喪失身體上の傷害及び物質上の損失に對し貴國政府が衷心遺憾の

第二章　南京事件

意を示されしを諒とする。從て國民政府が責任者懲罰の意を明示せられたるに對しては本使は滿足を以て之を了承し、且つ國民政府が犯罪者處罰及び責任者懲罰を必ずや速に實行せられることを確信し、尙將來在支佛蘭西國人を保護し再び斯くの如き事件を發生せしめざる爲國民政府が適當の措置を執るものと了解する。

本使は佛支共同委員會を設け双方より委員を選定して在支佛蘭西人側の一切の物的損害の實證査定に任せしめ以て速やかに賠償を行はしむることに同意する。國民政府が上記諸項を能く履行さるるは聽て兩國國民の友誼增進に資する所以なるを本使は確信する。

第三、王正廷氏の照會（十月九日）

本部長は佛支兩國從來の懇篤なる關係を增進する爲貴國政府が更に一歩を進めて平等及領土主權相互尊重を原則として兩國間の現行條約の改訂を行ひ且懸案の解決の爲手段を執られんことを希望する。

第四、佛國代理公使の回答（十月九日）

貴部長が十月九日附通牒に於て佛支現行條約の改訂及懸案の解決を希望する旨表示せられたるに對し本使は支那國民が其行政及司法制度を健全なる基礎の下に發達せしめ成るべく特殊義務の爲制限せられざる國家主權を實現せしめんとするの熱望に對し佛國臣民が深甚なる同情を表するものなるを國民政府に對し確言する。從て佛國政府は其の傳統たる自由の觀念に基き佛支兩國國民從來の友誼に鑑み兩國間の現存條約中不必要又は不適當となれる條項を相互の合意を以て正式に改訂するの機會の到來せんことを希望する。

（附屬第四號）　伊國と南京事件

第一、王外交部長のヴアーレ總領事宛通牒（要旨）

昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し余は閣下に次の如く通告するの光榮を有する。幸に伊支兩國間に存する厚誼を增進せんとするの希望に促がされ、國民政府は最近商定の趣旨に基づき南京事件に即時解決を與ふべき用意を有する。該事件は南京政府の成立以前全く共產黨の煽動せしものなるを調査の結果判明したるが南京に於ける伊太利國人の死に對しては國民政府に於て切實に之を遺憾とする旨を玆に表明するの光榮を有する。國民政府は既に該事件關係者を處罰し在支伊太利國人の生命財產に對する安全なる保護に付有效なる措置を講じた。國民政府は國際法上の確立した原則に照らし、南京に於て失命したる伊太利國人に對し相當なる賠償を爲すの用意を有する、仍つて右賠償額査定の爲伊支共同委員會を設置せんことを提議するものである。（客年十月八日付以下同斷）

第二、ヴアーレ總領事の王部長宛復牒（要旨）

余は一九二八年九月二十四日附貴通牒（通牒全文採錄）の受領を確認するの光榮を有する余は國民政府の發布せる命令並に該命令に現はれたる同政府の意圖を了承し、玆に伊太利政府の爲に一九二七年三月發生せる南京事件の解決に關する閣下の通牒を受諾するものである。

上記交換公文の外ヴアーレ氏は別に王部長に通牒を送つた。右は曩に外交部が伊太利側に發したる公文に答へたもので伊國政府は國民政府との間に平等及び相互尊重を基礎として新條約を締結するの用意あること、及び全權たる伊太利公使が北京發南京に向ふ旨を王部長に通告したものである。

第三章　國民政府の對外政策

（所謂不平等條約の撤廢）

◇

國民政府のスローガンとしては對内的に三民主義あり、軍閥打倒あり、對外的には帝國主義の打倒あり、所謂不平等條約の撤廢がある。殊に不平等條約問題には最も力瘤を入れて居る。此問題は對外策としてのみならず、國内の人心を收攬する上から云ふも、否人氣を煽つて置く點から云ふも、對内策としても最も好箇の題目である。今少しむづかしく云はゞ、國民的自覺を喚起する爲めに利用すべき好箇の標語である。況んや不平等條約中不平等の最たるものとして彼等の最先に撤廢を欲求する所のものは關税束縛である、回復せんとする所のものは關税自主權である、國定税率である。更らに具體的に云はゞ之に依る國帑の增收である、更らに露骨に云はゞ軍閥及政客の增收である。何れの點から見ても不平等條約撤廢ほど支那として擧國一致の叫聲たるに適し、對外政策の綱領たるに適するものはない。果然國民政府の新外交部長王正廷氏は其就任後間もなく即昨年六月十五日を以て『對外宣言』を發して不平等條約の撤廢、新條約の締結を實行せんとするの決意を表明した（附屬第一號參照）而して右宣告を實行する爲め七月一日王氏は在北京外交部代表唐悦良を通じ各國公使に宛て招請狀を發して、七月廿日を期して不平等條約改訂を商議したきにつき國都南京に來らんことを求めた。しかし列國公使は固より之に應ずべくもなかつた。而して之を默殺することに決した。右の情報を得た王部長は玆に七月七日を以て第二回の宣言を發して不平等條約撤廢に關する方針を聲明すると同時に、各國の公使に之を通達した。該宣言は左の如くである。

一、中華民國と各國間の條約にして滿期となれるものは當然廢棄して別に新條約を締結す。
二、未だ滿期に至らざるものは國民政府は正當の手續を以て解除し重ねて締結す。
三、舊條約の既に滿期となり新條約の締結されざるものは、國民政府より別に適當の臨時辨法を作り一切を處理す。また新條約締結までの臨時辨法を左の如く定む。

第一條　本辨法の各條に謂ふ所の外國及び外國人とは舊條約を廢止して新條約を締結せざる各外國及び其の所屬人民を指す

第二條　支那駐在の外國外交官、領事には國際公法にて附與せられたる待遇を與ふ

第三條　在支外人の身體及び財産は支那法律の保護を受くべし

第四條　在支外人は支那法律の支配及び支那裁判所の管轄を受く

第三章　國民政府の對外政策

第五條　外國或は外國人民より支那に輸入し及び支那より外國に輸出する貨物に對して徴收する關稅は國定稅則に規定し納付すべし
　則實行前には現行の章程に照し辨理す
第六條　凡そ支那人の納むべき稅捐は在支外人も一律に照し納付すべし
第七條　上記各條の規定になきものは國際公法及び支那法律により之を處理す

右の方針に基き國民政府は既に條約滿期となつたと稱する伊太利、丁抹の二國に對し、上海總領事を通じ其無效を宣告し、新に平等並に主權尊重の基礎の上に新條約を結ばんことを要求した。更らに佛國に對しても安南條約無效に關する通告を發した。次で葡萄牙に對しても同樣の通告と提議とを行ふた。而して七月二十日に滿期となつたと看做せる日支通商航海條約についても其前日即七月十九日我國に對し前記の條約を廢棄して臨時辨法を適用する旨の通告を爲した。日本は固より之に應ぜず爾來今日迄兩國間の懸案となつて居る。（次章參照）

◇

日本との間には今日まで關稅協定に關する公文交換が行はれた以外、何等の條約を見るに至らないが、しかし他國との間には國民政府は努力の結果、逐次左の條約を結ぶことを得た。先づ米國は在北京同國公使の手を經て客年七月二十四日國民政府外交部長に宛て米國國務長官よりの通告文を發して（附屬第二號參照）米國の支那に對する好意と同情とを示し、國民政府を喜ばしめ、一方には翌二十五日突然として北京に於て國民政府財政部長宋子文との間に關稅條約を結んで（附屬第三號）支那側の關稅自主權を認むると共に、米國は關稅に關する最惠國待遇を確保した。右の如く示された米國の好意と同情とに喜び勇んだ國民政府は、更らに電報を以て、進んで米國政府と米支間一切の問題を速かに解決する爲め伍朝樞を全權代表に任命したから成るべく早く新條約の締結を了したいと申出でたが、之に對する米國公使の回答が揮つて居る。曰く『貴下（國民政府の王外交部長のこと）が右の電報を發せらるる迄七月二十五日北京で締結せられた關稅條約を御承知無かつたであらう。右條約の締結は米本國政府の七月二十四日の提議を最も迅速且完全に履行せるものである云々』と。『完全』は姑らく措き『迅速』なることは即ち之ありと云はねばならぬ。外交部長が知らぬ間に—否米國國務長官の通告文を受け取らぬ間に其通告文中に所謂會議とか、條約とか云ふものが北京で財政部長との間に成功したと云ふのであるから、電火石火も啻ならざる話である。何れにせよ之により米國は少くとも目下の處右關稅條約以外に出でゝ、例へば治外法權の撤廢などに應ずるつもりはないことが明かになつた。兎に角米國は斯くして不平等條約撤廢の一番乘を志願した譯である。右の關稅條約は假令支那側の望蜀慾を充分滿たさなかつたとしても、他國の態度に比し有難さを感ぜざるを得なかつた。米本國に於ても大に支那に對して同情を表したつもりで朝野の喝采を博した。右米國の條約に追從して獨

逸も八月十七日南京に於て關稅其他に關する事項を規定した一條約を結んだ。此條約は獨逸國の支那に有する從來の地位に顧み、獨逸に取り大に有利と解せられた。

◇

右米支關稅條約の範を垂るゝや、客年十一月十二日に至つて諸威も之に倣ふて、殆んど同一內容を有する條約を支那との間に結んだ。尙ほ交換公文に於て平和及主權尊重を基礎とする新通商條約を締結する爲め商議を開始せんことをも約束して居る。次に間もなく即十一月二十二日に至つては南京に於てベルギーとの間に（附屬第四號參照）、又同月二十七日にはイタリーとの間に支那は新條約を締結した。此兩條約にあつては白伊兩國はそれ〳〵支那の關稅自主權を認めたのみならず、更に進んで支那に於ける治外法權の拋棄にも同意したこと、及び右治外法權撤廢の代償として、支那に於て內地雜居及土地所有の權利を獲得したことが注目に値する。右條約に對し王正廷が中央政治會議で追認を求めた際委員は左の點につき不滿の意を表した由である。即法權行使に關し詳細なる辨法を議定すべしとあるは苛酷なる條約である、又土地所有權及內地居住營業に關する規定は相手國を利するばかりである。殊に土地所有權を外人に認めれば支那の土地は將來外國人に買盡さるゝの虞がある。又右は日本が之を先例として東三省に適用せんとするは明かである、等の非難があつた由である。治外法權は撤廢しても之に對する代償は出せぬと云ふ虫のよい話である。內地雜居の權を外人に認めても、外人として事實充分に此權利を行使し得るや否や疑問であるが、內地を外人に開放せずして自ら平等對等を口にし、文明國であると主張して居るのは矛盾である。文明國にして內地を外人に開放せざるものはない。

◇

客年十二月に入りては支那は更らに左の諸國と新條約を結んだ。即ち同月十二日には丁抹との間に、同月十九日には葡萄牙と、和蘭との間に、同月二十日には瑞典との間に、殊に同日を以て英國との間に、二十二日には佛國との間に、二十七日には西班牙との間に新條約を締結した。殊に英支間の新條約（及附屬公文）は重要視せられる。即ち本年二月一日より國民政府の實施すべき稅率は事實上先年の關稅會議に於て議定した所謂七種差等稅率と同一なることを認めしめたこと、及成るべく速かに釐金其他一切の例外的課稅を撤廢すべきことが約束せられた。英國が他國と同樣支那の完全なる關稅自主權を認むる一方、輸出入稅に關し最惠國待遇を確保したことは云ふ迄もない（附屬第五號參照）。

◇

要するに支那は前記十二ケ國との新條約により關稅自主權を回復した。獨、伊、白、葡、丁、西、

佛の七國との間には更らに平等及領土主權尊重を基礎原則とする新通商條約を締結することの約束を取り付けた。加之伊、白、葡、丁、西、をして治外法權の撤廢を承認せしめた。英、米、佛等の諸國は未だ治外法權の撤廢に同意しない。が、英米は既に前に新條約締結又は條約改訂の用意あることを聲明して居る（前章參照）。日本との間に支那は通商條約改訂問題でひつかゝつて居る事は次章に述ぶる通りである。日本は後に述ぶべき關稅協定に於ても未だ關稅自主權を認むる所まで行つて居ない。前揭の十二ケ國は關稅自主權を認めたものゝ、其總てが最惠國約款を有して居る。從て日本の態度如何が注目されて居る。日本としては原則として關稅自主權を認むるに異存なきこと、先年の關稅會議に於て表明せる通りであるとしても、其所には所謂互惠關稅協定を結び我對支貿易の將來に備ふる必要があるので、此保障を得なければ關稅自主の承認にも躊躇する譯である。日本は斯くして支那の關稅自主權回復の鍵を握つて居ると同時に、其暗礁たるものである。若し夫れ不平等條約撤廢の約言に至つては、前記諸國との間に之を取り付けたとは云ふものゝ、愈々新通商條約其者の締結は前途猶遼遠であらう。又重要法典の準備も全からざる今日自主法權の實現の如きは前途望洋の感がないではない。とは云へ前記諸國が不平等條約の撤廢すべきこと、否平等條約の締結せらるべきことの原則的約束をしたゞけでも支那に取り外交上の成功である、關係列國としては對支外交の趨勢を示したものであり　否自ら此趨勢に順應したものである。尤も此趨勢が將來各國に取り如何なる影響を及ぼすやそれは別問題である。支那側の不平等條約撤廢に關する抱負を知るの參考として本年一月十日の王正廷の新聞通信員に對するステートメント（附屬第六號）及び本年一月廿四日外交部次長唐悅良の演說放送（附屬第七號）の如きは一讀を値する。其內には日本の『落伍』を揶揄した點も見ゆる樣である。此等のステートメントや放送は世界に普遍して居る。巧妙なる哉、支那側の宣傳。

（附言）　支那と列國との條約原文につき昭和年四年三月一日發行國際知識卷尾に揭ぐる所參照ありたし。又本章稿了の後私は本年四月一日發行の外交時報に外務省條約局鹽崎第一課長の「一九二八年支那諸條約の檢討」なる有益なる論文の揭載せられたのを見出した。讀者諸君に參照を推奬する。

（附表）　本文に述べた如く客年支那が列國と締結した諸條約は內容必ずしも一樣ならざるのであるから、其內容の一般を窺ふに便し、又內容を比較するに便ずる爲め左に表を揭げる。本文に述べた如く米國の條約は支那の關稅自主權を認むると共に最惠國待遇の規定を包含する關稅條約であり、獨逸、諾威、瑞典、和蘭の分も亦殆んど同樣である。白耳義、伊太利、丁抹、葡萄牙、西班牙は右と同樣なる關稅關係の規定の外に、一定の條件の下に治外法權の撤廢を約束し他方支那をして其全土に亘り居住營業及財產取得の自由を認めしめたものである。英吉利は北京關稅會議に於て決定せる差等稅率の一年間據置を條件として關稅自主權承認及內地稅

の急速廢止並に現行陸境關稅廢止を約した。（關稅率は海陸兩境に於て均等に適用せらるべきこととした）佛蘭西も右英支間に於けると略同樣の條約を締結した外、支那をして關稅增收の一部を債務整理に充當すべきを約せしめた。（印度支那に於ける特惠關稅は一九二九年三月三十一日以前に廢止せらるべきことになつた）尙ほ本章附屬として右條約中代表的のもの二三を揭載することとした。

千九百二十八年締結支那國及列國間新條約一覽表

摘要 / 國名及調印月日	關稅自主	關稅事項ニ關スル承認	國民又ハ貨物ニ關スル均等待遇	均等待遇	千九百三十年一月一日以降條件トスル支那ノ內地ノ基礎ノ他ノ內地稅ノ廢止	治外法權拋棄ヲ支那ニ於ケル國內地ニ於ケル納稅義務	治外法權ノ條件付拋棄	財產取得、居住通商ノ承認
米 七月二十五日	○	○	○					
獨 八月十七日	○	○	○					
諾 十一月十二日	○	○	○					
白 同月二十二日	○	○	○					
伊 同月二十七日	○	○	○					
丁 十二月十二日	○	○	○					
葡 同月十九日	○	○	○					
蘭 同月同日	○	○	○					
英 同月二十日	○	○	○					
瑞（典） 同月廿二日	○	○	○					
佛 同月同日	○	○	○					
西 同月二十七日	○	○	○					

（備考）關係事項ハ○印ヲ以テ示セリ

（附屬第一號）　國民政府の對外宣言

中華民國國民政府は茲に中國統一の事業完成に際し謹んで世界友邦諸國に在の如く宣言す。

國民政府の唱導する國民革命の根本目的は新國家の建設にあり、現に軍事時期終結し專ら新國家建設の時代に到

達した、所謂新國家は故孫總理の定むる三民主義を實現し國利民福と國際平等平和を圖るにあり、軍閥政治の如き當然排除する所にして現代社會の組織を破壞せんとする共產黨の如き亦決して其の存在を許さぬものである、新國家の建設により國民政府の對外關係は一新紀元を開き、中國は八十餘年間束縛されて來た不平等條約から解除されなければならない、之れに就いては屢々宣告を發し友邦の諒解を求めたるところで、千九百二十六年以來友邦當局は之れに同情し別に新條約を締結する旨の意思表示をなした。今や中國統一完成の初めに當り一步を進めて正當の手續により新條約の締結を實行し、平等及び相互の主權尊重の趣旨を完成せん事を希望して已まず即ち之より中外邦國の親睦は勿論國民友誼の增進、國際貿易の發展等まさに世界文化の進步を期する事が出來る國民政府は玆に誠意を以て全國民衆を代表し世界各友邦に告ぐるものである。

（附屬第二號）米國政府の對支通告（昭和三年七月二十四日）

米國國務長官發國民政府外交部長宛通告文（假譯）

支那に於ける事態は過去數ヶ月間に極めて急速に展開せり。米國政府及人民は深甚にして且同情ある興味を以て之を注視し來れり。本年初頭駐支米國公使は長江方面を旅行し上海滯在中一九二八年三月三十日國民政府外交部長との間に一九二七年三月二十四日の不幸なる南京事件解決に關する通牒を交換せり。右通牒中に於て合意せる諸條件を履行する爲米支共同委員會に同事件に於て米國人民の蒙りたる損害の評價方を委任せり。一九二七年一月二十七日予は米國の對支態度に付陳述書を發表したるが爾來予は屢々本政府の態度を確言する爲め右陳述書に言及する機會を有したり。

予は右陳述書中に於て合衆國が當時華府條約商議の時より支那を代表し又は支那の爲に代辨し得る如何なる支那政府又は其代表との間にも華府條約の附加稅を實施する爲のみならず支那に完全なる關稅自主を恢復する爲商議を開始するの用意ある旨を開陳したり爾來常に米國政府は支那に於ける各黨派の協調及合衆國が商議を開始し得べき政府樹立に向ふ事態の進展を益々深甚なる興味を以て注視し來れり。米國人民も亦新聞の報道に依り及時々新聞に公表せらるる公報に依り右事態の進展を緊切なる興味を以て注視し來れり。

本年三月三十日附駐支米國公使發南京國民政府外交部長宛通牒に於て現行條約改訂に關する外交部長の提議に答へ米國政府及人民は支那國民が自國の健全なる國民生活を開展せむとし且出來得る限り異常なる性質の義務に拘束せられざる主權回復の冀望を實現せむとする要望に對し同情を有するものなることを述べ米國政府は條約關係の調整に附隨して必然支那側が負ふべき義務の現實履行を確保するに足る範圍に於て支那國民を代表する政府の出現すべきことを希望期待する旨を述べたり。

一九二八年七月十一日附予宛書翰を以て伍朝樞氏は國民政府は條約問題商議の爲全權代表を任命するに決せる旨及米國政府が同樣に右目的の爲代表を任命する樣要求方訓令を受けたる旨を予に通告せり。合衆國が支那に對し好意を有することは定評あり米國政府及人民は支那側が統一、和平及進步の方向に向つてなすあらゆる申出を歡迎するものなり。吾人は支那の內政事項に對する干涉を信奉するものに非ず。吾人は單に支那に對し吾人が友好關係の諸國より期待する所殊に米國人民、其財產及正當なる權利の適當なる保護並一般に如何なる他國の利益又は國民に與へらるる待遇に比し何等差別的待遇をなさざることを要求するのみなり。

支那國民の當面せる非常なる困難の性質を深く諒解し予は新統一支那が今や多年同國を苦しめたる混沌たる內

亂及紛擾より脫出せむとするの道程にありとの信念を益々深くせざるを得ず、右は又米國人民の希望なること疑を容れず。

支那國民の爲に語り且同國民に語り得べき責任ある政府を支那に創造することに依り關係諸國民全般の安寧は增進せらるべしとの信念と確信との證左として予は米國政府が駐支米國公使を通じて適法に任命せられたる國民政府の代表者との間に米支間諸條約の關稅條項に關し關稅自主の原則及各締盟國の一方の商業が他方の開港及領域に於て如何なる他國の商業に與へらるる待遇とも何等差別的待遇を受けざる原則を相互的に十分言明する筈の新條約を締結する目的を以て直に商議を開始するの用意あることを述べ得るを幸福とするものなり。

（附屬第三號）　亞米利加合衆國及支那國間關稅條約

（千九百二十八年七月二十五日北京に於て署名）

亞米利加合衆國及支那共和國は幸に兩國間に存在する親善關係を保持せんとの熱心なる希望に促され且兩國間の通商關係を擴張し鞏固ならしめんことを希望し是等の目的を促進すべき條約を商議せしむるの目的を以て左の如く各全權委員を任命せり

亞米利加合衆國大統領

支那國駐劄亞米利加合衆國特命全權公使　ヂェイ・ヴイ・エー・マクマレー

支那共和國財政部長　宋子文

支那共和國國民政府委員會

因て各全權委員は會合の上互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後兩國間の左の條約を協定せり

第一條

亞米利加合衆國及支那國間に從來締結せられ且現に效力を有する諸條約に掲げられたる一切の規定にして支那國に於ける商品の輸入及輸出に對する稅、戾稅、通過稅及噸稅の稅率に關するものは之を廢止し其の效力を喪失せしめ完全なる國家の關稅自主權の原則を適用すべし但し締約國の一方は他の一方の領域內に於て前記の事項竝に之に關聯する一切の事項に關し別國に許與せらるる待遇に比し毫も差別的ならざる待遇を享有することを條件とす

何れの締約國の國民も他方締約國の領域內に於て其の輸入及輸出に際し如何なる口實を以てするも該國の國民又は別國の國民の納付する所と異るか又は之より高き何等の關稅、內地課金又は租稅をも徵收せらるることなかるべし

前二項の規定は千九百二十九年一月一日より實施せらるべし但し次條に規定する批准書交換が該期日迄に行はれたる場合に限る然らざる場合には批准書交換後四月を以て實施せらるべし

第二條

本條約の英吉利文及支那文は愼重に比較照合せられたるも兩文の間に意義の相違ありたる場合には英吉利文に表示せられたる意義に據るものとす

本條約は各締約國の憲法の規定する手續に從ひ批准せらるべく批准書は成るべく速に華盛頓に於て交換せらるへ

し

右證據として下名は其の權限に基き英吉利語及支那語にて作成せられたる本條約二通に署名調印せり

千九百二十八年七月二十五日即支那共和國十七年七月二十五日北平に於て作成す

ヂエイ・ヴィ・エー・マクマレー（印）

宋　子　文（印）

（附屬第四號）白耳義國「ルクセンブルグ」國同盟及支那國間修好通商暫定條約

（千九百二十八年十一月二十二日南京に於て調印）

自己の名に於て及現行の諸協定に基き「ルクセンブルグ」國大公殿下の名に於て行動する白耳義國皇帝陛下及支那共和國國民政府は相互に白耳義國「ルクセンブルグ」國同盟及支那國間に幸にして既に存在する友好關係を更に鞏固ならしめんとの希望に促され修好通商暫定條約を締結するに決し之が爲左の如く各其の全權委員を任命せり

白耳義國皇帝陛下

支那國駐劄白耳義國臨時代理公使男爵「ゼー、ギヨーム」

支那共和國國民政府主席

支那共和國國民政府外交部長　王　正　廷

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を交換し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條

兩締約國は關稅事項及其の一切の關係事項に付兩國が完全なる均等の立場に在ることを承認し且此の原則を基礎として右事項が專ら各其の國の國法に依り規定せらるべきことを約す

尙兩締約國は一切の關稅問題竝に之に關聯する一切の問題に關し兩締約國の何れも他の一方の領域內に於て別國に對して許與せらるる所より不利益なる待遇を課せられざることを約す

第二條

各締約國の國民は他方締約國の領域內に於て該締約國の法令及其の裁判所の裁判權に服すべきものとす

如何なる場合に於ても締約國の一方の國民は他の一方の領域內に於て商品の輸入及輸出に關し內國民又は別國の國民に依り支拂はるる所と異り又は之より高き關稅、通過稅又は其の他一切の租稅を課せらるることなかるべし

第三條

兩締約國は相互及均等待遇の原則に基く通商航海條約締結の目的を以て成るべく速に交涉を開始すべし

第四條

本條約は佛文、支那文及英文を以て作成す解釋に付相違ある場合には英文の本文を以て標準とす

第五條

本條約は成るべく速に批准せられ批准書は南京に於て交換せらるべく兩國政府が互に其の批准の完了せられたる事を通告したる日より實施せらるべし

第三章　國民政府の對外政策

右證據として各全權委員は本條約二通に署名調印せり

千九百二十八年十一月二十二日即支那共和國十七年十一月二十二日南京に於て作る

支那國駐劄白耳義國全權臨時代理公使男爵　ゼー、ギョーム　㊞

支那共和國國民政府全權外交部長　王正廷　㊞

附屬書　第一

以書翰啓上致候陳者本部長は本日支那國及白耳義國間に調印せられたる條約第二條が千九百三十年一月一日より效力を發生するものと諒解せらるべき旨支那共和國國民政府の名に於て陳述するの光榮を有し候右期日前に支那國政府は白耳義國臣民に對する裁判權の回收に關し白耳義國政府と細目協定を爲すべく候前記の期日迄に右協定の成立せざる場合には白耳義國臣民は爾後現に支那國に於て治外法權を享有する列國の過半數が之を拋棄するに同意すると同時に直に支那國の法令及裁判權に服すべきものに候

千九百二十八年十一月二十二日南京に於て

支那國駐劄白耳義國　臨時代理公使　男爵　ゼー、ギョーム　㊞

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰を以て左記の通御申越相成敬承致候

「本部長は本日支那國及白耳義國間に調印せられたる條約第二條が千九百三十年一月一日より效力を發生するものと諒解せらるべき旨支那共和國國民政府の名に於て陳述するの光榮を有し候右期日前に支那國政府は白耳義國臣民に對する裁判權の回收に關し白耳義國政府と細目協定を爲すべく候前記の期日迄に右協定の成立せざる場合には白耳義國臣民は爾後現に支那國に於て治外法權を享有する列國の過半數が之を拋棄するに同意すると同時に直に支那國の法令及裁判權に服すべきものに候」

本官は白耳義國政府が本件に付同意なることを閣下に通告するの光榮を有し候

本官は玆に閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十一月二十二日南京に於て

外交部長　王正廷　閣下

附屬書　第二

宣言

本部長は千九百三十年一月一日又は夫れ以前に於て現行の諸法典及法令の外に民法及商法が支那共和國國民政府に依り正當に發布せらるべき事を宣言するの光榮を有す

王正廷

附屬書　第三

第三章　國民政府の對外政策

共同宣言

支那國及白耳義國兩政府は兩締約國が國際私法に基く原則を一般的に承認する限りに於て本日調印せられたる支那條約中に自國法の適用が公安に反する場合を除き支那國に於ては白耳義國及「ルクセンブルグ」國臣民竝に白耳義國及「ルクセンブルグ」國に於ては支那國人民に對し各其の個人の地位に關する自國法の適用を保證するの一項を挿入するの必要を認めざりしことを宣言す

男爵　ゼー、ギヨーム

王正廷

附屬書　第四

宣言

本部長は支那國に於ける白耳義國臣民が領事裁判の特權を享受することを停止せられ且兩國の關係が完全なる均等の立場に立つに至りたる場合には支那國政府は現に支那國人民が白耳義國及「ルクセンブルグ」國の領域の如何なる部分に於ても居住し、商業を營み及財產を取得することを許容せらるる事實に鑑み白耳義國及「ルクセンブルグ」國臣民に對し支那國に於て其の法令及規則に規定せらるる制限に服することを條件として同一の權利を享受することを許容すべきことを支那共和國國民政府の名に於て宣言するの光榮を有す

王正廷

附屬書　第五

宣言

本官は支那國に於ける白耳義國及「ルクセンブルグ」國臣民は支那國政府に依り正當に發布せられたる法令及規則に規定せらるべき稅金を支拂ふべし但し右稅金は支那國と條約關係を有する凡ての列國の人民に依り支拂はるべきものなることを本國政府の名に於て宣言するの光榮を有す

男爵　ゼー、ギヨーム

（附屬第五號）「グレート、ブリテン」國及支那國間關稅自主條約

（千九百二十八年十二月二十日南京に於て調印）

「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土の皇帝印度皇帝陛下及支那共和國國民政府主席は幸に兩國間に存する親善關係を强固にし且兩國間の取引及商業を促進し且擴張せんことを欲し之が爲條約を締結することに決し左の如く各其の全權委員を任命せり

「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土の皇帝印度皇帝陛下

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」の爲に

支那國駐劄「グレート、ブリテン」國特命全權公使「ケー、ジー、エム、ジー」

「シー、ビー」、「エム、ヴイ、オー」　「サー、マイルス、ウエッダーバン、ランプソン」

支那共和國國民政府主席

支那共和國國民政府外交部長　王正廷

因て各全權委員は其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條

兩締約國間の現行諸條約の一切の規定にして支那國が適當と認むる方法に依て其の國定關稅稅率を制定するの權利を何等かの方法に依り制限するものは之を廢棄し國家の完全なる關稅自主の原則を適用すべきことを約す

第二條

兩締約國の國民は支那國及本條約の適用ある「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に於て右國民に依り輸入又は輸出せらるる物品に對し如何なる口實を以てするも同一出所の物品に對し支那國國民及「グレート、ブリテン」國國民に依り又は別國の國民に依り支拂はるる所と異り又は之より高き何等の關稅、内地課金又は租稅を夫々徵收せらるることなかるべし

第三條

「グレート、ブリテン」國皇帝陛下は兩締約國間の現行諸條約の一切の規定にして支那國が適當と認むる稅率を以て噸稅を課するの權利を制限すべきものは之を廢棄すべきことを約す

噸稅及之に關する一切の事項に關し支那國に於ける「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に在る支那國船舶は列國船舶に許與せらるる所より不利益ならざる待遇を享有すべし

第四條

本條約は批准せらるべく批准書は成るべく速に倫敦に於て交換せらるべし本條約は兩締約國が互に批准の完了せられたることを通告したる日より實施せらるべし

本條約の英吉利語及支那語の本文は愼重に比較照合せられたるも兩文の間に意義の相違ある場合には英吉利文の本文に表示せられたる意義に從ふべきものとす

千九百二十八年十二月二十日即ち支那共和國十七年十二月二十日南京に於て作る

マイルス、ダブルユー、ランプソン(印)

王　正　廷(印)

附屬書　第一

以書翰啓上致候陳者本日「グレート、ブリテン」國皇帝及支那共和國國民政府主席間に締結せられたる條約に關し本使は閣下に於て左記本使の諒解を確認せられんことを要求するの光榮を有し候

一、本條約の適用ある「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に於て產出又は製造せられて支那國に輸入せらるる物品及支那國に於て產出又は製造せられて前記「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域に輸入せらるる物品は何れの場所より到達するを問はず輸入稅、内地課稅、通過稅及之に關する一切の事項に關し別國の產品又は製品に許與せらるる所より不利益ならざる待遇を享有すべし

二、支那國に於て產出又は製造せられて本條約の適用ある「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域へ輸出せらるる物品及前記「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に於て產出又は製造せられて支那國へ輸出せらるる物品は輸出稅、輸出前に課せらるる内地課稅及通過稅竝に之に關する一切の事項に關し別國へ輸出せらるる

物品に許與せらるる所より不利益ならざる待遇を享有すべし

右申進旁本使は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

外交部長　王　正　廷　閣下

マイルス、ダブルユー、ランプソン

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰を以て左記の趣御申越相成敬承致候

「本日「グレート、ブリテン」國皇帝及支那共和國國民政府主席間に締結せられたる條約に關し本使は閣下に於て左記本使の諒解を確認せられんことを要求するの光榮を有し候

一、本條約の適用ある「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に於て產出又は製造せられて支那國に輸入せらるる物品及支那國に於て產出又は製造せられて前記「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域に輸入せらるゝ物品は何れの場所より到達するを問はず輸入稅、内地課稅、通過稅及之に關する一切の事項に關し別國の產品又は製品に許與せらるる所より不利益ならざる待遇を享有すべし

二、支那國に於て產出又は製造せられて本條約の適用ある「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域へ輸出せらるる物品及前記「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の領域内に於て產出又は製造せられて支那國へ輸出せらるる物品は輸出稅、輸出前に課せらるる内地課稅及通過稅竝に之に關する一切の事項に關し別國へ輸出せらるる物品に許與せらるる所より不利益ならざる待遇を享有すべし」

本部長は玆に閣下の諒解の正確なることを確認致候

右回答旁本部長は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

支那國駐劄「グレート、ブリテン」國公使

王　正　廷

「サー、マイルス、ダブルユー、ランプソン」閣下

附屬書　第二

以書翰啓上致候陳者本日「グレード、ブリテン」國皇帝陛下及支那共和國國民政府主席間に締結せられたる條約に關し本使は「カナダ」、「オーストラリア」聯邦、「ニュー、ジーランド」、南阿弗利加聯邦及「アイルランド」自由國に於ける皇帝陛下の政府竝に印度政府の名に於て支那國が其の適當なりとする率を以て關稅稅率を制定し又は噸稅を課するの權利を何等かの方法に依り制限する現行諸條約の規定に依り利益を享受するの前記諸政府の權利は本條約實施の日より皇帝陛下に依り拋棄せらるることを閣下に確保するの光榮を有し候

尙本使は皇帝陛下が同樣に「ニュー、フアウンドランド」、「サウザーン、ローデシア」竝に其の非自治殖民地保護領に關しても其の權利を拋棄することを閣下に確保するの光榮を有し候

皇帝陛下の前記諸領域の一切の部分に於て又は此等諸領域の管轄の下に在る一切の領域に於て又は皇帝陛下の宗主權の下にある一切の領域に於て又は「グレート、ブリテン」國、「オーストラリア」聯邦、「ニュー、ジーランド」若は南阿弗利加聯邦に於ける皇帝陛下の政府に依り委任統治が行はるる一切の領域に於て產出又は製造せらるる

物品は支那國に於て産出又は製造せらるる物品が前記の領域内に於て別國に於て産出又は製造せらるる物品に對し許與せらるる所と均しく有利なる待遇を享有するに限り支那國に於て最惠國待遇を許與せらるべき旨支那共和國國民政府の保證を得ば幸甚に候

尙支那國に於て産出又は製造せられて前記諸領域の何れかへ輸出せらるる物品は前記領域に於て産出又は製造せられて支那國へ輸出せらるる物品が當該事項に付別國へ輸出せらるる物品に對し許與せらるる所と均しく有利なる待遇を享有する限り輸出稅、輸出前に課せらるる內地課稅若は通過稅又は之に關する事項に付最惠國待遇を享有すべき旨支那共和國國民政府の保證を得ば幸甚に候

右申進旁本使は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

マイルス、ダブルユー、ランプソン

外交部長　王　正　廷　閣下

以書翰啓上致候陳者本部長は「カナダ」、「オーストラリア」聯邦、「ニュー、ジーランド」、南阿弗利加聯邦及「アイルランド」自由國に於ける皇帝陛下の政府竝に印度政府が支那國の適當なりと認むる率を以て關稅稅率を制定し又は噸稅を課するの權利を何等かの方法に依り制限する現行諸條約の規定に依り利益を享受するの權利を本日「グレート、ブリテン」國皇帝陛下及支那共和國國民政府主席間に締結せられたる條約實施の日より「グレート、ブリテン」國皇帝陛下に依り拋棄せられたる趣敬承致候尙本部長は皇帝陛下が「ニュー、ファウンドランド」、「サウザーン、ローデシア」竝に其の一切の非自治殖民地及保護領に關しても其の權利を拋棄せられたる趣敬承致候

本部長は皇帝陛下の前記諸領域の一切の部分に於て又は此等諸領域の管轄の下に在る一切の領域に於て又は皇帝陛下の宗主權の下にある一切の領域に於て又は「グレート、ブリテン」國、「オーストラリア」聯邦、「ニュージーランド」若は南阿弗利加聯邦に於ける皇帝陛下の政府に依り、委任統治が行はるる一切の領域に於て産出又は製造せらるる物品は支那國に於て産出又は製造せらるる物品が前記の領域內に於て別國に於て産出又は製造せらるる物品に對し許與せらるる所と均しく有利なる待遇を享有する限り支那國に於て最惠國待遇を享有すべき旨支那共和國國民政府に代りて閣下に保證するの光榮を有し候

尙本部長は支那國に於て産出又は製造せられて前記領域の何れかへ輸出せらるる物品は前記領域に於て産出又は製造せられて支那國へ輸出せらるる物品が當該事項に付別國へ輸出せらるる物品に對し許與せらるる所と均しく有利なる待遇を享有する限り輸出稅、輸出前に課せらるる內地課稅若は通過稅又は之に關する事項に付最惠國待遇を享有すべき旨支那共和國國民政府に代りて閣下に保證するの光榮を有し候

右回答旁本部長は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

王　正　廷

支那國駐劄「グレート、ブリテン」國公使

「サー、マイルス、ダブルユー、ランプソン」閣下

附屬書　第三

以書翰啓上致候陳者本日「グレート、ブリテン」國皇帝陛下及支那共和國國民政府主席の間に締結せられたる條

約に關し本使は國民政府に代り決定せらるべき國定關稅稅率中の從價稅率若は之に基く從量稅率は千九百二十六年の關稅會議に於て討議し且假に協定せられたる稅率と同一なること及右稅率は「グレート、ブリテン」國貨物に對し課せらるべき最高稅率なること尙右稅率は實施の日より少くとも一年間は右貨物に對する最高稅率として存續すべく且前記稅率の實施に當りては二月の豫告を與ふべきこと本使の諒解に有之候事を陳述するの光榮を有し候

閣下に於て前記諒解の正確なることを確認せらるるを得ば幸甚に候

國定關稅稅率實施後現に徵收せらるる關稅以外の各種課稅が尙存續するときは新稅率の其の取引に及ぼすべき影響に關し「グレート、ブリテン」國國民間に疑惑及危惧の念を生ずることあるべきに鑑み本使は通過中課せらるると目的地到達に際し課せらるるとを問はず輸入貨物に對する釐金、內地關稅、沿岸貿易稅其の他一切の租稅を確實に廢棄するに必要なる手段を成るべく速に執るべき意志を聲明せる千九百二十七年六月二十日南京に於て支那共和國國民政府の發表せる宣言に對し閣下の御注意を喚起致候尙本使は新國定關稅稅率若は今後の國定關稅稅率に於て課せらるべき稅率に從ひ海關に一度輸入稅を支拂ひたる貨物は前記宣言に列擧せられたるが如き種類の課稅より成るべく速に免除せらるべきこと國民政府の意向なる旨國民政府の名に依て保證せらるるを得ば欣快に存候

右申進旁本使は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

マイルス、ダブルユー、ランプソン

王　正　廷　閣下

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰に關し本部長は國民政府に依り決定せらるべき國定關稅稅率中の從價稅率若は之に基く從量稅率は千九百二十六年の關稅會議に於て討議し、且假に協定せられたる稅率と同一なること及右稅率は「グレート、ブリテン」國貨物に對する最高稅率として存續すべく且前記稅率の實施に當りては二月の豫告を與ふべき旨の閣下の御諒解の正確なることを確認するの光榮を有し候

尙本部長は國民政府に代りて千九百二十七年七月二十日附國民政府の宣言の條項を確認し且閣下の御要求の通り新國定稅率若は今後の國定關稅稅率に於て課せらるべき稅率に從ひ海關に一度輸入稅を支拂ひたる貨物は前記宣言に列擧せられたるが如き種類の課稅より成るべく速に免除せらるべきこと國民政府の意向なる旨を保證し得ることを欣快に存候

右回答旁本部長は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

王　正　廷

支那國駐劄「グレート、ブリテン」國公使

サー、マイルス、グブルユー、ランプソン閣下

附屬書　第四

第三章　國民政府の對外政策